

平成 26 年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

平成 27 年 6 月

「平成 26 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」のポイント

○ 政策評価法第 19 条（注）に基づき、毎年、国会に報告（今年で 13 回目）

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）抄
（国会への報告）

第 19 条 政府は、毎年、政策評価（略）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

1 各行政機関における政策評価の実施状況

○ 平成 26 年度の政策評価実施件数は、2,432 件（平成 25 年度実績：2,559 件）。

○ 事前評価：867 件

- ・ 公共事業：348 件
- ・ 研究開発課題：155 件
- ・ 租税特別措置等：138 件 等

○ 事後評価：1,565 件

- ・ 目標管理型の政策評価（注）：296 件
- ・ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象に評価：560 件
- ・ 完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象に評価：678 件 等

（注）「目標管理型の政策評価」：各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価。

2 各行政機関における政策評価結果の政策への反映状況

(1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算概算要求等を実施。

(2) 事後評価結果の政策への反映状況

○ 目標管理型の政策評価の反映状況

- ・ これまでの取組を引き続き推進：235 件
- ・ 施策の改善・見直しを実施：60 件 等

また、

予算概算要求に反映	：250 件
事前分析表に反映	：93 件

○ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象とした評価の反映状況

- ・ これまでの取組を引き続き推進：533 件
- ・ 改善・見直しを実施：21 件
- ・ 休止又は中止：6 件

⇒ 2 省で計 6 事業を休止又は中止 [厚生労働省、国土交通省]

上記 6 事業うち 5 事業（注）に係る総事業費：約 460 億円

同

残事業費：約 412 億円

（注）6 事業のうち 1 事業については、事業の具体的な内容の検討を行っている状況であったため、総事業費等については未定。

3 評価専担組織としての総務省における政策の評価の実施状況等

- 統一性・総合性確保評価（複数行政機関にまたがる政策について直接評価）
「消費者取引」（平成 26 年 4 月 18 日勧告）及び「食育の推進」（評価を実施中）について実施。
- 客観性担保評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った評価について点検）
 - ・ 租税特別措置等に係る政策評価の点検
対象とした政策評価は、11 行政機関の 144 件。このうち 133 件について課題を指摘。補足説明等を求めた結果、33 件について課題が解消。
 - ・ 規制の事前評価の点検
対象とした政策評価は、11 行政機関の 119 件。このうち 66 件について課題を指摘。補足説明等を求めた結果、全ての評価について課題が解消。
 - ・ 公共事業に係る政策評価の点検
対象とした政策評価は、3 行政機関の 15 事業区分 58 件。このうち 18 件について個別の指摘を実施。また、7 事業区分については、事業区分ごとに共通する指摘を実施。指摘に対し、各行政機関が修正等の作業中。
なお、平成 25 年度の点検対象のうち、4 事業区分 19 件についても、点検結果を 26 年 12 月 25 日関係行政機関に通知し、公表。
 - ・ 目標管理型の政策評価の点検
対象とした政策評価は、17 行政機関の 296 件。平成 26 年度は、ガイドライン（注）に基づく取組の初年度であることを踏まえ、各行政機関における取組について概観を得るため、「標準化・重点化」の実施状況を中心に点検を実施。点検状況を踏まえ、今後の政策評価の実施に当たってガイドラインを踏まえた一層の評価の質の向上が図られるよう、今般みられた目標管理型の政策評価に係る共通的な課題を各行政機関に共有。

（注） 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）

4 平成 26 年度における政策評価の取組（トピック）

- 目標管理型の政策評価について、標準化・重点化の取組を政府全体で実施など
- 目標管理型の政策評価の標準化・重点化の実施状況等
 - ・ 標準化については、本評価を実施した全ての行政機関（17 機関）が目標の達成度合いを各行政機関共通の 5 区分を用いて表示。
 - ・ 実施時期の重点化については、17 行政機関中 7 機関（約 4 割）が、施策ごとに評価を実施する年度を定め評価を実施。
 - ・ 内容の重点化については、目標未達成の原因分析を踏まえて政策の見直し・改善の方向性を明らかにするなど、踏み込んだ評価も一部あり。
 - 政策評価審議会の発足（政策評価・独立行政法人評価委員会の改組）
平成 26 年 6 月の独立行政法人通則法の一部改正法の成立に伴い、政策評価・独立行政法人評価委員会を改組することとし、27 年 4 月から政策評価審議会を発足。

はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、平成 13 年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、平成 14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てるものである。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、法第 19 条の規定に基づき、平成 26 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 13 回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に「Ⅱ 平成 26 年度における政策評価の取組（トピック）」において、平成 26 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 26 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載した上で、「Ⅳ 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」及び「Ⅴ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価」でその詳細を記載している。

目 次

I 政策評価制度の概要	
1 政策評価制度の仕組み等-----	1
2 政策評価の実施時期-----	6
3 政策評価の方式等-----	7
II 平成 26 年度における政策評価の取組（トピック）	
1 目標管理型の政策評価の標準化・重点化の実施状況等-----	11
2 政策評価審議会の発足（政策評価・独立行政法人評価委員会の改組）-----	13
III 政策評価等に関する計画、平成 26 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕	
1 各行政機関が行う政策評価（概要）-----	15
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）-----	31
IV 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕	
内閣府-----	35
宮内庁-----	45
公正取引委員会-----	47
国家公安委員会・警察庁-----	51
特定個人情報保護委員会-----	59
金融庁-----	63
消費者庁-----	71
復興庁-----	77
総務省-----	81
公害等調整委員会-----	87
法務省-----	91
外務省-----	97
財務省-----	107
文部科学省-----	115
厚生労働省-----	123
農林水産省-----	139
経済産業省-----	153
国土交通省-----	161
環境省-----	179
原子力規制委員会-----	185
防衛省-----	189
V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	
1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況-----	193
2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等-----	195

- * 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、平成 26 年度に評価書が公表されたものである。
なお、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択に係る評価等については、平成 27 年度予算の成立が 27 年 4 月 9 日となったことから、27 年 4 月までに公表されたものを含んでいる。
- * 「IV 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」は、行政機関ごとに、「1 政策評価に関する計画の策定状況」、「2 政策評価の実施状況等の概要（総括表）」及び「3 評価対象政策の一覧」の 3 項目で構成している。
なお、3 で記載している各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況についての詳細は、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)

(参考)各行政機関ホームページのURL一覧

行政機関	URL
内閣府	http://www8.cao.go.jp/hyouka/index.html
宮内庁	http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shiryo/seisaku/seisaku.html
公正取引委員会	http://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/seisaku/index.html
国家公安委員会・警察庁	http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/index.htm
特定個人情報保護委員会	http://www.ppc.go.jp/news/policy-evaluation/
金融庁	http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html
消費者庁	http://www.caa.go.jp/info/hyouka/index.html
復興庁	http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat12/seisaku/000656.html
総務省	http://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/index.html
公害等調整委員会	http://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/news/information/hyouka-top.htm
法務省	http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/kanbou_hyouka_hyouka01-01.html
外務省	http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html
財務省	http://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/
文部科学省	http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/seisakuhyouka/index.html
農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html
経済産業省	http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html
環境省	http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html
原子力規制委員会	http://www.nsr.go.jp/nra/seisaku_jikkou/hyouka/index.html
防衛省	http://www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/seisaku/index.html
政策評価ポータルサイト (総務省ホームページ)	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html

(注) 1 上記のURLは、各行政機関ホームページにおける政策評価に関する情報のトップページのものである(平成27年6月1日現在)。

2 各行政機関の政策評価書は、上記URLのほか、次の手順によっても閲覧可能。

総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>)

↓

「政策評価」

↓

「政策評価ポータルサイト」

↓

各行政機関の「政策評価トップページ」

I 政策評価制度の概要

1 政策評価制度の仕組み等

(1) 政策評価制度の導入

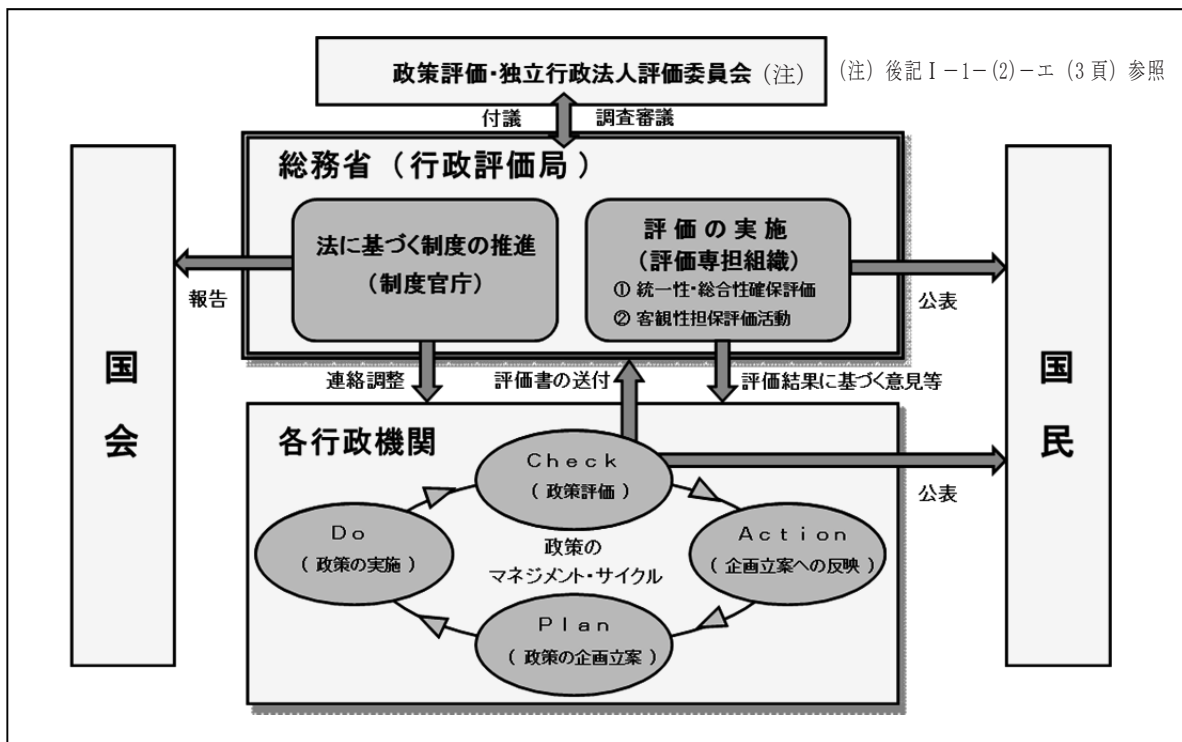
政策評価制度は、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として、中央省庁等改革の柱の一つとして、平成13年1月、全政府的に導入された。同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）が制定され、14年4月から施行されている。法施行以降、随時制度の見直しを行いながら、政府全体としての取組が進められている。

【後記I 図4（8ページ以下）参照】

(2) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本である。また、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織としての総務省は、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

(7) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を定めた政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととされている。また、事後評価については、その具体的な方法等を定めた事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（1）-ア（15ページ以下）及びⅣ（35ページ以下）参照】

(イ) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、i) 研究開発、ii) 公共事業、iii) 政府開発援助、iv) 規制及びv) 租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記Ⅲ-1-（1）-イ（16ページ以下）及びⅣ（35ページ以下）参照】

(ウ) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（2）-イ（24ページ以下）及びⅣ（35ページ以下）参照】

(イ) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（3）（26ページ以下）及びⅣ（35ページ以下）参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成できない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、以下のような評価活動を実施しており、総務大臣は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表することとされている。

なお、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、当該計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2-（1）（31ページ）及びⅤ（193ページ以下）参照】

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

2 以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であって、その政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認められるもの、又は 2 以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認められるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を行うこととされている。

【後記Ⅲ-2- (2) -ア (31 ページ以下) 及びⅤ (193 ページ以下) 参照】

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において、当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において、当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策について政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ-2- (2) -イ (33 ページ以下) 及びⅤ (193 ページ以下) 参照】

ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

エ 政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価に関する基本的事項及び各行政機関の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項について調査審議し、総務大臣に意見を述べるため、また、法の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理する等のため、総務省に政策評価・独立行政法人評価委員会が設置されていた。

なお、平成 26 年 6 月に独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）が成立し、27 年 4 月に、独立行政法人評価制度委員会が設置され、独立行政法人評価を所掌することとされた。これに伴い、政策評価・独立行政法人評価委員会が所掌していた政策評価に係る事務等については、同年 4 月に発足する政策評価審議会が担うこととなった。

【後記Ⅱ-2 (13 ページ) 参照】

(3) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成 14 年度の法施行から 26 年度までの 13 年間で延べ 72,005 件実施されている。

平成 14 年度以降 4 年間は毎年度 1 万件前後で推移したが、17 年 12 月の「政策評価に関する基本方針」(平成 13 年 12 月 28 日閣議決定)の改定等を踏まえ、各行政機関において評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18 年度及び 19 年度は約 4,000 件となった。

平成 20 年度は約 7,000 件と大幅に増加しているが、これは、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再評価（事業採択後一定期間（事業の種類によって 5 年又は 10 年）以上が経過しているものについての評価）の時期が到来したものが多かったことが主な要因である。

平成 21 年度以降は、国土交通省における再評価の時期が到来したものが少なかったほか、公共事業の評価を行っている行政機関における新規採択に係る評価の件数が減少していること等から、約 2,400～2,900 件程度で推移しており、26 年度は 2,432 件となっている。

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成 14 年度以降 26 年度までに、24 テーマについて政策の見直しや改善を図るため、関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、平成 16 年度から、従来の評価の実施形式の点検（要件審査）に加え、内容に係る点検（内容点検）に着手し、26 年度までに計 1,526 件の政策評価について関係行政機関に対し課題等を指摘している（22 年度からは、要件審査及び内容点検は区分せず「点検」として取組状況を整理）。

表 1 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

年度	各行政機関における評価実施件数 (単位：件)	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	
		統一性又は総合性を確保するための評価で勧告等を行ったもの (() 内は評価実施テーマ数で、複数年度にまたがる評価があり、翌年度以降に勧告したものを含む。)	政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 (() 内は課題等を指摘した件数)
平成 14	10,930	2 (9)	要件審査結果公表
15	11,177	4 (7)	要件審査結果公表
16	9,428	5 (5)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (11 件)
17	9,796	1 (7)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (23 件)
18	3,940	1 (6)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (25 件)

19	3,709	2 (6)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (47件)
20	7,088	2 (5)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (50件)
21	2,645	2 (4)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (39件)
22	2,922	1 (3)	点検結果公表 (租特：219件、規制：82件)
23	2,748	1 (3)	点検結果公表 (租特：165件、規制：85件、公共事業 (22年度分)：52件、公共事業 (23年度分)：11件)
24	2,631	1 (3)	点検結果公表 (租特：163件、規制：35件、公共事業：13件)
25	2,559	1 (3)	点検結果公表 (租特：221件、規制：54件、公共事業：11件)
26	2,432	1 (2)	点検結果公表 (租特：133件、規制：66件、公共事業 (25年度分)：3件、公共事業 (26年度分)：18件)
計	72,005	24	(計 1,526件)

(注) 1 統一性又は総合性を確保するための評価のテーマ名については、図4 (8ページ以下) 参照。

2 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の公表状況については、図4 (8ページ以下) 参照。

3 課題等を指摘した件数には、補足説明の結果、課題等が解消した評価を含む。

2 政策評価の実施時期

(1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、毎年度の業務開始に向け、年度末頃に翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価を実施している。

政策評価は、例年、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求提出期限までに多く実施されているとともに、公共事業の新規採択等のため、年度末にも多く実施されている。

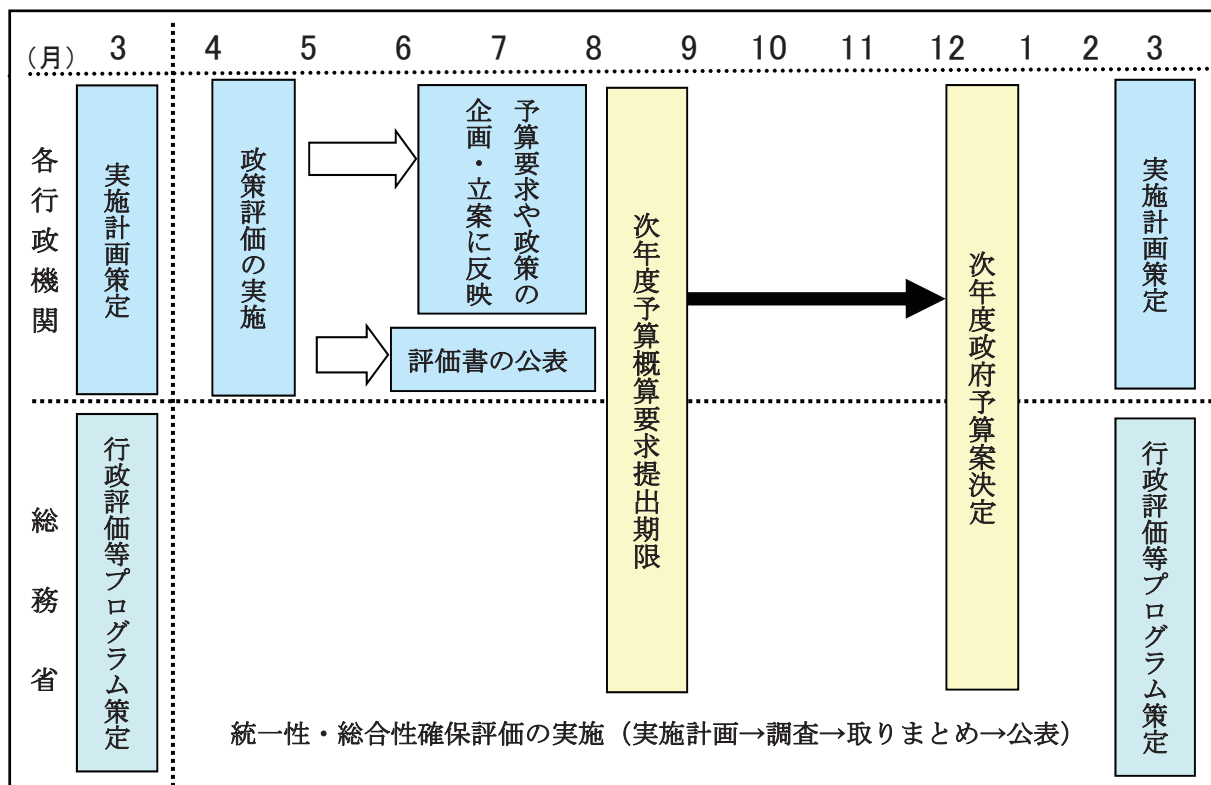
【後記Ⅲ-1-(2)-イ(24ページ以下)及びⅣ(35ページ以下)参照】

(2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、翌年度以降の3年間についての評価に関する計画に基づき実施している。当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしており、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2-(1)(31ページ)及びⅤ(193ページ以下)参照】

図2 各行政機関が行う政策評価の実施時期の例及び総務省が行う政策の評価の実施時期



3 政策評価の方式等

(1) 評価の三方式

各行政機関は、政策の特性等に応じて、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

【後記Ⅲ-1-(2) -ア-表4 (22 ページ) 及びⅣ (35 ページ以下) 参照】

図3 政策評価の代表的な評価方式

	対 象	時 点	目的・ねらい	方 法
事業 評価 方式	個々の事務 事業が中心、 施策も対象 となる	事前 必要に応じ事 後検証	事務事業の採 否、選択等に資 する見地	あらかじめ期 待される政策 効果やそれら に要する費用 等を推計・測定
実績 評価 方式	各行政機関の 主要な政策等	事後 定期的継続的 に実績測定、 目標期間終了 時に達成度を 評価	政策等の不断の 見直しや改善に 資する見地	あらかじめ政 策効果に注目 した達成すべ き目標を設定 し、目標の達成 度合いについて評価
総合 評価 方式	特定のテーマ (狭義の政 策・施策)	事後 一定期間経過 後が中心	問題点を把握し、 その原因を分析 するなど総合的 に評価	政策効果の発 現状況を様々 な角度から掘 り下げて分析 するなど総合 的に評価

(2) 目標管理型の政策評価

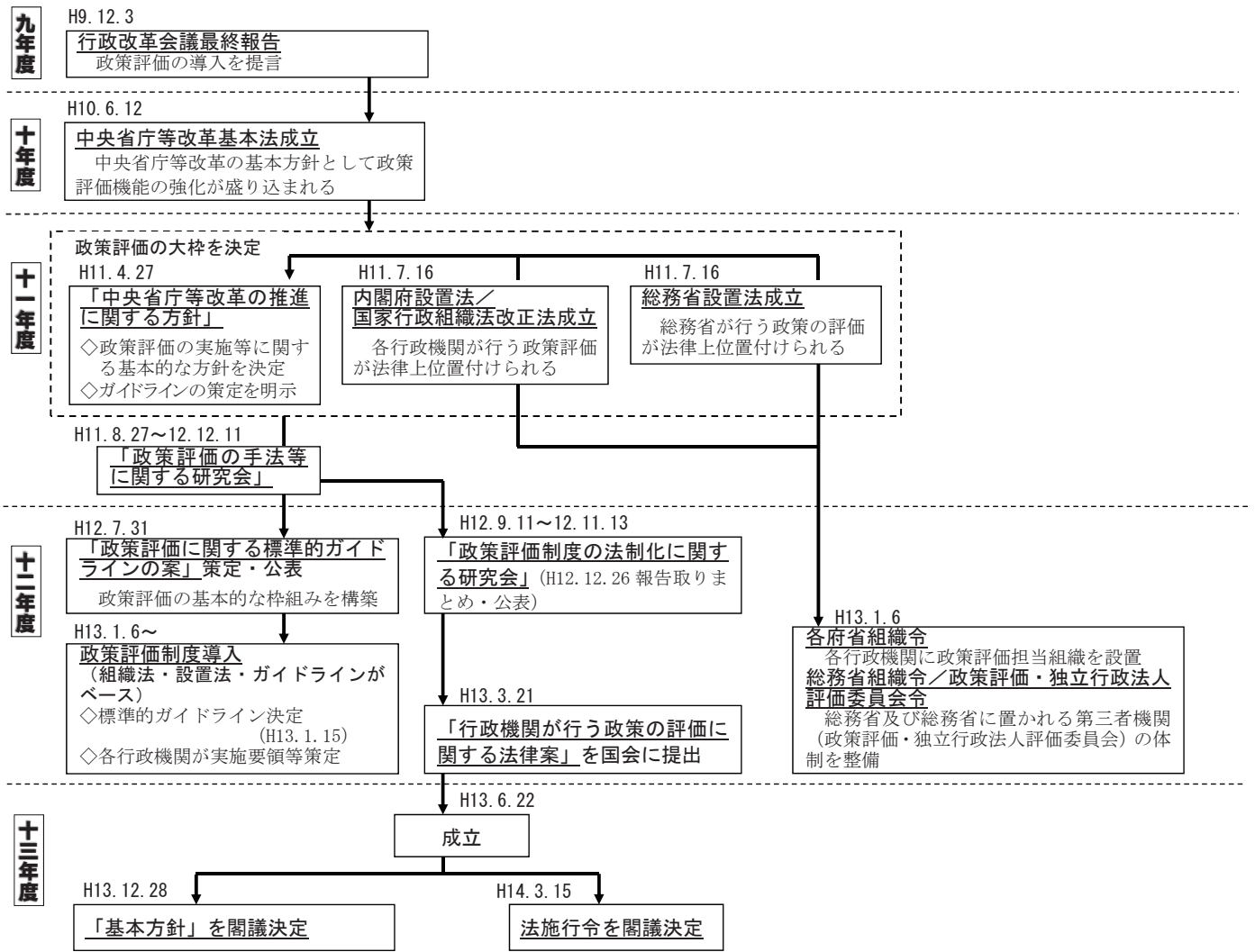
目標管理型の政策評価は、いわゆる「施策」レベルの政策を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価するものであり、評価方式としては、実績評価方式を用いている。

【後記Ⅱ-1 (11 ページ) 参照】

各行政機関が実施している目標管理型の政策評価の結果等の政策評価情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」において、一元的に閲覧・利用することが可能。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html)

図4 政策評価制度に関する主な経緯



H14. 4 法の施行		
十四年度 制度の展開等 各行政機関が行う政策評価 10,930件	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価 個別テーマの勧告等 地域輸入促進に関する政策評価(H15. 1. 28 意見通知) 容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価(H15. 1. 28 意見通知)	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動 要件審査 【1年目】 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検
	リゾート地域の開発・整備に関する政策評価(H15. 4. 15 意見通知) 障害者の就業等に関する政策評価(H15. 4. 15 意見通知) 政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価(H15. 6. 6 意見通知) 特別会計制度の活用状況に関する政策評価(H15. 10. 24 意見通知)	【2年目】 個別審査 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検 内容点検 内容の点検の取組方針の検討・公表
	経済協力(政府開発援助)に関する政策評価(H16. 4. 2 意見通知) 検査検定制度に関する政策評価(H16. 4. 2 意見通知) 少子化対策に関する政策評価(H16. 7. 20 意見通知) 湖沼の水環境の保全に関する政策評価(H16. 8. 3 意見通知) 留学生の受け入れ推進施策に関する政策評価(H17. 1. 11 意見通知)	【3年目】 個別審査 総括的審査 法施行3年目の全体像を整理 認定関連活動報告11件(公共事業・一般分野の政策)
十五年度 11,177件		
十六年度 H16. 10. 1 規制影響分析の試行的実施(～19. 9. 30) 9,428件		

評価法施行後 3 年経過

十七年度

制度の展開等

H17. 12. 16

- ◇基本方針の改定
(閣議決定)
- ◇政策評価の実施に関するガイドライン策定

各行政機関が行う政策評価

9, 796 件

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価
複数行政機関にまたがる政策を評価

大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価
(H18. 3. 31 意見通知)

総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動
各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動

【4 年目】
個別審査
モデル事業評価審査
総括的審査
初めて府省別に整理・分析し、課題を提示

認定関連活動報告
23 件
(公共事業・一般分野の政策)

十八年度

H19. 3. 30

- ◇法施行令の一部改正
- ◇基本方針の一部変更
- 事前評価の義務付け対象に規制を追加

3, 940 件

少年の非行対策に関する政策評価
(H19. 1. 30 意見通知)

【5 年目】
個別審査
モデル事業評価審査
総括的審査
府省ごとの課題の改善状況を確認

認定関連活動報告
25 件
(公共事業・一般分野の政策)

十九年度

H19. 8. 24

- ◇行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則の制定
- ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の策定

H19. 10. 1

規制の事前評価の義務付け開始

H19. 11. 12

平成 19 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表

3, 709 件

リサイクル対策に関する政策評価
(H19. 8. 10 意見通知)

P F I 事業に関する政策評価
(H20. 1. 11 勧告)

【6 年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
総括的審査
規制の事前評価について新たに点検

認定関連活動報告
47 件
(公共事業・一般分野の政策)

二十年度

H20. 11. 26

- 平成 19 年度政策評価の重要対象分野の評価結果等について公表
- 平成 20 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表

7, 088 件

自然再生の推進に関する政策評価
(H20. 4. 22 勧告)

外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価
(H21. 3. 3 勧告)

【7 年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
総括的審査
点検項目の重点化

認定関連活動報告
5 件
(公共事業：平成 19 年度継続)
45 件
(公共事業・一般分野の政策)

二十一年度

H21. 12. 16

平成 20 年度重要政策の評価の結果等について公表

H22. 1. 12

行政評価機能の抜本的強化ビジョン

2, 645 件

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 (H21. 5. 26 勧告)

世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価
(H21. 6. 26 勧告)

【8 年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
規制の事前評価の審査
総括的審査
規制の事前評価について個別に点検

認定関連活動報告
4 件
(公共事業：平成 20 年度継続)
35 件
(公共事業・一般分野の政策)

二十二年度

H22. 5. 25

◇基本方針の一部変更

H22. 5. 28

- ◇法施行令の一部改正
- ◇「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の策定
- ◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の策定

租税特別措置等の政策評価の義務付け開始

2, 922 件

バイオマスの利活用に関する政策評価 (H23. 2. 15 勧告)

点 検
※要件審査と内容点検は区分せず「点検」として整理

【9 年目】
成果重視事業評価審査
租税特別措置等評価の点検 219 件
規制の事前評価の点検 82 件

- ・租税特別措置等評価について初めて点検
- ・公共事業に係る政策評価の平成 22 年度点検分について、平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生したことを受け、翌年度まで、継続して点検

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">二十三年度</p>	<p>制度の展開等</p> <p>H24. 3. 27</p> <p>◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の策定</p>	<p>各行政機関が行う政策評価</p> <p>2,748件</p>	<p>総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価</p> <p>児童虐待の防止等に関する政策評価 (H24. 1. 20 勧告)</p>	<p>総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動</p> <p>【10年目】</p> <p>租税特別措置等評価の点検 165件 規制の事前評価の点検 85件 公共事業に係る政策評価の点検 (22年度点検分) 52件 公共事業に係る政策評価の点検 (23年度点検分) 11件</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">二十四年度</p>	<p>H24. 4～</p> <p>◇事前分析及び評価書の標準様式の導入</p>	<p>2,631件</p>	<p>法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価 (H24. 4. 20 勧告)</p>	<p>【11年目】</p> <p>租税特別措置等評価の点検 163件 規制の事前評価の点検 35件 公共事業に係る政策評価の点検 13件</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">二十五年</p>	<p>H25. 4. 26</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の改正</p> <p>H25. 8. 5</p> <p>◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の改正</p> <p>H25. 12. 20</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の策定</p>	<p>2,559件</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 (H25. 6. 25 勧告)</p>	<p>【12年目】</p> <p>租税特別措置等評価の点検 221件 規制の事前評価の点検 54件 公共事業に係る政策評価の点検 11件</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">二十六年</p>	<p>H26. 4～</p> <p>◇「目標管理型の政策評価」の標準化・重点化の導入</p>	<p>2,432件</p>	<p>消費者取引に関する政策評価 (H26. 4. 18 勧告)</p>	<p>【13年目】</p> <p>租税特別措置等評価の点検 133件 規制の事前評価の点検 66件 公共事業に係る政策評価の点検 (25年度点検分) 3件</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">二十七年</p>	<p>H27. 4. 1</p> <p>◇「政策評価審議会」の発足 → 政策評価・独立行政法人評価委員会を改組</p>			<p>公共事業に係る政策評価の点検 (26年度点検分) 18件</p>

(注) 上記の件数は点検の過程において、課題等を指摘した件数(補足説明の結果課題等が解消した評価を含む)である。

Ⅱ 平成 26 年度における政策評価の取組（トピック）

1 目標管理型の政策評価の標準化・重点化の実施状況等

各行政機関では、主要な政策についての事後評価として、いわゆる「施策」単位で、あらかじめ設定された目標の達成度合いを測定する評価が広く行われている（目標管理型の政策評価）。このような評価を、政策・予算の見直しに活用しやすくするとともに、国民にとって分かりやすいものとするため、平成 25 年 12 月に「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、26 年度以降に行う政策評価について、標準化・重点化及び行政事業レビューとの連携強化といった取組を推進することとした。

具体的には、①施策の進捗状況を横断的に分かりやすく把握できるようにするために、各行政機関共通の 5 区分で目標の達成度合いを明示すること（標準化）とするとともに、②毎年度の評価対象の重点化を図り、施策の節目に合わせて評価を実施すること（実施時期の重点化）とし、その際、③これまでよりも一歩踏み込んだ評価を行うこと（内容の重点化）とした。

平成 26 年度においては、「標準化」については、同年度に目標管理型の政策評価を実施した 17 行政機関全てにおいて、目標達成度合いが 5 区分で明示されていた。ただし、目標達成度合いの測定がガイドラインに沿って行われていない等の課題もみられた。「実施時期の重点化」については、17 行政機関中 7 行政機関において、施策ごとに評価を実施する年度を定めるなど評価の実施時期を重点化し、一部の施策を対象に評価が実施されていた（注）。また、「内容の重点化」については、目標達成度合いの測定に加え、踏み込んだ評価が十分に行われているとはいえないものの、目標を達成しなかった原因を分析し、当該原因分析を踏まえて政策の見直し・改善の方向性が明らかにされている評価など、踏み込んだ評価も一部みられた。

（注）平成 26 年度は目標管理型の政策評価の実施時期に当たっていないことから、評価を実施しなかった 3 行政機関のうち、2 行政機関においても、評価の実施時期が重点化されている。

また、総務省において評価書を点検したところ、行政事業レビューにおける指摘を踏まえた事業（達成手段）の見直しの方向性や事業の効果を把握するための測定指標の見直しを明らかにするなど、政策評価と行政事業レビューとの連携を深める工夫を行っている評価がみられた。

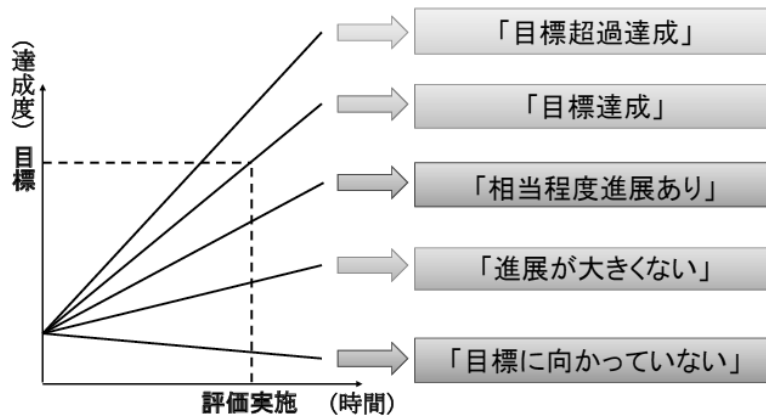
このような状況等を踏まえ、今後の目標管理型の政策評価の実施に当たって、踏み込んだ評価や行政事業レビューとの連携を行うなど、ガイドラインを踏まえた一層の評価の質の向上が図られるよう、共通的な課題を各行政機関と共有した。

なお、別途、行政事業レビューとの連携については、本報告の取りまとめに際し、各行政機関に対し、評価の実施に当たり、行政事業レビューとの情報等の相互活用が図られたものについて照会したところ、政策評価と行政事業レビューとの相互に情報、結果等を活用した等とするものが、160 件あった。

図 1

評価結果の標準化

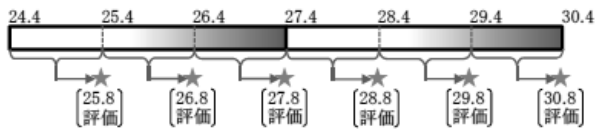
<平成26年度から目標の達成度合いについて全政府共通の5区分を導入>



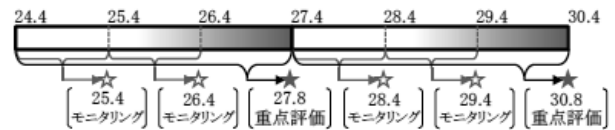
実施時期の重点化

単に毎年度評価を実施するのではなく、施策の節目にあわせて実施 (評価未実施の年度は、モニタリングで進捗管理)

<これまでの例>



<これからの例>



(モニタリングの結果が悪い場合は、評価を前倒して実施し、早期に問題点を把握し施策を立て直す)

内容の重点化

目標達成状況のチェックだけでなく、下記の深掘りをして踏み込んだ評価へ

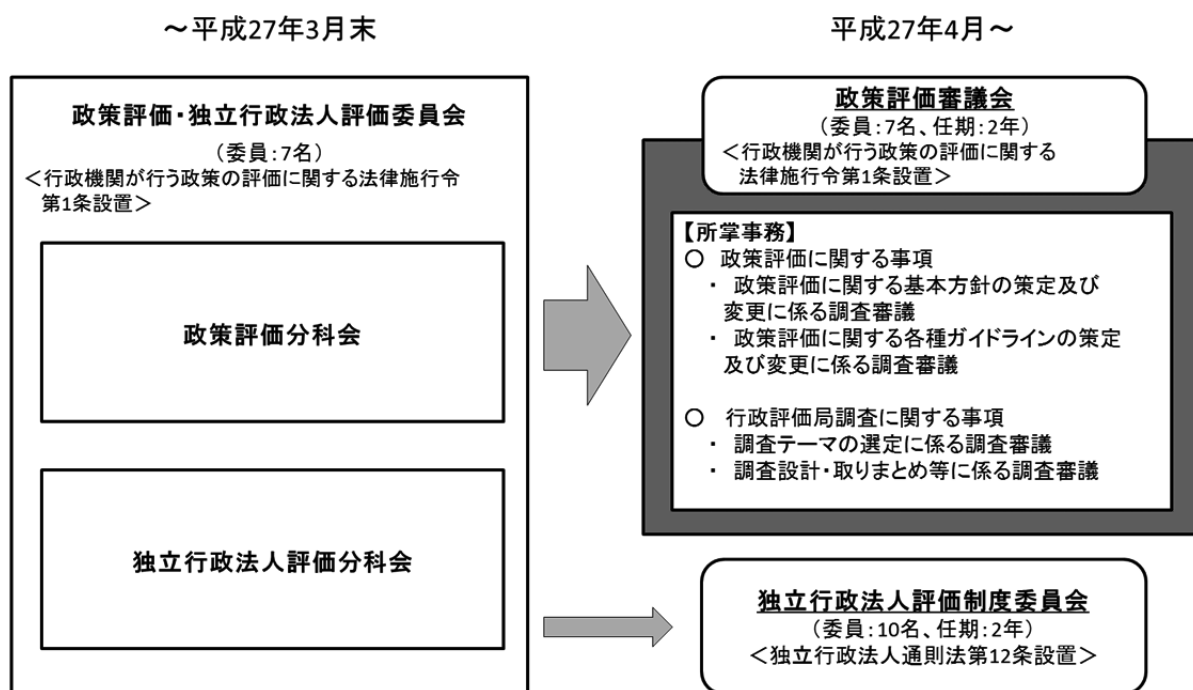
- | | |
|--|---|
| <p>①事前に想定できなかった要因の分析
〔外部要因による影響(土を問わず)はあったか〕</p> <p>②達成手段の有効性・効率性の検証
〔目標を達成するための手段である事務事業が有効かつ効率的に機能しているか〕</p> | <p>③未達成となった原因の分析
〔取組自体を変更する必要があるのか、それとも運用面の工夫でことたりるのか〕</p> <p>④目標の妥当性と必要な見直し
〔事前に設定した目標は、甘すぎず、厳しすぎず適切であったか〕</p> |
|--|---|

2 政策評価審議会の発足（政策評価・独立行政法人評価委員会の改組）

政策評価に関する基本的事項及び各行政機関の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項について調査審議し、総務大臣に意見を述べるため、また、法の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理する等のため、総務省に政策評価・独立行政法人評価委員会が設置されていた。

なお、平成26年6月に独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）が成立し、27年4月に、独立行政法人評価制度委員会が設置され、独立行政法人評価を所掌することとされた。これに伴い、26年度まで政策評価・独立行政法人評価委員会が所掌していた政策評価に係る事務については、同年4月に発足する政策評価審議会が担うとともに、総務省が行う行政評価局調査に関する重要事項についても所掌することとされた。

図2 政策評価審議会について



Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 26 年度の実施状況等
〔政府全体の状況〕

1 各行政機関が行う政策評価（概要）

(1) 政策評価に関する計画

ア 計画期間

○ 基本計画（法第6条第1項）及び実施計画（法第7条第1項）の計画期間の状況

各行政機関の基本計画及び実施計画の計画期間については、表1のとおりとなっている。

- 基本計画の計画期間については、5年としている機関が14機関、3年としている機関が4機関、その他3機関となっている。
- 実施計画の計画期間については会計年度（4月から翌年の3月まで）としている機関が20機関、その他1機関となっている。

（表1）

表1 基本計画及び実施計画の計画期間

基本計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況								
		平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
5年	宮内庁*					←→				
	公正取引委員会					←→				
	金融庁*					←→				
	消費者庁*					←→				
	総務省					←→				
	法務省*					←→				
	外務省					←→				
	財務省*					←→				
	文部科学省					←→				
	厚生労働省					←→				
	農林水産省					(実施計画の期間) 26. 4. 22~27. 3. 31 ←→				
	国土交通省*					←→				
	環境省					←→				
	防衛省					←→				
3年	内閣府*					←→				
	国家公安委員会・警察庁*					←→				
	公害等調整委員会*					←→				
	経済産業省					←→				
その他	特定個人情報保護委員会*					(基本計画の期間) 26. 1. 1~30. 3. 31 ←→				
	復興庁					(基本計画の期間) 24. 2. 10~28. 3. 31 ←→				
	原子力規制委員会					(基本計画の期間) 24. 9. 19~29. 3. 31 ←→				

- (注) 1 「」は基本計画の計画期間、「 \longleftrightarrow 」は実施計画の計画期間を表す。
 2 「行政機関名」欄において「*」を付した行政機関は、実施計画等において、評価書の作成・公表時期を計画期間以降と定めているものがある。
 3 特定個人情報保護委員会は、平成 26 年 1 月 1 日に、復興庁は、24 年 2 月 10 日に、原子力規制委員会は、24 年 9 月 19 日に設置されたため、上記のような基本計画の期間となっている。
 4 農林水産省は、実施計画の計画期間を計画策定日（平成 26 年 4 月 22 日）以降としているため、上記のような計画期間となっている。

イ 政策評価の対象とする政策及びその評価方式

○ 事前評価の対象とする政策及びその評価方式（法第 6 条第 2 項第 5 号）の状況

- 事前評価については、法第 9 条の規定に基づき実施が義務付けられている政策（一定の要件に該当する研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）があるが、表 2 のとおり、基本計画において、義務付けられていない評価についても実施又は実施に努める旨を定めている行政機関が 11 機関となっている。また、義務付けられていない政策を含め、事前評価の評価方式としては事業評価方式が中心となっている。

(表 2)

表2 事前評価の対象とする政策（義務付けられているもの以外）及び事前評価の評価方式

行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
内閣府	—	事業評価方式
宮内庁	—	事業評価方式
公正取引委員会	義務付けられているもの以外の規制（実施に努める。）	総合評価方式又は事業評価方式
国家公安委員会・警察庁	—	事業評価方式（必要に応じ総合評価方式）
特定個人情報保護委員会	—	—
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業 義務付けられている研究開発、公共事業、政府開発援助に準じるもので、社会的影響の大きい政策 	事業評価方式
消費者庁	—	事業評価方式
復興庁	—	事業評価方式
総務省	事前の検証が必要と認められる政策	事業評価方式
公害等調整委員会	政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じ実施	—
法務省	政策所管部局等が評価対象として必要と認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの	事業評価方式
外務省	実施が義務付けられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置（特定行政目的の実現のために税負担の軽減・繰り延べを行うものに限る。）に係る政策（実施に努める。）	総合評価方式*

行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
財務省	義務付けられているもの以外の政策（実施に努める。）	事業評価方式
文部科学省	法人税、法人事業税及び法人住民税に係る租税特別措置以外の税制及び財政投融资（必要に応じ実施）	事業評価方式
厚生労働省	—	事業評価方式
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度 基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策 	事業評価方式
経済産業省	—	事業評価方式*
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。） 公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業 重点的に推進する研究開発課題等 	事業評価方式
環境省	法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策（実施に努める。）	事業評価方式*
原子力規制委員会	—	—
防衛省	—	事業評価方式

（注） 1 本表は、各行政機関の基本計画を基に作成した。なお、詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。

2 「事前評価において基本とする評価方式」欄において「*」を付した行政機関は、採用する評価方式について基本計画に明記していないが、本表では、実際に採用している評価方式を記載した。

○ 事後評価の対象とする政策及びその評価方式（法第7条第2項）の状況

- ・ 行政機関の長は、事後評価の対象とする政策について、毎年の実施計画において次の3種類の政策を定めなければならないこととされている。
 - ① 行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）
 - ② 政策の決定後5年経過しても着手していない政策（「未着手」（法第7条第2項第2号イ））及び政策の決定後10年経過しても完了していない政策（「未了」（法第7条第2項第2号ロ））
 - ③ その他の政策（法第7条第2項第3号）
- ・ 各行政機関における上記3類型ごとの政策の状況は、表3のとおりである。
- ・ また、各行政機関は、政策の特性に応じた評価方式を用いており、主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策のうち、目標管理型の政策評価を実施している政策については、19機関が実績評価方式を、「未了」の政策については、2機関が事業評価方式を、1機関が総合評価方式を用いている。
- ・ その他の政策については、3機関が対象政策を記載している。

（表3）

表3 事後評価の対象とする政策及びその評価方式

行政機関名	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)			未着手・未了の政策		その他の政策 (法第7条第2項第3号)
	事業評価方式	実績評価方式 (下線を付した政策は目標管理型の政策評価 (〔 〕 は件数))	総合評価方式	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	
内閣府*	—	23 政策 (68 施策 [68])	19 施策	—	—	—
宮内庁*	1 政策 (直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等)	—	—	—	—	—
公正取引委員会	—	1 施策 [1]	—	—	—	—
国家公安委員会・警察庁*	1 政策、1 規制	7 基本目標 (18 業績目標) [18]	1 行政課題	—	—	—
特定個人情報保護委員会*	—	3 政策 [3]	—	—	—	—
金融庁*	・過去に事前評価を実施し平成26年度に効果が発現する予定の事業 ・成果重視事業については、平成26年度中の効果発現予定の有無に関わらず事後評価を実施 ・政策評価の実施が義務付けられている法人税等関係の租税特別措置等 (特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。) に係る政策等	20 施策 [20]	—	—	—	—
消費者庁*	—	11 施策 [11]	—	—	—	—
復興庁	—	1 施策 [1]	—	—	—	—
総務省	・法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策であって、事後の検証が必要と認められるもの ・国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等 (特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。) のうち法人税等に係るもの	6 政策 [6]	—	—	—	—
公害等調整委員会*	—	2 政策 (3 目標 [3])	—	—	—	—
法務省*	2 施策 (法務に関する調査研究)	17 施策 [17]	1 施策	—	—	—
外務省	—	4 基本目標 (10 施策) [10]	—	—	政府開発援助9案件 (総合評価方式)	—
財務省*	租税特別措置等に係る政策のうち、基本方針等により評価を行うこととされた法人税等に係るもの	6 総合目標、25 政策目標 [31]	—	—	—	—

文部科学省		13の政策目標に係る19の 施策目標[19]	実績評価等で明らかにな った個別の政策課題(必要 に応じて実施)	—	—	実施計画に定める もののほか、必要 な事項 ・ 施策目標のうち総 合評価を実施するこ ととされているもの ・ 指標のモニタリング結 果等により評価の必要 が注じた政策 ・ 総合科学技術会議にお いて対象とすることと された研究開発(事業評 価方式)等
厚生労働省	7 事業(事前評価の実施後、一 定期間が経過した事業) 1 成果重視事業	14 施策目標[14]	—	—	公共事業(水道施設 整備事業評価実施 要領で規定) (事業評価方式)	
農林水産省	35 公共事業(期中) 58 公共事業(完了後) 2 研究開発課題(終了時)	16 政策分野[16]	1 政策分野	—	6 公共事業 (事業評価方式)	—
経済産業省	—	27 政策[27]	—	—	—	—
国土交通省*	417 公共事業(期中) 71 公共事業(完了後) 1 研究開発課題(期中) 55 研究開発課題(終了時)	13の政策目標に係る44施 策目標[44]	4 テーマ	—	—	—
環境省	—	5 施策に含まれる22 目標 [22]	—	—	—	租税特別措置等に係 る政策について、期 限の定めのない措置 や10年以上にわた って存続している措 置から計画的に対象 とする
原子力規制委員会	—	3 施策目標[3]	—	—	—	—
防衛省	—	—	—	—	—	—
計	10 機関	19 機関	6 機関	0 機関	3 機関	3 機関

(注) 1 本表は、各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。なお、詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。

2 成果重視事業とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)に基づき、明確な目標設定と弾力的な予算執行によって、事業の効率化を旨とするものである。

3 経済産業省の実施計画では評価方式を明示していないが、基本計画において事後評価の実施に当たっては実績評価を原則とする旨定めている。

4 「*」を付した行政機関は、実施計画等において、評価書の作成・公表時期を計画期間以降と定めているものがある。

ウ その他の事項

- **政策評価の結果の政策への反映に関する事項**（法第6条第2項第8号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価の結果を政策の企画立案に適切に反映する」、「政策評価担当組織、政策所管部局、予算等を担当する調整部局との連携を図る」旨などを定めている。
- **インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項**（法第6条第2項第9号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する情報をインターネットのホームページへの掲載等により公表する」旨を定めている。
- **その他政策評価の実施に関し必要な事項**（法第6条第2項第11号）の状況
いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する国民の意見・要望を受け付けるための窓口」を明らかにするとともに、寄せられた意見・要望等を適切に活用する旨を定めている。

(2) 政策評価の実施

ア 評価実施件数等

- **政策評価の実施状況（評価実施件数等）**
各行政機関において行われた評価実施件数、その対象とした政策及び評価方式については、表4のとおりとなっている。
 - ・ 各行政機関において行われた評価実施件数の合計は、2,432件である（平成25年度2,559件）。
 - ・ 事前評価・事後評価別の実施状況をみると、図1のとおり、事前評価が867件、事後評価が1,565件となっている。
 - ・ 事前評価については、図2のとおり、公共事業を対象としたものが最も多く348件、次いで研究開発課題を対象としたものが155件、租税特別措置等を対象としたものが138件の順となっている。なお、事前評価867件のうち、特定5分野の政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等をいう。以下同じ。）を対象としたものは813件である。
 - ・ 事後評価については、図3のとおり、完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等）を対象としたものが最も多く678件、次いで未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象としたものが560件となっている。
 - ・ 事後評価のうち目標管理型の政策評価は、図3のとおり、296件となっている。

（表4、図1、図2、図3）

(単位：件)

表4 政策評価の実施状況（評価実施件数等）

行政機関名	事前評価			事後評価				事後評価			小計	合計		
	公共事業 (官庁官 庁業務等 を含む) 対象(事業 評価方式)	研究開 発課題 を対象 (事業 評価方式)	租税特 別措置 等に対 象(事業 評価方式)	規制を 対象(事 業評価 方式)	実施中の政策(未着手・未了除く)			租税特 別措置 等に対 象(事業 評価方式)	未着手・未了 公共事業 (官庁官 庁業務等 を含む) 対象(事業 評価方式)	研究開 発課題 を対象 (事業 評価方式)			完了後・終了時 公共事業 を対象 (事業 評価方式)	一般分 野の政 策に対 象(事 業評価 方式)
					目標管理 型の政策 評価(業績 評価方式)	一般分野の政策を対象								
						左記以外	左記以外							
内閣府	0	0	14	4	0	78	0	0	0	0	0	0		
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
公正取引委員会	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1		
国家公安委員会・警察庁	0	0	2	14	0	18	0	1	0	0	0	21		
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
金融庁	0	0	8	6	0	20	0	1	0	0	0	21		
消費者庁	0	0	0	1	0	10	0	0	0	0	0	10		
復興庁	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1		
総務省	0	5	8	6	0	6	0	0	0	3	1	11		
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3		
法務省	0	0	0	4	0	17	1	0	0	0	0	22		
外務省	0	0	0	0	63	10	0	0	0	8	0	18		
財務省	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	31		
文部科学省	0	5	4	2	0	19	0	0	0	0	0	19		
厚生労働省	29	51	19	29	0	14	0	6	8	0	0	501		
農林水産省	145	4	14	1	0	16	0	1	0	69	0	200		
経済産業省	174	9	35	19	0	27	0	0	0	3	0	30		
国土交通省	0	65	22	18	0	0	0	4	0	441	0	571		
環境省	0	0	6	5	0	22	0	0	0	0	0	24		
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3		
防衛省	0	16	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	348	155	138	109	63	296	1	12	10	552	8	1,565		
			813			23	1	7		678		2,432		

(注) 1 「事前評価」欄の「公共事業を対象」、「研究開発課題を対象」、「租税特別措置等を対象」及び「規制を対象」の各欄には、法第9条の規定により事前評価の実施が義務付けられているものほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものも含まれる。以下の表6で同じ。

2 「事前評価」欄の「規制を対象」欄の評価については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合、当該評価の数を実施件数として計上した。以下の表6で同じ。

3 「事後評価」欄の「未着手・未了」欄には、法第7条第2項第2号の規定により事後評価が義務付けられているものほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものも含まれる。以下の表7で同じ。

4 「一般分野の政策」とは、特定5分野の政策を除く政策をいう。以下の表6及び表7で同じ。

5 目標管理型の政策評価については、前記1～3「政策評価の方式等」(7ページ)参照。

図1 政策評価の実施状況（事前・事後別評価実施件数）

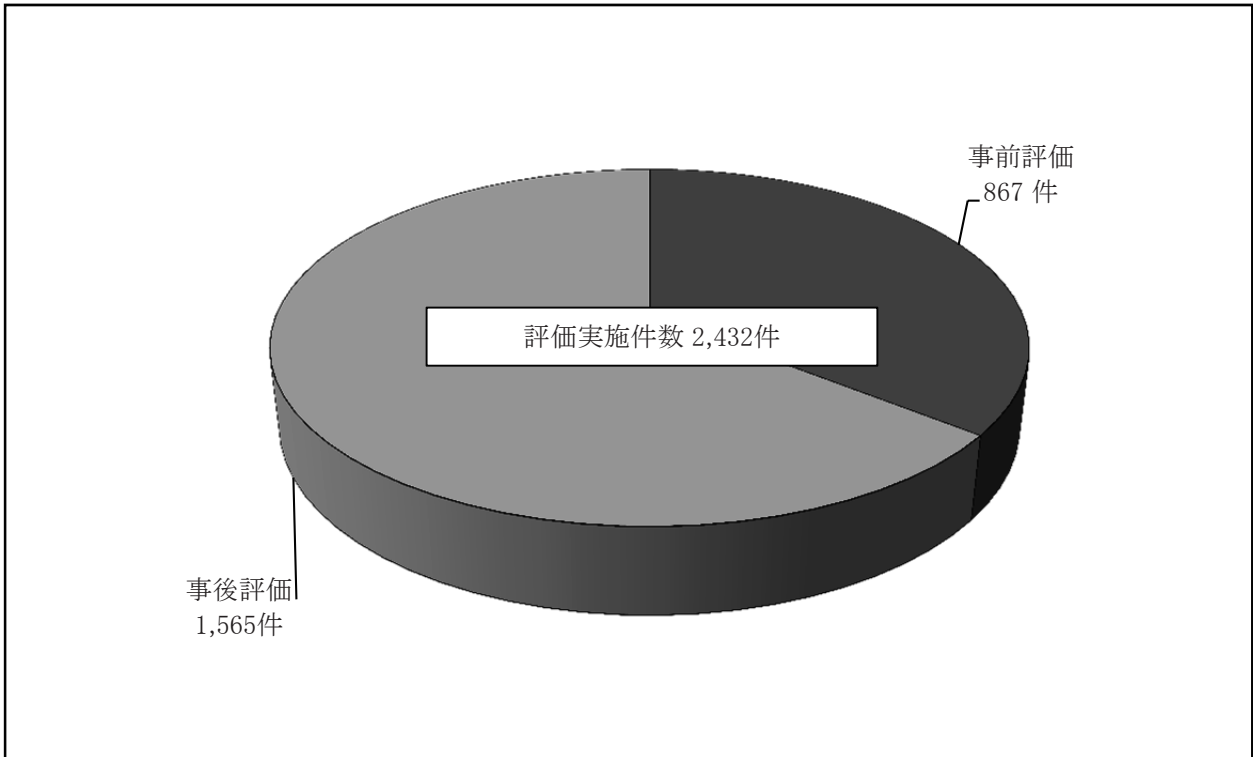


図2 事前評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

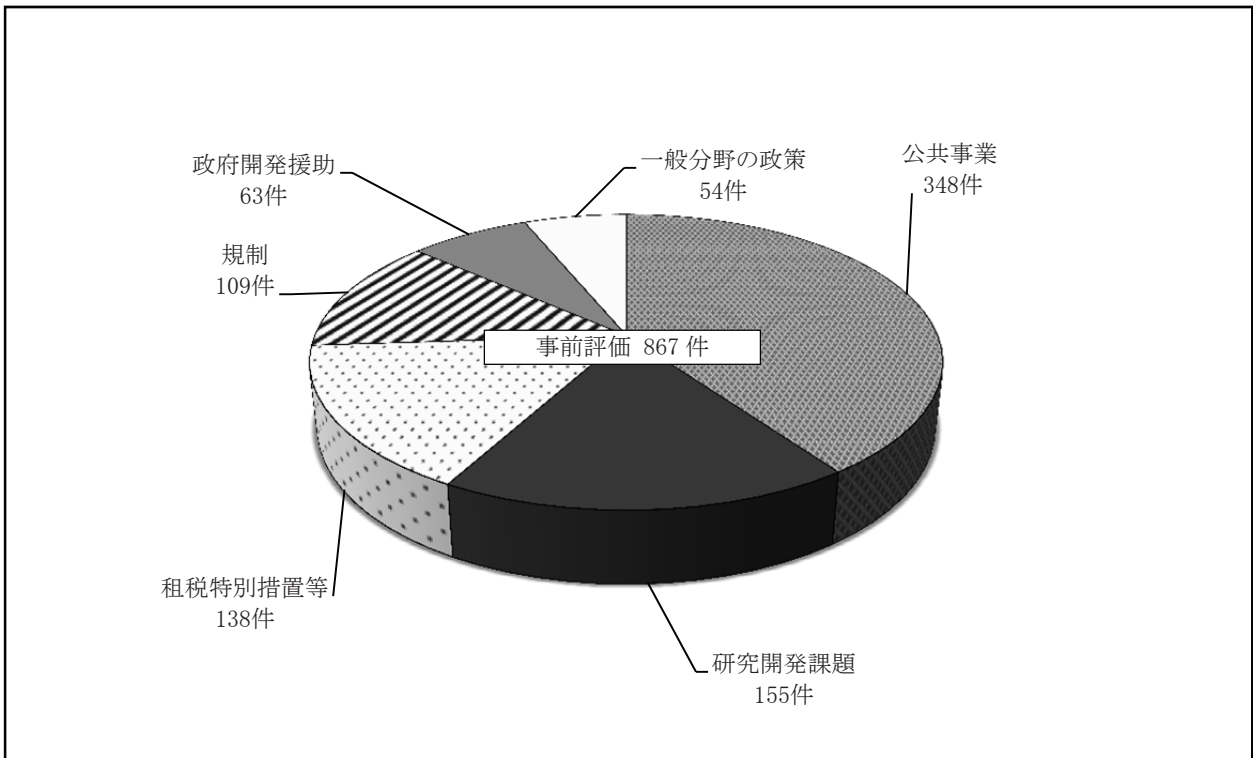
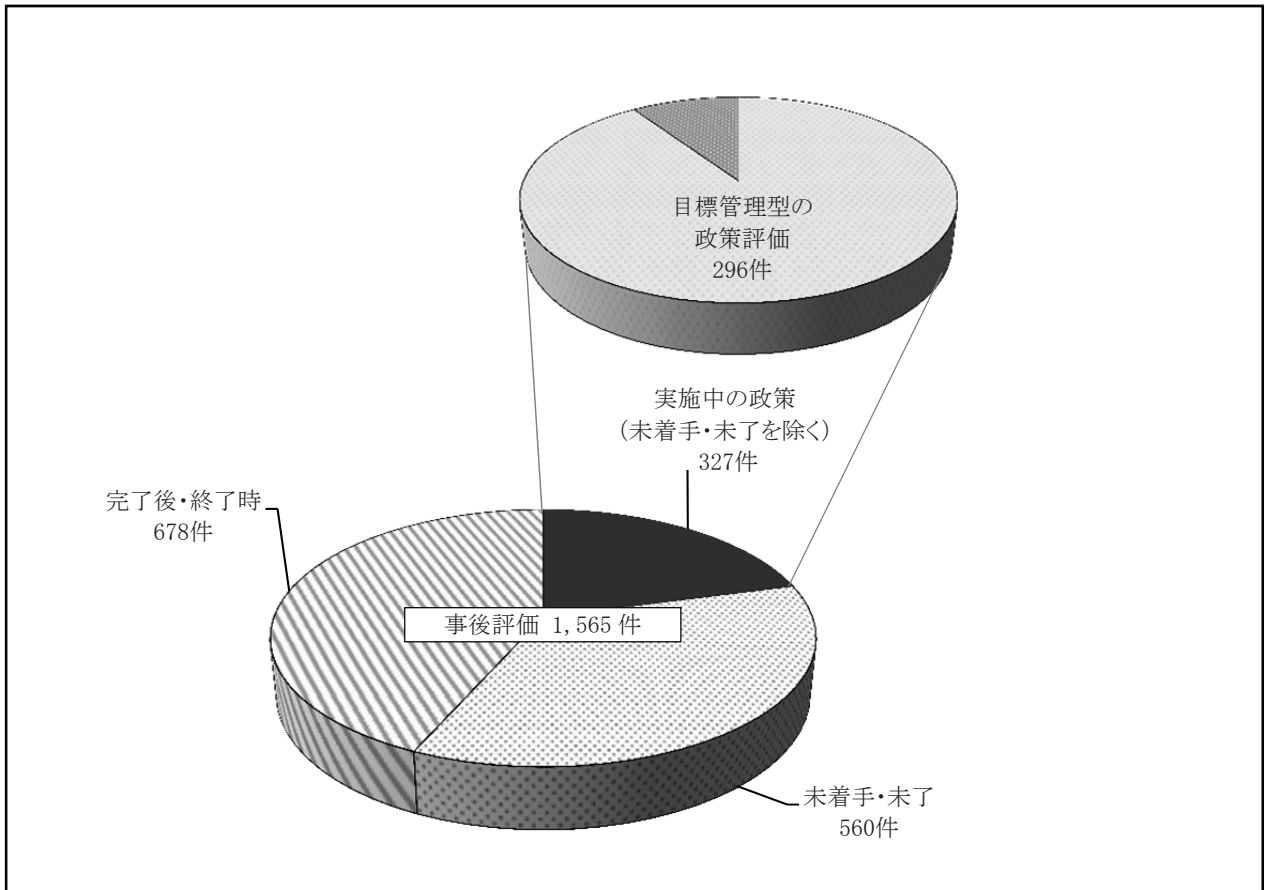


図3 事後評価の対象別の実施状況（評価実施件数）



イ 評価書の公表時期

○ 評価書の公表時期の状況

- ・ 図4及び表5のとおり、多くの行政機関は、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求期限までに評価を実施していることから、8月に多くの評価書を公表している。
- ・ このほか、平成26年9月の件数が多い要因は、厚生労働省が研究開発課題を対象とした評価（430件）を実施、公表したことによるもので、また、27年2月～3月の件数が多い要因は、国土交通省が27年度予算に向けた評価として直轄事業等を対象に再評価等を実施した評価（508件）を公表したことによる。
- ・ 平成27年4月の件数は、27年度予算の成立が27年4月9日となったことから、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択等に係る評価書が公表されたことによる。

（図4、表5）

図4 評価書の公表時期

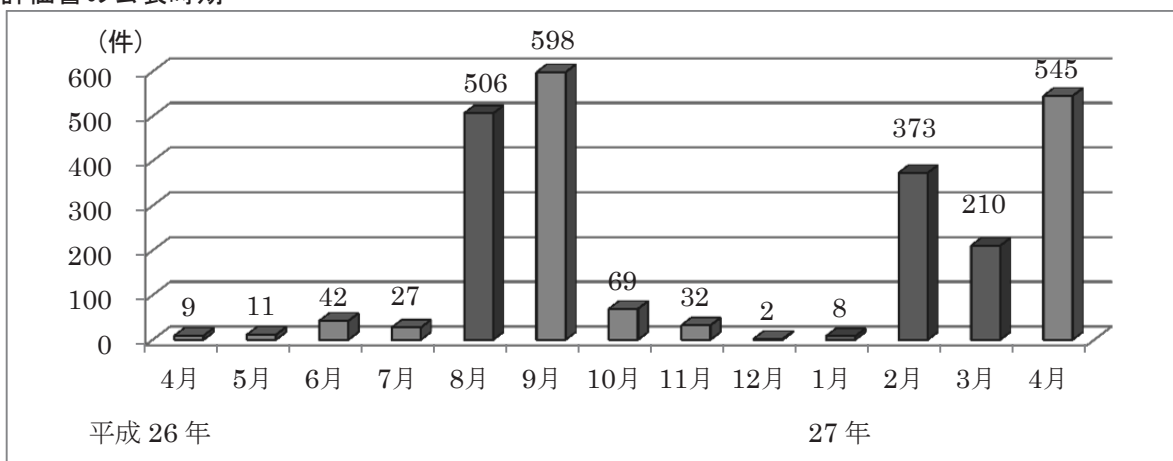


表5 評価書の公表時期

(単位：件)

行政機関名	評価実施件数	平成26年										27年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
内閣府	96	0	0	0	0	78	14	2	0	0	0	1	1	—	
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	
公正取引委員会	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	—	
国家公安委員会・警察庁	37	0	0	0	18	2	0	9	0	0	0	0	8	—	
特定個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	
金融庁	35	0	1	1	2	29	0	0	0	0	0	1	1	—	
消費者庁	11	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	—	
復興庁	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	—	
総務省	30	0	0	0	1	24	0	1	0	0	1	0	3	—	
公害等調整委員会	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	—	
法務省	31	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0	4	—	
外務省	81	3	4	7	4	24	5	0	7	1	5	1	20	—	
財務省	31	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	
文部科学省	30	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	—	
厚生労働省	629	3	1	1	0	23	577	8	1	0	0	0	15	—	
農林水産省	364	1	0	0	0	84	0	0	1	0	0	0	0	278	
経済産業省	93	1	0	0	2	74	1	0	1	0	0	0	14	—	
国土交通省	899	1	5	2	0	112	1	0	0	1	2	369	139	267	
環境省	35	0	0	0	0	0	0	8	22	0	0	0	5	—	
原子力規制委員会	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	—	
防衛省	21	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	—	
計	2,432	9	11	42	27	506	598	69	32	2	8	373	210	545	

(注) 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、平成26年度に評価書が公表されたものである。
 なお、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択に係る評価等については、平成27年度予算の成立が27年4月9日になったことから、27年4月の欄に計上している。

(3) 政策評価の政策への反映

○ 政策評価の政策への反映状況

- 事前評価が行われた政策については、表6のとおり、評価結果を踏まえ、事業の採択、予算概算要求、税制改正要望の提出等に反映している。うち、予算概算要求に反映したものは208件となっている。
- 事後評価が行われた政策のうち、目標管理型の政策評価について、評価結果の政策への反映状況をみると、表7のとおり、これまでの取組を引き続き推進することとしたもの235件、評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたもの60件などとなっており、反映の事例は、表8のとおりである。
また、評価結果を予算概算要求に反映したものは250件、事前分析表に反映したものは93件となっている。
- 未着手・未了の事業を対象とした評価のうち、評価対象政策を休止又は中止することとしたものは、表9のとおり、2行政機関の6公共事業等であり、総事業費は合計460億円、残事業費は合計412億円となっている。
なお、法が施行された平成14年度から26年度までの13年間で、休止又は中止することとした公共事業等は、表10のとおり、合計308事業、総事業費の合計は約5.3兆円となっている。

(表 6、表 7、表 8、表 9、表 10)

表6 政策評価の政策への反映状況（事前評価）

(単位：件)

	公共事業 (官庁営繕 事業等 を含む。)を 対象	研究開発 課題を対 象	租税特別 措置等を 対象	規制を 対象	政府開発 援助を対 象	一般分野 の政策を 対象	計
評価実施件数	348	155	138	109	63	54	867
政策評価の結果の 政策への反映状況 (件数)	348	155	138	109	63	54	867
評価結果を踏ま え、事業の採択、 予算概算要求、 税制改正要望の 提出等	348	155	138	109	63	54	867
予算概算要求 への反映件数	27	116	0	0	24	41	208

(注) 平成 25 年度に評価結果が公表され、「平成 25 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したもので、26 年度に更に政策への反映を行った件数は 51 件であり、本表には含まれていない。

なお、政策評価の結果、平成 27 年度機構・定員要求に反映したものは 3 件（機構要求 1 件、定員要求 3 件）である。

表7 政策評価の政策への反映状況（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助を対象）	完了後・終了時の事業等（研究開発課題、公共事業等を対象）	計
	一般分野の政策を対象		租税特別措置等を対象				
	目標管理型の政策評価	左記以外	規制を対象				
評価実施件数	296	23	1	7	560	678	1,565
政策評価の結果の政策への反映状況（件数）	296	23	1	7	560		
これまでの取組を引き続き推進	235	23	1	7	533		
評価対象政策の改善・見直しを実施	60	0	0	0	21		
評価対象政策の重点化等	44	0	0	0	7		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	1	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	6		
その他	1	0	0	0	0		
予算概算要求への反映件数	250	8	0	0	44		
事前分析表への反映件数	93						

(注) 1 政策評価の結果、平成27年度機構・定員要求に反映したものは87件（機構要求35件、定員要求83件）である。
 2 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、既存事業を廃止・縮小し新規事業を創設・拡充したものの、複数事業の統合により効率化を図ったものである。

表 8 政策評価結果を踏まえた政策への反映の事例

○ 評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたもの

政策名	評価結果を踏まえた政策への反映状況（主なもの）
<p>目標 1－2 国内における温室効果ガスの排出抑制 〔環境省〕</p>	<p>【課題解決のため必要な予算要求を行ったもの】</p> <p>新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組が推進されるようにしていくことが必要との評価結果を踏まえ、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量又は吸収量等を活用した個別商品の開発や販売促進に要する経費を間接的に補助する環境貢献型商品開発・販売促進支援事業に必要な予算を新規に要求する一方、継続経費のカーボン・オフセット（自らの温室効果ガス排出量のうち、削減できない量の全部又は一部を他の場所での排出削減・吸収量で埋め合わせすることをいう）制度の運営及び推進事業等については削減を図り、予算の減額要求を行った。</p>

（参考）政策評価結果を踏まえた事前分析表への反映の事例

政策名	評価結果を踏まえた事前分析表への反映状況
<p>消費者政策の企画・立案・推進及び調整 〔消費者庁〕</p>	<p>【達成手段及び測定指標を修正したもの】</p> <p>政策評価において、インターネット取引に関する取組が消費者被害拡大の抑止に効果的とされたこと及び消費環境の情報化・国際化に伴う新たな被害抑止のため、事前分析表の達成手段及び測定指標を以下のとおり修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 達成手段として新規にインターネット上の消費者トラブル抑制のための注意喚起を追加 ・ 測定指標を、インターネット取引を念頭に置いたものへと具体化（「インターネット取引に関する消費者問題に係る消費者の安全・安心の確保に向けた施策の実施」に改定）

表9 平成26年度に休止又は中止することとした公共事業

(単位：百万円)

公共事業名	個別事業名（都道府県等）	分類	総事業費	残事業費
厚生労働省5事業（総事業費計45,976百万円）				
簡易水道等施設整備事業	水道未普及地域解消事業 （北海道東川町）	中止	1,724	958
	簡易水道再編推進事業 （秋田県横手市）	中止	1,893	762
	簡易水道再編推進事業 （山形県真室川町）	中止	2,459	871
水道水源開発等施設整備事業	長崎県南部特定広域化施設整備事業 （長崎県）	中止	37,932	36,978
	増田川ダム （群馬県安中市）	休止	1,968	1,678
国土交通省1事業				
ダム事業	利根川上流ダム群再編事業（注） （群馬県、埼玉県）	中止	—	—
合計	6事業	—	45,976	41,247

(注) 利根川上流ダム群再編事業は、利根川上流の既設6ダムを対象に、ダムの嵩上げ、容量振替、洪水調節方式の変更により、治水機能の増強を図るものであるが、実施計画調査段階であり、本事業の具体的な内容の検討を行っている状況であったため、総事業費等については未定である。

表 10 法施行後の公共事業等の休止又は中止事業数、総事業費

(上段：事業数、下段：総事業費 (単位：億円))

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成 14	—	—	8 (338)	—	37 (11,353)	45 (11,691)
15	4 (505)	2 (194)	1 (14)	3 (1,217)	43 (6,940)	53 (8,870)
16	3 (481)	1 (68)	3 (17)	2 (1,430)	16 (1,330)	25 (3,326)
17	—	5 (1,540)	13 (238)	1 (435)	22 (6,188)	41 (8,401)
18	—	8 (1,398)	3 (56)	4 (685)	13 (919)	28 (3,058)
19	1 (60)	3 (186)	4 (59)	—	5 (324)	13 (629)
20	—	3 (722)	4 (37)	3 (335)	12 (1,722)	22 (2,816)
21	—	2 (21)	3 (49)	1 (171)	8 (2,353)	14 (2,594)
22	1 (159)	4 (803)	1 (14)	—	3 (5)	9 (981)
23	1 (2)	—	6 (211)	—	10 (2,534)	17 (2,746)
24	—	4 (145)	2 (122)	—	15 (4,468)	21 (4,735)
25	1 (195)	1 (6)	2 (75)	—	10 (2,307)	14 (2,583)
26	—	5 (460)	—	—	1 (—)	6 (460)
合計	11 (1,402)	38 (5,543)	50 (1,230)	14 (4,273)	195 (40,443)	308 (52,890)

(注) 1 総事業費の記載に当たっては、行政機関ごとに 1 億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄 (右欄) に記載された金額は一致しない。

2 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額である。

3 308 事業のうち 1 事業について、事業全体の一部 (整備計画区間から既成区間を除いた区間) が評価対象であるが、総事業費は、既成区間と併せて一括採択された事業費である。また、1 事業は事業の具体的な内容の検討を行っている状況であったため、総事業費については未定であるため、総事業費は計上していない。

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、

- ① 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価（法第12条第1項）
 - ② 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価（同条第2項）
- を行うこととされている。

(1) 政策の評価に関する計画

評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての法第12条第1項及び第2項の規定に基づく評価に関する計画を定めなければならないと規定され、また、法第13条第2項において、同計画で定めなければならない事項が規定されている。これらの規定に基づき定める計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

平成26年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画は、次のような事項を定め、26年4月策定の行政評価等プログラムに掲載している。

- 評価の実施に関する基本的な方針
 - ・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）を重点的かつ計画的に実施
 - ・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、各行政機関が実施した政策評価の実施手続等における客観性及び厳格性の達成水準等について審査等を実施
- 平成26年度から28年度までの3年間に実施又は実施を検討する評価のテーマ
 - ・ クールジャパンにおけるコンテンツ等の海外展開の促進に関する政策評価
 - ・ グローバル人材育成の推進に関する政策評価
 - ・ 農林漁業・農山漁村の6次産業化の推進に関する政策評価
- 平成25年度から引き続き実施する評価のテーマ
 - ・ 消費者取引に関する政策評価
 - ・ 食育の推進に関する政策評価

なお、総務省は、法第13条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成27年度以降3年間で実施する予定の政策評価テーマ等については、27年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、公表している。また、総務省が行う政策の評価のテーマについては、以下のホームページで国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(2) 政策の評価の実施状況等

ア 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省は、平成26年度において、統一性又は総合性を確保するための評価について2テーマを実施した。

このうち「消費者取引に関する政策評価」については平成26年4月18日に評価の結果を取りまとめ、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した。また、1テーマ

の「食育の推進に関する政策評価」については、評価を実施中である。

なお、上述の「消費者取引に関する政策評価」及び平成25年度に評価の結果を取りまとめた「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」については、評価の結果の政策への反映状況が総務省に報告されている。

これらの状況の概要は表11のとおりである。

表11 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

区分	評価の実施状況及び評価の結果の政策への反映状況の概要	
評価の結果を取りまとめ、公表した1テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 消費者取引に関する政策評価(平成26年4月18日勧告、公表) 	<p>(評価の結果及び勧告の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国が講じてきた各種の消費者取引の適正化に関する取組により、取引に関する相談件数については、平成16年度の約181万件から24年度には約72万件に減少している。 また、近年の事業者規制等に係る各法令改正についても、法令改正の契機となったトラブルに係る相談件数の減少や、都道府県等に対する実地調査、消費生活相談員に対する意識等調査等により一定の効果が発現していると評価した。 このようなことから、総体として一定の効果が発現していると評価している。 ○ 一方で、政府全体としての目指すべき目標や施策体系が不明確であり、個々の施策の実施段階において生じている課題もみられたことから、改善方を勧告した。
評価を実施中の1テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 食育の推進に関する政策評価 	
反映状況が報告された2テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価(平成25年6月25日勧告、公表) 	<p>(評価の結果の政策への反映状況の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の施策・事業に関する点検・評価機能を充実するため、数値目標に対応する国の主な施策・事業を明確化し、評価部会において報告するとともに、評価部会では目標数値に向けて各指標の改善を図るための対応策を検討し、その内容を「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2014」に取りまとめた。 ○ 指標の設定等については、数値目標の達成に向けた現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、「フリーター数」等の指標の進捗状況を把握・分析する際に、「若年層の不本意非正規の割合」等の関連する指標について、併せて分析を行った。 ○ 国の施策・事業の効果的な取組の推進については、放課後児童クラブに関しては、都道府県等に対し、市町村の担当部局と教育委員会との連携による余裕教室の活用を促す通知を发出するとともに、パンフレットを配布し推奨事例の情報提供を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> 消費者取引に関する政策評価(平成26年4月18日勧告、公表) 	<p>(評価の結果の政策への反映状況の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度から31年度までを対象期間とする消費者基本計画において、消費者政策の推進により「目指すべき姿」として、消費者の権利が尊重され、安全な商品・サービスを安心して消費できること、消費の効用・満足度が高まり、豊かな消費生活を営めること及び消費者が公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画することを示した。さらに、この目標達成に向け6つの項目を設

		<p>け、それぞれの項目の中に個別具体の施策を盛り込むなど、各施策の体系化・構造化を図った。</p> <p>また、具体的な施策について、取組予定を示す図と説明の文章で構成される工程表を作成し、各施策にK P I（重要業績評価指標）を設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県等の消費生活相談担当部署から法執行・指導監督担当部署へのP I O - N E Tから得られる情報の提供に関する標準的なルールを示し、相談情報の提供の仕組みの構築が行われるよう都道府県等への要請を行った。 ○ 「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の改訂を行い、「消費者事故等」の要件の解説をより詳細に記載するなど、通知すべき事項の一層の明確化を図り、関係府省庁及び都道府県等に対して的確な運用が行われるよう要請した。
--	--	--

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、平成 26 年度に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、表 12 のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表12 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

平成26年度における点検活動の実施状況
<p>【租税特別措置等に係る政策評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関が平成 27 年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。 ○ 対象とした政策評価は、税制改正要望時に送付を受けた 11 行政機関に係る 144 件であり、平成 26 年 10 月 28 日に点検結果を税制改正作業に提供するとともに、関係行政機関に通知し、公表。 ○ 点検の過程において、133 件の評価で課題を指摘し、各行政機関から得た補足説明等の結果、33 件の評価について課題が解消された。 ○ 指摘した課題の主な内容は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度の評価から、過去の適用数等の実績把握に当たって、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成 22 年法律第 8 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いることが可能となったところであるが、一部の評価書では、適用数等の過去の実績が適切に把握されていない。 ・ 不特定多数の適用を想定しながら、上位 10 社の適用額合計が 8 割を超え、租税特別措置等の適用額が特定の者に偏っていることについて、説明が不十分である。 ・ 租税特別措置等の適用件数の実績が極端に少なく（各年度 3 件以下）、その直接的な効果についての説明が不十分である。
<p>【規制の事前評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。 ○ 対象とした政策評価は、11 行政機関に係る 119 件であり、平成 26 年 6 月 25 日に 34 件、7 月 18 日に 25 件、12 月 16 日に 60 件の点検結果を関係行政機関に通知し、公表。 ○ 点検の過程において、66 件の評価で課題を指摘し、各行政機関から得た補足説明等の結果、全ての評価について課題が解消された。 ○ 指摘した課題の主な内容は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用の要素について、評価書に記載されている要素の他に発生又は増減することが見込まれる評価については、その具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。 ・ 費用と便益の関係の分析について、直接費用と便益を比較することなく規制が適当である旨が説明されている評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

平成26年度における点検活動の実施状況

【公共事業に係る政策評価の点検】

- 各行政機関が行った個々の公共事業に係る政策評価を対象に、各行政機関からの説明を踏まえて点検を実施。
- 対象とした政策評価は、3行政機関に係る15事業区分58件であり、点検結果を平成27年4月27日に関係行政機関に通知し、公表。
- 6事業区分18件の評価について、個別の指摘を行った。また、7事業区分については、事業区分ごとに共通する指摘を行った。
- 指摘した主な内容は、次のとおり。
 - <個別の評価書に係る指摘>
 - ・ 便益の算定に当たって、誤った数値や算定方法を用いている。
 - <事業区分ごとに共通する指摘>
 - ・ 現在、用いられている便益の算定方法について疑義があり、見直しを検討する等の必要がある。
- なお、平成25年度の点検対象のうち4事業区分19件については、点検結果を26年12月25日に関係行政機関に通知し、公表。(2事業区分3件の評価について、個別の指摘を、また、4事業区分については、事業区分に共通する指摘を行った。)

【目標管理型の政策評価の点検】

- 各行政機関が行った目標管理型の政策評価を対象に点検を実施。
- 対象とした政策評価は、17行政機関に係る296件であり、点検結果を平成27年3月27日に関係行政機関に通知し、公表。
- 平成26年度はガイドラインに基づく取組の初年度であることを踏まえ、各行政機関における取組についての概観を得るため、「標準化・重点化」の実施状況を中心に点検。
- 標準化について、評価を実施した全ての行政機関が、行政機関共通の5区分により目標達成度合いを明示。重点化について、約4割(17行政機関中7行政機関)の行政機関が評価の実施時期を重点化し、一部の施策を対象に評価を実施。
- 点検状況を踏まえ、今後の政策評価の実施に当たってガイドラインを踏まえた一層の評価の質の向上が図られるよう、今般みられた目標管理型の政策評価に係る共通的な課題を各行政機関に共有。共通的な課題の例は次のとおり。
 - ・ 目標達成度合いに係る要因等の分析
 - ・ 達成手段が目標へ有効に寄与しているかの分析
 - ・ 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保

IV 各行政機関が行う政策評価 〔行政機関別状況〕

内閣府

＜内閣府＞

表 1-1 内閣府の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	内閣府本府政策評価基本計画（平成 26 年 4 月 1 日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 26 年度から 28 年度までの 3 年間 ○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第 9 条及び法施行令第 3 条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 計画期間内に評価の対象とする政策は 23 政策 83 施策 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策(狭義)等。 実績評価方式：内閣府本府の主要な行政目的に係る政策(狭義)及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等：法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努めるものとし、租税特別措置等に係るガイドラインに基づき実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と「行政事業レビュー」等の他の評価スキームの結果が、双方向に活用され、政策評価が無駄の削減に資するように努める。 ○ 内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成 26 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 26 年 4 月 21 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価：23 政策（68 施策） ○ 総合評価：3 政策（19 施策） （注）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

(注) うち 3 施策については、実績評価方式による政策評価も並行して行う。また、うち 1 施策については、実績評価方式による政策評価を行うものと総合評価方式による政策評価を行うものとに分かれる。

表 1-2 内閣府における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数			
事前評価	事業評価方式：4件 (規制) 〔表1-3-ア〕	規制の新設が妥当	4	評価の結果を踏まえ、法案を国会に提出し又は政令を改正した	4			
	事業評価方式：14件 (租税特別措置等) 〔表1-3-イ〕	租税特別措置等の新設、拡充又は延長が妥当	14	評価の結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	14			
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：78件 [22政策] (目標管理型の政策評価) [表1-3-ウ] {実績評価方式：68件} [23政策] (目標管理型の政策評価) [表1-3-エ]	目標超過達成	3	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	68		
			目標達成	36			2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	9
			相当程度進展あり	22	政策の重点化等	8		
			進展が大きくない	16			政策の一部の廃止、休止又は中止	1
			測定せず (注2)	1	3 その他 【その他】 (注3)	1	<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 63件) (機構・定員要求に反映 8件) (うち、機構1件、定員8件)	
							<事前分析表への反映> (達成すべき目標を変更 8件) (測定指標を変更 40件) (達成手段を変更 5件)	
		{総合評価方式：19件} [3政策] (注4) 〔表1-3-オ〕	—	—	—	—	—	
		未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
		未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
		その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注)1 { } は、評価実施中のもの(外数)である。

2 全ての測定指標において目標年度が平成26年度以降となっていることから、目標達成度合いの測定が行われていないものである。

3 法令に基づき施策が終了したものである。

4 うち3件については、実績評価方式による政策評価も並行して行う。また、うち1施策については、実績評価方式による政策評価を行うものと総合評価方式による政策評価を行うものとに分かれる。

表 1-3 内閣府における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 4 政策について評価を実施し、その結果を平成 26 年 10 月 10 日、10 月 14 日、27 年 2 月 17 日及び 3 月 18 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 1-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	災害時における道路管理者による車両の移動等
2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 24 条に定める協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者に対する秘密保持義務の新設
3	地方公共団体等による駐留軍用地跡地内の土地の取得の円滑化のための措置
4	地方公共団体等による駐留軍用地等内の土地の取得の円滑化のための措置において土地を譲渡しようとする場合の届出の対象とならない土地の面積及び有償譲渡の届出事項等の規定

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 1-4-(1) 参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 14 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 9 月 2 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 1-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	国家戦略特区における所得控除制度の創設
2	国家戦略特区における創業 5 年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設
3	国家戦略特区等において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置
4	国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の創設
5	地域再生に資する税制上の特例措置の創設
6	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の拡充
7	駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置
8	「国家戦略特区」における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
9	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置
10	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
11	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長
12	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充
13	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充
14	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 1-4-(2) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 25 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、22 政策の下に掲げる 78 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 25 年度内閣府本府政策評価書（事後評価）」として公表。

表 1-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
政策1 適正な公文書管理の実施			
1	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用	目標達成（暫定）	引き続き推進
政策2 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進			
2	重要施策に関する広報	目標達成	引き続き推進
3	世論の調査	目標達成	引き続き推進
政策3 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進			
4	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理	目標達成	引き続き推進
政策4 原子力災害対策の充実・強化			
5	原子力災害対策の充実・強化	目標達成	引き続き推進
政策5 経済財政政策の推進			
6	政府調達に係る苦情処理についての周知・広報	進展が大きくない	引き続き推進
7	対日直接投資の推進	進展が大きくない	引き続き推進
8	緊急雇用対策の実施	進展が大きくない	引き続き推進
9	道州制特区の推進	進展が大きくない	引き続き推進
10	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進	目標達成	改善・見直し
11	民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）	目標達成	引き続き推進
12	競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）	目標達成	引き続き推進
13	市民活動の促進	相当程度進展あり	引き続き推進
14	NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進	目標達成	引き続き推進
15	国内の経済動向の分析	相当程度進展あり	改善・見直し
16	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析	相当程度進展あり	引き続き推進
17	海外の経済動向の分析	相当程度進展あり	引き続き推進
政策6 地域活性化の推進			
18	中心市街地活性化基本計画の認定	進展が大きくない	改善・見直し
19	構造改革特区計画の認定	進展が大きくない	引き続き推進
20	地域再生計画の認定	相当程度進展あり	引き続き推進
21	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定	目標超過達成	引き続き推進
22	地域再生支援利子補給金の支給	目標達成	引き続き推進
23	特定地域再生計画の推進	目標超過達成	改善・見直し
24	総合特区の推進	目標達成	引き続き推進
25	「環境未来都市」構想の推進	目標達成	引き続き推進
26	都市再生安全確保計画の策定の促進	相当程度進展あり	引き続き推進
政策7 地方分権改革の推進			
27	地方分権改革に関する施策の推進	目標達成	引き続き推進
政策8 科学技術政策の推進			
28	原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等	目標達成	引き続き推進
政策9 宇宙開発利用に関する施策の推進			
29	宇宙開発利用の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
30	実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
政策10 防災政策の推進			
31	防災に関する普及・啓発	相当程度進展あり	改善・見直し
32	国際防災協力の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
33	災害復旧・復興に関する施策の推進	目標達成	引き続き推進
34	防災行政の総合的推進（防災基本計画）	目標達成	引き続き推進
35	地震対策等の推進	目標達成	引き続き推進

政策11 沖縄政策の推進			
36	沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進	目標達成	引き続き推進
37	沖縄振興計画の推進に関する調査	目標達成	引き続き推進
38	沖縄における社会資本等の整備	測定せず(注2)	引き続き推進
39	沖縄の特殊事情に伴う特別対策	目標達成	改善・見直し
40	沖縄の戦後処理対策	目標達成	引き続き推進
政策12 共生社会実現のための施策の推進			
41	子ども・若者育成支援の総合的推進	目標達成	引き続き推進
42	青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)	目標達成	引き続き推進
43	子ども・子育て支援の総合的推進	進展が大きくない	引き続き推進
44	子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等	進展が大きくない	引き続き推進
45	食育の総合的推進(食育推進基本計画)	進展が大きくない	引き続き推進
46	食育に関する広報啓発、調査研究等	進展が大きくない	引き続き推進
47	高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)	目標達成	引き続き推進
48	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等	進展が大きくない	引き続き推進
49	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等	進展が大きくない	引き続き推進
50	障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)	目標達成	引き続き推進
51	障害者施策に関する広報啓発、調査研究等	進展が大きくない	引き続き推進
52	交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)	目標達成	引き続き推進
53	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等	進展が大きくない	引き続き推進
54	犯罪被害者等施策の総合的推進(犯罪被害者等基本計画)	相当程度進展あり	引き続き推進
55	犯罪被害者等施策に関する広報啓発・連携推進等	相当程度進展あり	引き続き推進
56	自殺対策の総合的推進(自殺総合対策大綱)	目標達成	引き続き推進
57	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等	進展が大きくない	引き続き推進
58	青年国際交流の推進	目標達成	引き続き推進
政策13 栄典事務の適切な遂行			
59	栄典事務の適切な遂行	相当程度進展あり	引き続き推進
政策14 男女共同参画社会の形成の促進			
60	男女共同参画に関する普及・啓発	相当程度進展あり	引き続き推進
61	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携	相当程度進展あり	改善・見直し
62	国際交流・国際協力の促進	目標達成	引き続き推進
63	女性に対する暴力の根絶に向けた取組	目標達成	引き続き推進
64	女性の参画の拡大に向けた取組	相当程度進展あり	引き続き推進
65	仕事と生活の調和の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
66	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業	目標達成	引き続き推進
政策15 食品の安全性の確保			
67	食品健康影響評価技術研究の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
68	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
政策16 公益法人制度改革等の推進			
69	新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保	相当程度進展あり	引き続き推進
70	特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整	相当程度進展あり	その他
政策17 経済社会総合研究の推進			
71	経済社会活動の総合的研究	目標達成	引き続き推進
72	国民経済計算	目標達成	引き続き推進
73	人材育成、能力開発	目標超過達成	引き続き推進
政策18 迎賓施設の適切な運営			
74	迎賓施設の適切な運営	相当程度進展あり	引き続き推進
政策19 北方領土問題の解決の促進			
75	北方領土問題解決促進のための施策の推進	進展が大きくない	引き続き推進
政策20 国際平和協力業務等の推進			
76	国際平和協力業務等の推進	目標達成	引き続き推進
政策21 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡			
77	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	目標達成	引き続き推進

政策22 官民人材交流センターの適切な運営			
78	民間人材登用等の推進	目標達成	引き続き推進

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表1-4-(3)参照。
- 2 全ての測定指標において目標年度が平成26年度以降となっていることから、目標達成度合いの測定が行われていないものである。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成26年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の23政策の下に掲げる68施策を対象として評価を実施中。

表1-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
政策1 適正な公文書管理の実施	
1	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用
政策2 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	
2	重要施策に関する広報
3	国際広報の強化
4	世論の調査
政策3 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	
5	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理
政策4 原子力災害対策の充実・強化	
6	原子力災害対策の充実・強化
政策5 経済財政政策の推進	
7	政府調達に係る苦情処理についての周知・広報
8	対日直接投資の推進
9	緊急雇用対策の実施
10	道州制特区の推進
11	民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）
12	競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）
13	市民活動の促進
14	NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進
15	国内の経済動向の分析
16	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析
17	海外の経済動向の分析
政策6 地域活性化の推進	
18	国家戦略特区の推進
19	中心市街地活性化基本計画の認定
20	構造改革特区計画の認定
21	地域再生計画の認定
22	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定
23	地域再生支援利子補給金の支給
24	特定地域再生計画の推進
25	総合特区の推進
26	「環境未来都市」構想の推進
27	都市再生安全確保計画の策定の促進
政策7 地方分権改革の推進	
28	地方分権改革に関する施策の推進
政策8 地域経済活性化事業等支援政策の推進	
29	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進
政策9 科学技術政策の推進	
30	原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等
政策10 宇宙開発利用に関する施策の推進	
31	宇宙開発利用の推進
32	実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進
33	広域災害監視衛星ネットワーク関係調査事業
政策11 防災政策の推進	

34	防災に関する普及・啓発
35	国際防災協力の推進
36	災害復旧・復興に関する施策の推進
37	防災行政の総合的推進（防災基本計画）
38	地震対策等の推進
政策12 沖縄政策の推進	
39	沖縄における社会資本等の整備（注1）
40	沖縄の特殊事情に伴う特別対策（注1）
41	沖縄の戦後処理対策（注1）
政策13 共生社会実現のための施策の推進	
42	青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）
43	少子化社会対策の総合的推進（少子化社会対策大綱）
44	少子化社会対策、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等（注2）
45	食育の総合的推進（食育推進基本計画）
46	食育に関する広報啓発、調査研究等
47	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等
48	交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）
49	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等
政策14 栄典事務の適切な遂行	
50	栄典事務の適切な遂行
政策15 男女共同参画社会の形成の促進	
51	男女共同参画に関する普及・啓発
52	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携
53	国際交流・国際協力の促進
54	女性に対する暴力の根絶に向けた取組
55	女性の参画の拡大に向けた取組
56	仕事と生活の調和の推進
57	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業
政策16 食品の安全性の確保	
58	食品健康影響評価技術研究の推進
59	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進
政策17 公益法人制度の適正な運営の推進	
60	公益法人制度の運営と認定・監督等の実施
政策18 経済社会総合研究の推進	
61	経済社会活動の総合的研究
62	国民経済計算
63	人材育成、能力開発
政策19 迎賓施設の適切な運営	
64	迎賓施設の適切な運営
政策20 北方領土問題の解決の促進	
65	北方領土問題解決促進のための施策の推進
政策21 国際平和協力業務等の推進	
66	国際平和協力業務等の推進
政策22 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	
67	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
政策23 官民人材交流センターの適切な運営	
68	民間人材登用等の推進

(注) 1 上記の施策のうち、施策39、施策40、施策41については実績評価方式による政策評価も並行して行う。

2 施策44のうち、子ども・若者育成支援に係る部分については総合評価方式による政策評価を行い、少子化社会対策に係る部分については、実績評価方式による政策評価を行う。

(3) 総合評価方式を用いて、「平成26年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の3政策の下に掲げる19施策を対象として評価を実施中。

表1-3-オ 総合評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
政策9	科学技術政策の推進

1	科学技術イノベーション創造の推進
政策12 沖縄政策の推進	
2	沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進
3	沖縄振興計画の推進に関する調査
4	沖縄における社会資本等の整備（注1）
5	沖縄の特殊事情に伴う特別対策（注1）
6	沖縄の戦後処理対策（注1）
政策13 共生社会実現のための施策の推進	
7	子ども・若者育成支援の総合的推進（子ども・若者ビジョン）
8	少子化社会対策、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等（注2）
9	高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）
10	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等
11	障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）
12	障害者施策に関する広報啓発、調査研究等
13	犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）
14	犯罪被害者等施策に関する広報啓発・連携推進等
15	自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）
16	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等
17	子どもの貧困対策の総合的推進（子どもの貧困対策に関する大綱）
18	子どもの貧困対策に関する調査研究等
19	青年国際交流の推進

(注) 1 上記の施策のうち、施策4、施策5、施策6については実績評価方式による政策評価も並行して行う。

2 施策8のうち、子ども・若者育成支援に係る部分については総合評価方式による政策評価を行い、少子化社会対策に係る部分については、実績評価方式による政策評価を行う。

政策体系（内閣府）

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

政策	施策
1. 適正な公文書管理の実施	(1) 公文書管理制度の適正かつ円滑な運用
2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	(1) 重要施策に関する広報
	(2) 世論の調査
3. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	(1) 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理
4. 原子力災害対策の充実・強化	(1) 原子力災害対策の充実・強化
5. 経済財政政策の推進	(1) 政府調達に係る苦情処理についての周知・広報
	(2) 対日直接投資の推進
	(3) 緊急雇用対策の実施
	(4) 道州制特区の推進
	(5) 「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進
	(6) 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）
	(7) 競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）
	(8) 市民活動の促進
	(9) NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進
	(10) 国内の経済動向の分析
	(11) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析
	(12) 海外の経済動向の分析
6. 地域活性化の推進	(1) 中心市街地活性化基本計画の認定
	(2) 構造改革特区計画の認定
	(3) 地域再生計画の認定
	(4) 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定
	(5) 地域再生支援利子補給金の支給
	(6) 特定地域再生計画の推進
	(7) 総合特区の推進
	(8) 「環境未来都市」構想の推進
	(9) 都市再生安全確保計画の策定の促進
7. 地方分権改革の推進	(1) 地方分権改革に関する施策の推進
8. 科学技術政策の推進	(1) 原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等
9. 宇宙開発利用に関する施策の推進	(1) 宇宙開発利用の推進
	(2) 実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進
10. 防災政策の推進	(1) 防災に関する普及・啓発
	(2) 国際防災協力の推進
	(3) 災害復旧・復興に関する施策の推進
	(4) 防災行政の総合的推進（防災基本計画）
	(5) 地震対策等の推進
11. 沖縄政策の推進	(1) 沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進
	(2) 沖縄振興計画の推進に関する調査
	(3) 沖縄における社会資本等の整備
	(4) 沖縄の特殊事業に伴う特別対策
	(5) 沖縄の戦後処理対策
12. 共生社会実現のための施策の推進	(1) 子ども・若者育成支援の総合的推進

	(2) 青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）
	(3) 子ども・子育て支援の総合的推進
	(4) 子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等
	(5) 食育の総合的推進（食育推進基本計画）
	(6) 食育に関する広報啓発、調査研究等
	(7) 高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）
	(8) 高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等
	(9) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等
	(10) 障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）
	(11) 障害者施策に関する広報啓発、調査研究等
	(12) 交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）
	(13) 交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等
	(14) 犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）
	(15) 犯罪被害者等施策に関する広報啓発、連携推進等
	(16) 自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）
	(17) 自殺対策に関する広報啓発、調査研究等
	(18) 青年国際交流の推進
13. 栄典事務の適切な遂行	(1) 栄典事務の適切な遂行
14. 男女共同参画社会の形成の促進	(1) 男女共同参画に関する普及・啓発
	(2) 男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携
	(3) 国際交流・国際協力の促進
	(4) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組
	(5) 女性の参画の拡大に向けた取組
	(6) 仕事と生活の調和の推進
	(7) 東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業
15. 食品の安全性の確保	(1) 食品健康影響評価技術研究の推進
	(2) 食品安全の確保に必要な総合的施策の推進
16. 公益法人制度改革等の推進	(1) 新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
	(2) 特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整
17. 経済社会総合研究の推進	(1) 経済社会活動の総合的研究
	(2) 国民経済計算
	(3) 人材育成、能力開発
18. 迎賓施設の適切な運営	(1) 迎賓施設の適切な運営
19. 北方領土問題の解決の促進	(1) 北方領土問題解決促進のための施策の推進
20. 国際平和協力業務等の推進	(1) 国際平和協力業務等の推進
21. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	(1) 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
22. 官民人材交流センターの適切な運営	(1) 民間人材登用等の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、内閣府ホームページ(http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h26/taiou_h26.pdf)参照

宮内庁

《宮内庁》

表 2-1 宮内庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	宮内庁政策評価基本計画（平成24年3月30日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基準とする。
	3 事後評価の対象等	○ 対象としようとする政策 (1) 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの (2) (1)に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの ○ 事業評価方式を基準とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 部局等は、予算要求、各種事業計画の策定等の企画立案作業において、評価結果を適時適切に反映し、反映状況を6月末を目途に長官官房秘書課及び長官官房主計課へ報告 ○ 主計課は、予算要求等の審査に際して、評価結果及び当該政策への反映状況を重要な情報として活用 ○ 秘書課は、当該政策への反映状況を審査し、部局等及び主計課に対し、必要に応じ意見を述べる。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見及び要望を受け付けるための窓口は、秘書課とし、インターネットのホームページ等により受け付けるものとする。
実施計画の名称	平成 26 年度宮内庁政策評価実施計画（平成 26 年 3 月 31 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事業評価：1 政策
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 2-2 宮内庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第 7 条第 2 項第 1 号)	{事業評価方式：1 件} 〔表 2-3-ア〕	—	—	—	—
	未着手 (法第 7 条第 2 項第 2 号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第 7 条第 2 項第 2 号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第 7 条第 2 項第 3 号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) { }は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 2-3 宮内庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 事業評価方式を用いて、「平成 26 年度宮内庁政策評価実施計画」に基づき、1 政策を対象として評価を実施中（平成 27 年度に公表予定）。

表 2-3-ア 事業評価方式により評価を実施中の政策

No.	評 価 対 象 政 策
1	インターネットによる古典籍の紹介

公正取引委員会

《公正取引委員会》

表 3-1 公正取引委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 4 月 1 日策定） 平成 25 年 4 月 1 日改正 平成 27 年 3 月 31 日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 23 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、総合評価又は事業評価の方式で行う。 ○ 事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。 ○ 法施行令第 3 条第 6 号の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うこととする。また、同号において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めることとする。
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、事業評価、実績評価及び総合評価の方式により評価することとし、評価方式については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課室は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映することとする。 ○ 政策所管課室は、各施策等についての政策評価結果を基に、官房総務課、経済取引局総務課、取引部取引企画課及び審査局管理企画課と協議の上、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について、公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。 ○ 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 基本計画、政策評価結果等については、官房総務課及び各地方事務所等の窓口並びに公正取引委員会のホームページ上において、一般からの意見・要望等を受け付け、公正取引委員会の政策評価に適切に反映させるものとする。
実施計画の名称	平成 26 年度公正取引委員会政策評価実施計画（平成 26 年 3 月 31 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：1 施策
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 3-2 公正取引委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後 評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：1件 (目標管理型の政策評価) [表3-3-ア]	相当程度進展 あり	1	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた(進め る予定)【引き続き推進】 〈予算要求及び機構・定員要求への反映〉 (予算要求に反映 1件)	1
					〈事前分析表への反映〉 (測定指標を変更 1件)	
	未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

表 3-3 公正取引委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成 26 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 26 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の 1 施策を対象として評価を実施し、その結果を「政策評価書」として平成 26 年 8 月 29 日に公表。

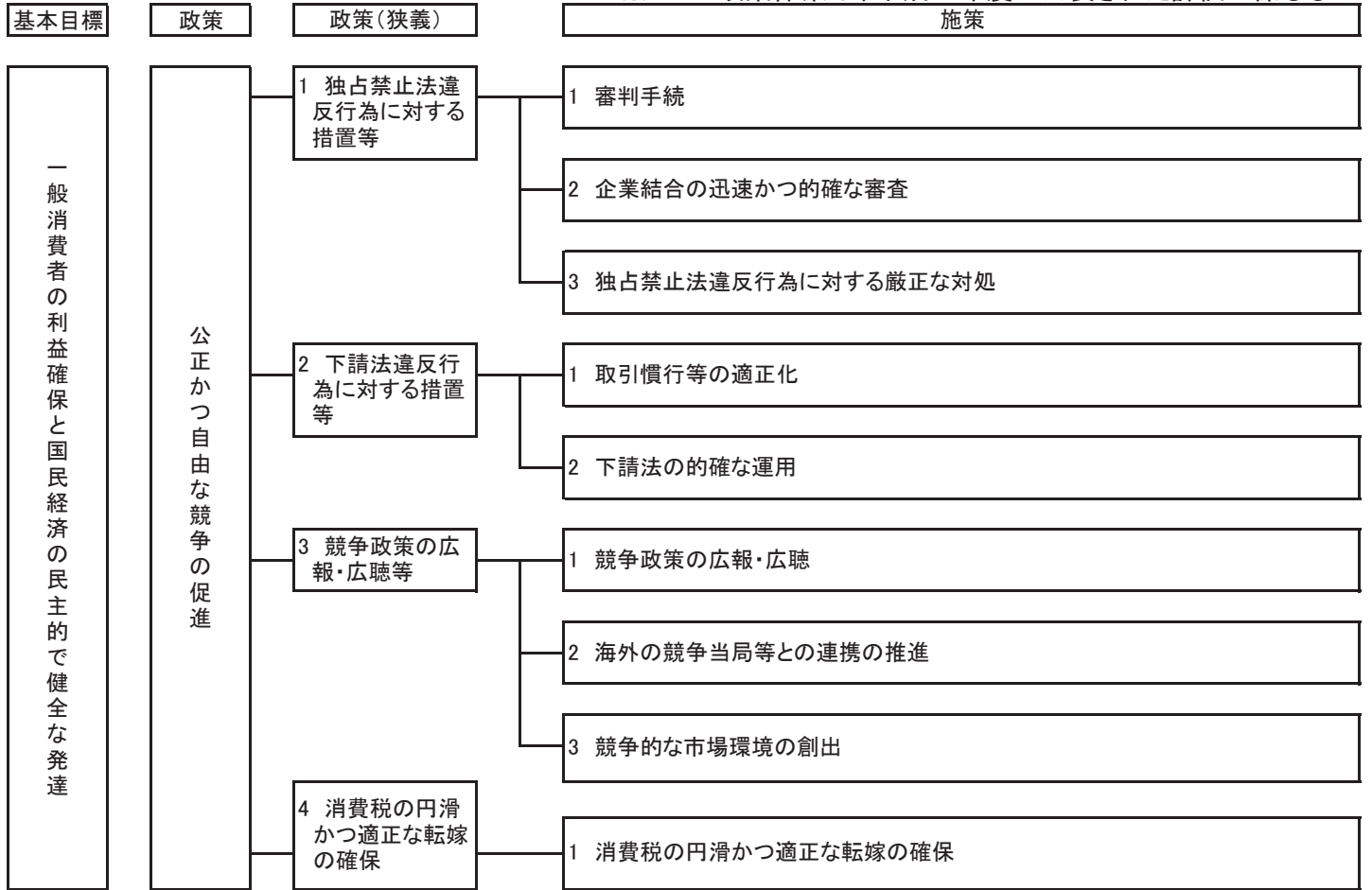
表 3-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	競争政策の広報・広聴等 競争政策の広報・広聴	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 3-4-(1) 参照。

政策体系(公正取引委員会)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、公正取引委員会ホームページ
<http://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/yosan/yosantaiou.files/seisakuyosan26.xls>参照

国家公安委员会・警察厅

《国家公安委員会・警察庁》

表 4-1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成24年3月29日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年4月1日から27年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	<p>○ 政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。</p> <p>○ 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。</p> <p>○ 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。</p> <p>実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を設定した上で実施する。</p> <p>事業評価方式：既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため、実施する。</p> <p>総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの <p>○ 計画期間内に対象とする政策：14政策</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、長官官房総務課（以下「総務課」という。）とする。また、警察庁ウェブサイトにも国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。</p> <p>○ 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。</p>
実施計画の名称	平成26年度政策評価の実施に関する計画（平成26年3月20日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：</p> <p>(1) 平成25年度を評価期間とする7の基本目標と18の業績目標について評価書を作成。</p> <p>(2) 平成26年度を評価期間とする7の基本目標と18の業績目標について評価を実施（27年度に評</p>

		価書を作成)。 ○ 事業評価：1の政策と1の規制について評価書を作成。 ○ 総合評価：1の行政課題について評価書を作成。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

(注) このほか、7の基本目標と18の業績目標について定めた「平成26年度実績評価計画書」（平成26年9月）を策定している。

表 4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：14件 (規制) 〔表4-3-ア〕	規制の新設等は 妥当	14	評価結果を踏まえ、新規規制等 を内容の一部とする法律案を国 会へ提出	14	
	事業評価方式：2件 (租税特別措置等) 〔表4-3-イ〕	必要性等は認め られる	2	評価結果を踏まえ、税制改正要 望を提出	2	
事後 評価	主要な行 政目的に 係る政策 等として 基本計画 に掲げる 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：18件 (目標管理型の政策 評価) 〔表4-3-ウ〕 {7の基本目標と18 の業績目標} 〔表4-3-エ〕	目標達成	5	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈予算要求及び機構・定員要求への反映〉 (予算要求に反映 17件 機構・定員要求に反映 10件 うち、機構 3件、定員 10件) 〈事前分析表への反映〉 (達成すべき目標を変更 3件 測定指標を変更 2件 達成手段を変更 1件)	18
			相当程度進展あり	10		
			進展が大きくない	3		
			総合評価方式：1件 〔表4-3-オ〕	対策が着実に推 進されたが、引 き続き推進して いく必要がある		
	事業評価方式：1件 (政策) 〔表4-3-カ〕	一定の取組効果 が現れている	1	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
	事業評価方式：1件 (規制) 〔表4-3-キ〕	有効性及び効率 性が認められる	1	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
	未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表 4-3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 14 政策について評価を実施し、その結果を平成 26 年 10 月 10 日、10 月 14 日、10 月 24 日及び 27 年 3 月 10 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 4-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	公告国際テロリストに対する行為の制限等
2	公告国際テロリストが所持している規制対象財産の仮領置等
3	疑わしい取引の届出に関する判断の方法についての規定の整備
4	外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務に関する規定の整備
5	年少射撃資格者の年齢要件の緩和
6	練習射撃場制度の拡充
7	災害による猟銃の亡失者等に係る技能検定等の免除
8	特定遊興飲食店営業に係る許可制の新設
9	ダンスホール等に係る規制の廃止
10	臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入
11	臨時適性検査の対象拡大等
12	準中型自動車免許の新設
13	準中型自動車免許に係る再試験制度等の導入
14	運転免許の仮停止の対象の拡大

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 4-4-(1) 参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 4-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化 (警察用の船舶)
2	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化 (警察の用に供する電気通信設備)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 4-4-(2) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 25 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 7 の基本目標と 18 の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 7 月 17 日に「平成 25 年度実績評価書」として公表。

表 4-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保			
1	総合的な犯罪抑止対策の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	相当程度進展あり	引き続き推進
3	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進			
4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	相当程度進展あり	引き続き推進
5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	進展が大きくない	引き続き推進
6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	進展が大きくない	引き続き推進
7	科学技術を活用した捜査の更なる推進	目標達成	引き続き推進
8	被疑者取調べの適正化の更なる推進	目標達成	引き続き推進
基本目標 3 組織犯罪対策の強化			
9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	進展が大きくない	引き続き推進
10	来日外国人犯罪対策の強化	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保			
11	歩行者・自転車利用者の安全確保	目標達成	引き続き推進
12	運転者対策の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
13	道路交通環境の整備	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標 5 国の公安の維持			
14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	相当程度進展あり	引き続き推進
15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	目標達成	引き続き推進
16	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実			
17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標 7 安心できる IT 社会の実現			
18	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 4-4-(3) 参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 7 の基本目標と 18 の業績目標を対象として評価を実施中（平成 27 年度中に公表予定）。

表 4-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保	
1	総合的な犯罪抑止対策の推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
3	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止
基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進	
4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
7	科学技術を活用した捜査の更なる推進
8	被疑者取調べの適正化の更なる推進
基本目標 3 組織犯罪対策の強化	
9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
10	国際組織犯罪対策の強化
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保	
11	歩行者・自転車利用者の安全確保
12	運転者対策の推進
13	道路交通環境の整備
基本目標 5 国の公安の維持	
14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
16	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処
基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実	
17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標 7 安心できる IT 社会の実現	
18	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

(3) 総合評価方式を用いて、「平成 26 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 1 の行政課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 3 月 19 日に「総合評価書 災害に係る危機管理体制の再構築」として公表。

表 4-3-オ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	災害に係る危機管理体制の再構築	対策が着実に推進されたが、引き続き推進していく必要がある	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 4-4-(4) 参照。

(4) 事業評価方式を用いて、「平成 26 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 1 の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 3 月 19 日に「事業評価書 子供女性安全対策班の設置」として公表。

表 4-3-カ 事業評価方式により評価を実施した政策（政策）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	子供女性安全対策班の設置	一定の取組効果が現れている	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表4-4-(5)参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、「平成 26 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 1 の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 3 月 19 日に「事業評価書 道路交通法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 90 号）により新設された規制」として公表。

表 4-3-キ 事業評価方式により評価を実施した政策（規制）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	75 歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査の導入	有効性及び効率性が認められる	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表4-4-(6)参照。

別表

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 3 良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化 4 科学技術を活用した捜査の更なる推進 5 被疑者取調べの適正化の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化 2 来日外国人犯罪対策の強化
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 運転者対策の推進 3 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

(注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ(https://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/H26_seisaku_yosan.pdf)参照

特定個人情報保護委員会

《特定個人情報保護委員会》

表 5-1 特定個人情報保護委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	特定個人情報保護委員会政策評価基本計画（平成26年3月18日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成26年1月1日から30年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 法第9条の規定に基づき、事前評価の実施が求められる政策については、当委員会において該当する政策を実施する場合に、適切に行うこととする。
	3 事後評価の対象等	○ 本計画の期間において事後評価の対象とする政策は、当委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。事後評価の単位は、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うこととする。 ○ 実績評価方式を基本としつつ、政策の特性に応じ、適切な方式を用いることとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、当委員会における政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策に適切に反映することとする。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課とする。
実施計画の名称	平成26年度特定個人情報保護委員会政策評価実施計画（平成26年3月28日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：3政策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

（注）平成26年度に実施している政策については、平成27年度以降の適切な時期に評価を実施する予定。

表 5-2 特定個人情報保護委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第7条第2項第1号）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—

表 5-3 特定個人情報保護委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

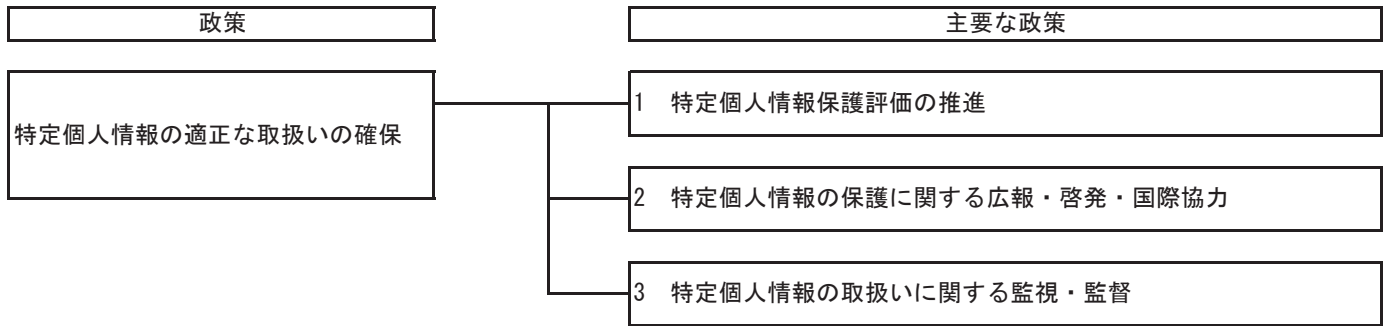
該当する政策なし

2 事後評価

該当する政策なし

政策体系（特定個人情報保護委員会）

※ この政策体系は、平成26年度実施計画に定めるもの



金融庁

《金融庁》

表 6-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成 24 年 5 月 31 日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日まで ○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 評価の対象は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法第 9 条及び法施行令第 3 条第 1 号から第 5 号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助） ② 法第 9 条及び法施行令第 3 条第 6 号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策） ③ 法第 9 条及び法施行令第 3 条第 7 号及び第 8 号に該当する政策（租税特別措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税関係の措置の新設、拡充及び延長を目的とする政策） ④ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（①を除く） ⑤ ①に準ずるもので、社会的影響の大きい政策
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。ただし、法第 9 条及び法施行令第 3 条第 7 号に該当する政策については、「租税特別措置等に係るガイドライン」等に基づき実施する。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 実績評価： 金融庁の任務を達成するために重要な政策 事業評価： 法第 7 条第 2 項第 2 号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの 総合評価： 政策の決定から一定期間を経過した政策 租税特別措置等に係る政策の事後評価： 法第 9 条及び法施行令第 3 条第 7 号に該当する政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算、機構・定員、税制改正要望、法令審査等を取りまとめ部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等）に活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページにおいて意見を受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。
実施計画の名称	平成 26 年度金融庁政策評価実施計画（平成 26 年 7 月 1 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価： 20 施策 ○ 事業評価： <ul style="list-style-type: none"> (1) 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業等。また、過去にこうした事前評価を実施し、当年度に効果が発現する予定の事業等。 (2) 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現

		のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策等。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 6-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：6件 (規制) 〔表6-3-ア〕	規制の新設又は改廃は妥当	6	1 評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した。	2	
				2 評価結果を踏まえ、政令等を制定又は改正することとした。	4	
	事業評価方式：8件 (租税特別措置等) 〔表6-3-イ〕	租税特別措置等の新設、拡充又は延長は妥当	8	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。	8	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：20件 (目標管理型の政策評価) 〔表6-3-ウ〕 〔実績評価方式：20件〕 〔表6-3-エ〕	目標達成	6	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	12
			相当程度進展あり	13	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。 【改善・見直し】	8
			進展が大きくない	1	〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 13件 機構・定員要求に反映 7件 (うち、機構5件、定員6件) 〕	
					〈事前分析表への反映〉 〔 測定指標を変更 8件 〕	
			事業評価方式：1件 (成果重視事業) 〔表6-3-オ〕	取組を引き続き推進	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた。 【引き続き推進】
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 6-3 金融庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 6 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 5 月 14 日、6 月 6 日、7 月 1 日、7 月 3 日、平成 27 年 2 月 13 日及び 3 月 23 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 6-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	プロ向けファンドに関する規制の見直し
2	投資法人及び投資信託に係る特定資産の追加
3	保険仲立人に対する規制緩和
4	非中央清算店頭デリバティブ取引への証拠金授受の義務付け
5	大量保有報告制度の見直し
6	適格機関投資家等特例業務の見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 6-4-(1) 参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 8 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 6-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消等
2	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ
3	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化（延長）
4	資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税
5	投資法人に係る税制優遇措置の拡充
6	外国子会社合算税制の見直し
7	マイナンバー制度の円滑な導入に係る措置
8	確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 6-4-(2) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 20 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 25 年度実績評価書」として公表。

表 6-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本政策 I 経済成長の礎となる金融システムの安定			
1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	目標達成	引き続き推進

2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	目標達成	引き続き推進
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	相当程度進展あり	引き続き推進
基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上			
4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	相当程度進展あり	改善・見直し
5	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	相当程度進展あり	改善・見直し
6	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	相当程度進展あり	改善・見直し
基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築			
7	市場インフラの構築のための制度・環境整備	相当程度進展あり	引き続き推進
8	市場機能の強化のための制度・環境整備	相当程度進展あり	改善・見直し
9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	相当程度進展あり	引き続き推進
10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	相当程度進展あり	引き続き推進
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	目標達成	引き続き推進
基本政策Ⅳ 横断的施策			
12	国際的な政策協調・連携強化	目標達成	引き続き推進
13	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	目標達成	引き続き推進
14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	相当程度進展あり	改善・見直し
15	金融行政についての情報発信の強化	進展が大きくない	改善・見直し
16	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	相当程度進展あり	引き続き推進
(業務支援基盤の整備のための取組み)			
17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上	相当程度進展あり	改善・見直し
18	学術的成果の金融行政への導入・活用	相当程度進展あり	改善・見直し
19	金融行政における情報システムの活用	目標達成	引き続き推進
20	災害等発生時における金融行政の継続確保	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表6-4-(3)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成26年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の20施策を対象として評価を実施中（平成27年8月公表予定）。

表6-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定	
1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	
4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
5	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
6	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築	
7	市場インフラの構築のための制度・環境整備
8	市場機能の強化のための制度・環境整備
9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備
基本政策Ⅳ 横断的施策	
12	国際的な政策協調・連携強化
13	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
15	金融行政についての情報発信の強化
16	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備
（業務支援基盤の整備のための取組み）	
17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上
18	学術的成果の金融行政への導入・活用
19	金融行政における情報システムの活用
20	災害等発生時における金融行政の継続確保

(3) 事業評価方式を用いて、以下の1事業（成果重視事業）を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「平成26年度事業評価書」として公表。

表6-3-オ 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表6-4-(4)参照。

別表

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

基本政策	施策
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
III 公正・透明で活力ある市場の構築	市場インフラの構築のための制度・環境整備
	市場機能の強化のための制度・環境整備
	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備
IV 横断的施策	国際的な政策協調・連携強化
	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
	金融行政についての情報発信の強化
	金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備

(業務支援基盤の整備のための取組み)

分野	施策
1 人的資源	金融行政を担う人材の確保と資質の向上
2 知的資源	学術的成果の金融行政への導入・活用
3 その他の業務基盤	金融行政における情報システムの活用
	災害等発生時における金融行政の継続確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/seisaku26.pdf>)参照

消費者庁

《消費者庁》

表 7-1 消費者庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	消費者庁政策評価基本計画（平成25年3月18日決定） 平成25年7月1日一部改正 平成27年2月26日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成25年4月1日から30年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第9条第1号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：消費者庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各課等は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と他の評価スキームの結果が、双方向に活用され、政策評価が無駄の削減に資するよう努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を総務課とし、文書やホームページにより受け付ける。
実施計画の名称	平成26年度消費者庁政策評価実施計画（平成27年2月26日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：11施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 7-2 消費者庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：1件 (規制) 〔表 7-3-ア〕	規制の新設が妥当	1	評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した	1
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：10件 (目標管理型の政策評価) 〔表 7-3-イ〕 {実績評価方式：11件} (目標管理型の政策評価) 〔表 7-3-ウ〕	目標達成	4	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	9
			相当程度進展あり	6	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	1
					政策の重点化等	1
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 10件 機構・定員要求に反映 6件 (うち、機構2件、定員6件))	
<事前分析表への反映> (測定指標を変更 4件 達成手段を変更 1件)						
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 7-3 消費者庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 10 月 23 日に「規制を対象として事前評価した政策評価書」として公表。

表 7-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	不当表示に対する課徴金制度の導入

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 7-4-(1) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 25 年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 10 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 10 月 8 日に「平成 25 年度消費者庁政策評価書」として公表。

表 7-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	消費者政策の企画・立案・推進及び調整	目標達成	引き続き推進
2	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	相当程度進展あり	引き続き推進
3	個人情報保護に関する施策の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
4	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	相当程度進展あり	引き続き推進
5	物価対策の推進	目標達成	引き続き推進
6	地方消費者行政の推進	目標達成	引き続き推進
7	消費者の安全確保のための施策の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
8	消費者取引対策の推進	目標達成	引き続き推進
9	消費者表示対策の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
10	食品表示の企画・立案・推進	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 7-4-(2) 参照。

- (2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 11 施策を対象として評価を実施中。

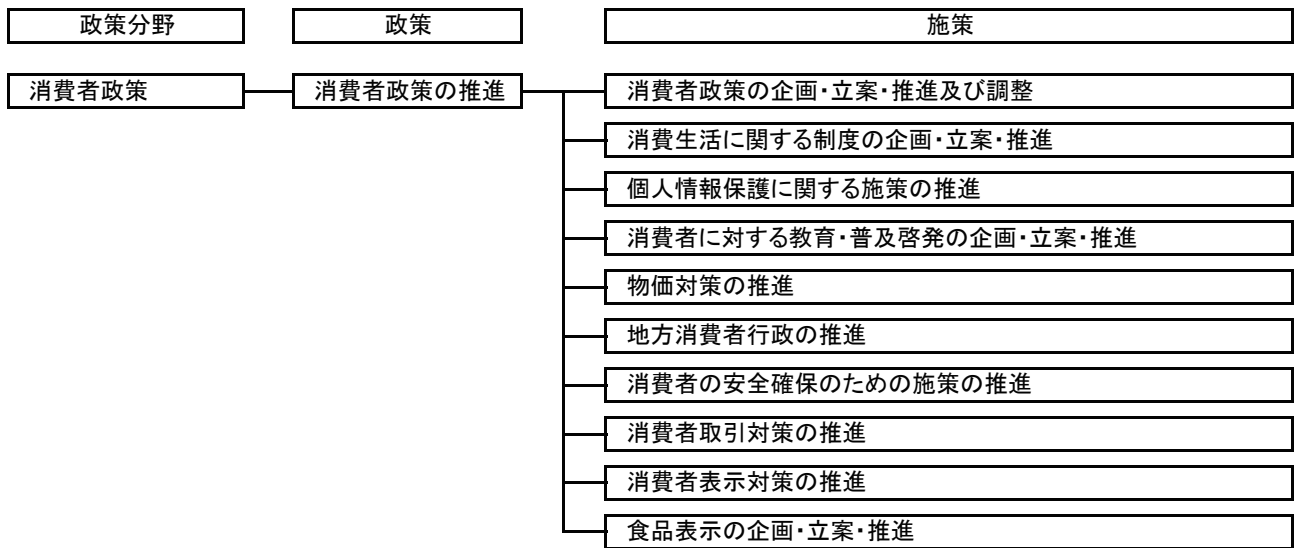
表 7-3-ウ 実績評価方式により評価実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
1	消費者政策の企画・立案・推進及び調整
2	消費生活に関する制度の企画・立案・推進
3	個人情報保護に関する施策の推進
4	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進
5	地方消費者行政の推進
6	物価対策の推進
7	消費者政策の推進に関する調査・分析
8	消費者の安全確保のための施策の推進
9	消費者取引対策の推進
10	消費者表示対策の推進
11	食品表示の企画・立案・推進

別表

政策体系(消費者庁)

※この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、消費者庁ホームページ
(<http://www.caa.go.jp/info/yosan/pdf/h26seisakuyosan.pdf>)参照

復興庁

《復興庁》

表 8-1 復興庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	復興庁政策評価基本計画（平成24年3月30日決定）	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成24年2月10日から28年3月31日まで
	② 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第9条及び法施行令第3条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	③ 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：復興庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等に係る政策の事後評価： 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努める。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 個別政策担当参事官及び調整担当参事官は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と他の評価スキームの結果が、双方向に活用されるように努める。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を政策評価担当参事官とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成26年度復興庁政策評価実施計画（平成26年3月28日決定）	
実施計画の主な規定内容	① 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 政策体系に基づき対象とする政策：1の施策 ○ 租税特別措置等に係る政策：該当する政策なし
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 8-2 復興庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数
事前評価		事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表 8-3-ア〕	租税特別措置等 の拡充が妥当	1	評価の結果を踏まえ、施策を 盛り込んだ法律案を国会へ提出 することとした。 1
事後 評価	主要な行政目 的に係る政策 等として基本 計画に掲げる 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：1件 (目標管理型の政策評 価) 〔表 8-3-イ〕	目標達成	1	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 1
					<概算要求及び機構・定員要求への反 映> (概算要求に反映 1件)
	未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—
	未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—
	その他の政 策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—

表 8-3 復興庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る以下の 1 の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 3 月 6 日に「平成 26 年度租税特別措置等に係る政策評価書（事前評価）」として公表。

表 8-3-ア 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等の対象となる事業の拡充（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 8-4-(1) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度復興庁政策評価実施計画」に基づき、以下の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 25 年度復興庁政策評価書（事後評価）」として公表。

表 8-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「新しい東北」の創造に係る施策の推進	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 8-4-(2) 参照。

政策体系(復興庁)

※この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

政策	施策
復興施策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="708 300 1481 338">(1) 復興特区制度に係る施策の推進<li data-bbox="708 344 1481 383">(2) 復興交付金制度に係る施策の推進<li data-bbox="708 389 1481 427">(3) 原子力災害からの復興に係る施策の推進<li data-bbox="708 434 1481 472">(4) 被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進<li data-bbox="708 479 1481 517">(5) 「新しい東北」の創造に係る施策の推進<li data-bbox="708 524 1481 602">(6) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進 ((1)～(5)に掲げるものを除く。)

(注) 政策ごとの予算との対応については、復興庁ホームページ

http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20140311_fukkou.pdf 参照

総務省

《総務省》

表 9-1 総務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	総務省政策評価基本計画（平成24年6月1日策定） 平成25年3月29日改正 平成26年6月2日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策 (2) その他事前の検証が必要と認められる政策
	3 事後評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。 (1) 総務省の主要な政策については、実績評価方式による。 (2) 次のいずれかに該当する政策で実施計画で定めた政策については、当該政策の特性等に応じた評価方式による。 ア 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策（研究開発及び公共事業に限る。）であって、事後の検証が必要と認められるもの イ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（法第9条の規定に基づき事前評価を実施したものを除く。） ウ その他事後の検証が必要と認められる政策 (3) 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策については、総合評価方式による。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成 26 年度総務省政策評価実施計画（平成 26 年 3 月 31 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：6の主要な政策（その他の主要な政策については、モニタリングを行う。） ○ 事業評価 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策であって、事後の検証が必要と認められるもの (2) 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 9-2 総務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価		事業評価方式：5件 (研究開発課題) 〔表9-3-ア〕	有効性・効率性が認められる	5	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映	5
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 5件)	
		事業評価方式：6件 (規制) 〔表9-3-イ〕	必要性等が認められる	6	評価結果を踏まえ、法令等に反映	6
		事業評価方式：8件 (租税特別措置等) 〔表9-3-ウ〕	必要性等が認められる	8	評価結果を踏まえ、税制改正要望等に反映	8
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：6件 (目標管理型の政策評価) 〔表9-3-エ〕	目標達成	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	5
			相当程度進展あり	4		
			進展が大きくない	1		
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 6件 機構・定員要求に反映 1件 (うち、機構1件、定員1件))	
					〈事前分析表への反映〉 (達成すべき目標を変更 1件 測定指標を変更 4件 達成手段を変更 3件)	
			事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表9-3-オ〕	必要性・有効性等が認められる	1	評価結果を踏まえ、当該措置を継続 【引き続き推進】
	事業評価方式：4件 〔表9-3-カ〕	有効性・効率性等が認められる	4	既に事業が終了しているため、概算要求等を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する	4	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

表 9-3 総務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度予算概算要求を行う以下の 5 研究開発課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度事前事業評価書」として公表。

表 9-3-ア 個別研究開発課題を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発
2	多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証
3	ICT を活用した自立行動支援システムの研究開発
4	第 5 世代移動通信システム実現に向けた研究開発
5	テラヘルツ無線信号の広帯域・高感度測定技術の研究開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(1) 参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 4 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 7 月 18 日、10 月 28 日、27 年 1 月 21 日及び 3 月 30 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 9-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	スプリンクラー設備等に関する基準の見直し
2	電気通信主任技術者の配置要件の緩和
3	認定放送持株会社制度における議決権保有制限の緩和
4	特定信書便役務の範囲の拡大及び特定信書便役務に係る約款の認可手続の簡素化等 (3 件)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(2) 参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の 8 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 9-3-ウ 租税特別措置等に係る政策を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長
2	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
3	振興山村における工業用機械等の特別償却
4	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
5	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
6	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
7	技術研究組合の所得計算の特例の本則化
8	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(3) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 6 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度主要な政策に係る評価書」として公表。

表 9-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	行政評価等による行政制度・運営の改善	進展が大きくない	改善・見直し
2	分権型社会を担う地方税制度の構築	相当程度進展あり	引き続き推進
3	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	目標達成	引き続き推進
4	情報通信技術高度利活用の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
5	電波利用料財源電波監視等の実施	相当程度進展あり	引き続き推進
6	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(4) 参照。

(2) 租税特別措置等に係る以下の 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 9-3-オ 租税特別措置等に係る政策を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度	必要性・有効性等が認められる	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(5) 参照。

(3) 事業評価方式を用いて、以下の 4 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度事後事業評価書」として公表。

表 9-3-カ 事業評価方式により評価を実施した政策（終了時）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	災害時に有効な衛星通信ネットワークの研究開発	有効性・効率性等が認められる
2	大規模災害時に被災地の通信能力を緊急増強する技術の研究開発 (大規模通信混雑時における通信処理機能のネットワーク化に関する研究開発)	
3	ホワイトスペースにおける新たなブロードバンドアクセスの実現に向けた周波数高度利用技術の研究開発	
4	地域イントラネット基盤施設整備事業（東京都）	

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 9-4-(6) 参照。

別表

政策体系(総務省)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

行政分野	主要な政策
1 行政改革・行政運営	1 適正な行政管理の実施
	2 行政評価等による行政制度・運営の改善
2 地方行財政	3 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
	4 地域振興(地域力創造)
	5 地方財源の確保と地方財政の健全化
	6 分権型社会を担う地方税制度の構築
3 選挙制度等	7 選挙制度等の適切な運用
4 電子政府・電子自治体	8 電子政府・電子自治体の推進
5 情報通信(ICT政策)	9 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
	10 情報通信技術高度利活用の推進
	11 放送分野における利用環境の整備
	12 情報通信技術利用環境の整備
	13 電波利用料財源電波監視等の実施
	14 ICT分野における国際戦略の推進
6 郵政行政	15 郵政民営化の確実な推進
7 国民生活と安心・安全	16 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
	17 恩給行政の推進
	18 公的統計の体系的な整備・提供
	19 消防防災体制の充実強化

(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000337499.pdf) 参照

公害等調整委員会

《公害等調整委員会》

表 10-1 公害等調整委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公害等調整委員会政策評価基本計画（平成26年3月25日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成26年度から28年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 本計画期間内において事後評価の対象とする政策は、公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、関係部門の連携を図りつつ、今後の政策の企画立案作業(予算の要求等を含む。)等に適切に反映させるように努めるものとし、その反映状況については、総務大臣に通知するとともに公表するものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見又は要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課企画法規係とする。
実施計画の名称	平成26年度公害等調整委員会事後評価実施計画（平成26年3月25日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：2政策（3目標）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 10-2 公害等調整委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—	
事後 評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 （法第7条第 2項第1号）	実績評価方式：3件 〔表10-3-ア〕 （目標管理型の政策評 価） {実績評価方式：3 件} 〔表10-3-イ〕	目標達成	3	評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】		3
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 概算要求に反映 3件 機構・定員要求に反映 1件 （うち、機構0件、定員1件） 〕		
					<事前分析表への反映> （測定指標を変更 2件）		
未着手 （法第7条第 2項第2号 イ）		該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第 2項第2号 ロ）		該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の 政策 （法第7条第 2項第3号）		該当する政策なし	—	—	—	—	

（注）{ } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 10-3 公害等調整委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 25 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 3 目標（施策）を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 28 日に「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書（平成 25 年度事後評価書）」として公表。

表 10-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行			
政策 1 公害紛争の処理			
1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理	目標達成	引き続き推進
2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等	目標達成	引き続き推進
政策 2 土地利用の調整			
3	・ 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整 ・ 土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保（注 2）	目標達成	引き続き推進

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 10-4-(1) 参照。

2 「政策 2 土地利用の調整」については、政策体系上は 2 つの目標を掲げているが、評価書は、2 つの目標に係る内容を 1 件として公表している。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

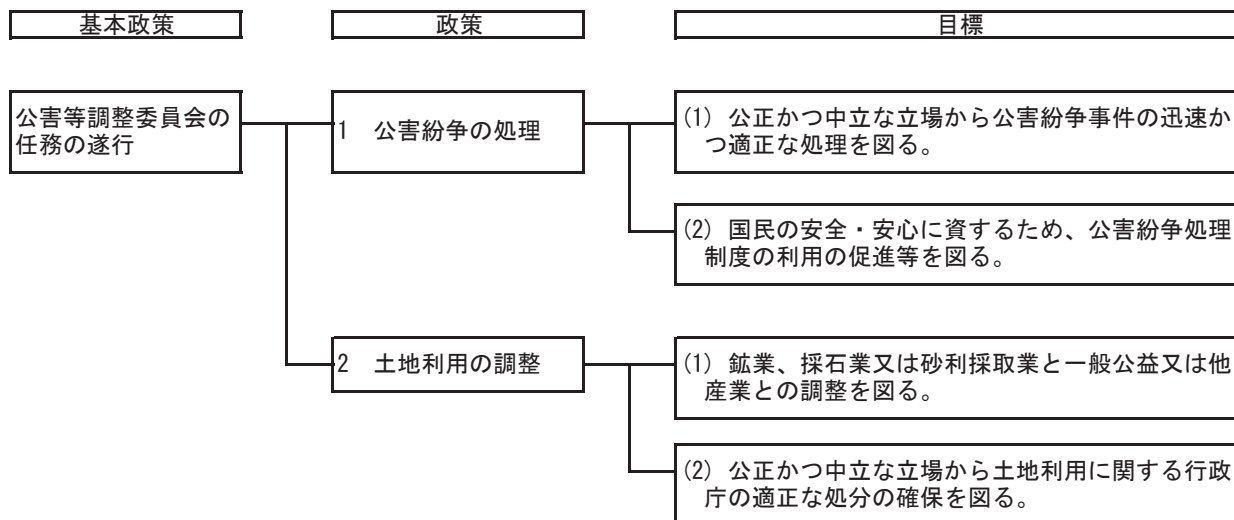
実績評価方式を用いて、「公害等調整委員会政策評価基本計画」に基づき、以下の 3 目標（施策）を対象に評価を実施中（平成 29 年 8 月公表予定）。

表 10-3-イ 実績評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行	
政策 1 公害紛争の処理	
1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理
2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等
政策 2 土地利用の調整	
3	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整 土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保

政策体系(公害等調整委員会)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000337499.pdf) 参照

法務省

《法務省》

表 11-1 法務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	法務省政策評価に関する基本計画（平成26年4月25日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成26年度から30年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。 ・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。） ・ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 ・ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る政策 ・ 新規の政策のうち、大臣官房秘書課政策評価企画室（以下「政策評価企画室」という。）又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。また、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行う。 ○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から5年程度の周期で評価対象を選定して行う。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び大臣官房秘書課組織係、同人事課、同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討する。 予算等担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、必要かつ相当な範囲で活用する。 このような取組により、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるように努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付ける。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付する。
実施計画の名称	平成26年度法務省事後評価の実施に関する計画（平成26年4月25日決定） 平成26年10月3日改定	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事業評価：2施策（法務に関する調査研究） ○ 実績評価：17施策 ○ 総合評価：1施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 11-2 法務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：5件 〔表11-3-ア〕	新規採択事業としての要件を満たしている	5	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	5	〈予算要求及び機構・定員要求への反映〉 (予算要求に反映 5件)
	事業評価方式：4件 (規制) 〔表11-3-イ〕	規制の新設が妥当	4	評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した	4	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：17件 (目標管理型の政策評価) 〔表11-3-ウ〕	目標達成	11	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】	17
		{実績評価方式：17件} (目標管理型の政策評価) 〔表11-3-エ〕	相当程度進展あり	6	〈予算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔予算要求に反映 17件 機構・定員要求に反映 2件 (うち、機構1件、定員1件)〕	
	実績評価方式：1件 (成果重視事業) 〔表11-3-オ〕	目標達成	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】	1	
	{総合評価方式：1件} 〔表11-3-カ〕	—	—	—	—	
	事業評価方式：4件 〔表11-3-キ〕	所期の成果を得ることができた	4	今後も同様の結果が得られるよう努める	4	
	{事業評価方式：2件} 〔表11-3-ク〕					
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 11-3 法務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、以下の5事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「平成26年度法務省事前評価実施結果報告書」として公表。

表 11-3-ア 新規採択事業等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
	[I-3-(1)]
1	法務に関する調査研究（青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する調査）
	[VII-14-(2)]
2	施設の整備（徳島法務総合庁舎新営工事）
3	施設の整備（佐世保法務総合庁舎新営工事）
4	施設の整備（名寄法務総合庁舎新営工事）
5	施設の設備（帯広少年院新営工事）

- (注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表11-4-(1)参照。
2 評価対象政策名の上の [] 内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の4政策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年3月5日に「規制の事前評価書」として公表。

表 11-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設
2	技能実習制度における監理団体の許可制の創設
3	技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設
4	外国人技能実習機構の創設

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表11-4-(2)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成26年度においては、実績評価方式を用いて、「平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、17施策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「平成25年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 11-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	法曹養成制度の充実	目標達成	引き続き推進
2	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	相当程度進展あり	引き続き推進
3	法教育の推進	目標達成	引き続き推進
4	検察権行使を支える事務の適正な運営	相当程度進展あり	引き続き推進

5	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	目標達成	引き続き推進
6	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	相当程度進展あり	引き続き推進
7	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	目標達成	引き続き推進
8	保護観察対象者等の改善更生等	相当程度進展あり	引き続き推進
9	医療観察対象者の社会復帰	目標達成	引き続き推進
10	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	目標達成	引き続き推進
11	登記事務の適正円滑な処理	目標達成	引き続き推進
12	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	目標達成	引き続き推進
13	債権管理回収業の審査監督	相当程度進展あり	引き続き推進
14	人権の擁護	目標達成	引き続き推進
15	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	相当程度進展あり	引き続き推進
16	出入国の公正な管理	目標達成	引き続き推進
17	法務行政における国際協力の推進	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表11-4-(3)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成26年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、17施策を対象として評価を実施中。

表11-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
1	法曹養成制度の充実
2	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化※
3	法教育の推進
4	検察権行使を支える事務の適正な運営
5	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備※
6	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施※
7	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施※
8	保護観察対象者等の改善更生等※
9	医療観察対象者の社会復帰※
10	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
11	登記事務の適正円滑な処理※
12	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理
13	債権管理回収業の審査監督※
14	人権の擁護
15	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理※
16	出入国の公正な管理
17	法務行政における国際協力の推進

(注)1 平成27年8月に公表予定。

2 ※については、平成26年度から実績の測定（モニタリング）を行っている施策。

(3) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成26年度においては、実績評価方式を用いて、「平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、1つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「平成25年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 11-3-オ 実績評価方式により評価を実施した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	出入国管理業務の業務・システムの最適化	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 11-4-(4) 参照。

(4) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 26 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 1 施策を対象として評価を実施中。

表 11-3-カ 総合評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備

(注) 平成 27 年 8 月に公表予定。

(5) 事業評価方式を用いて、「平成 25 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 4 事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 25 年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 11-3-キ 事業評価方式により評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
〔I-3-(1)〕		
1	法務に関する調査研究（無差別殺傷事犯に関する研究）	目標達成
〔VII-14-(2)〕		
2	施設の整備（伊丹法務総合庁舎整備等事業）	目標達成
3	施設の整備（宮崎法務総合庁舎整備等事業）	目標達成
4	施設の整備（島根あさひ社会復帰促進センター整備事業）	目標達成

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 11-4-(5) 参照。

2 評価対象政策名の上の〔〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

(6) 事業評価方式を用いて、「平成 26 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 2 事業等を対象として評価を実施中。

表 11-3-ク 事業評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
〔I-3-(1)〕	
1	法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究）
2	法務に関する調査研究（知的障害を有する犯罪者の実態と処遇に関する研究）

(注) 1 評価対象政策名の上の〔〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 平成 27 年 8 月に公表予定。

別表

政策体系(法務省)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

基本政策	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備	1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備
	2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 法曹養成制度の充実 (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (4) 法教育の推進
	3 法務に関する調査研究	(1) 法務に関する調査研究
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	4 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営
	5 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施
	6 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生等 (2) 医療観察対象者の社会復帰
	7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
	8 団体の規制処分の適正な審査・決定	(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定
III 国民の権利擁護	9 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督
	10 人権の擁護	(1) 人権の擁護
IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	11 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	(1) 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理
V 出入国の公正な管理	12 出入国の公正な管理	(1) 出入国の公正な管理
VI 法務行政における国際化対応・国際協力	13 法務行政における国際化対応・国際協力	(1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	(1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/content/000119030.pdf>)参照

外務省

《外務省》

表 12-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成25年3月29日策定） 平成26年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成25年度から29年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 対象は、以下の政策とする。 ア 政府開発援助 （ア） 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 （イ） 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 イ 規制 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。） （ア） 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策 （i） 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第1項に規定する法人税関係特別措置 （ii） 地方税法第757条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの （イ） そのほか、国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策 なお、実施が義務付けられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案し、必要と考えられる場合には、適時に評価を行うものとする。 ○ 租税特別措置等に関する事後評価については、租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、適切に実施するものとする。さらに、法人税関係以外の税目に関する租税特別措置等についても、積極的かつ自主的に事後評価を実施するよう努めるものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）等）に反映させる。 ○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。 ○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 ア 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。 イ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに

		に、必要に応じて関係課に通知し、関係課が評価を行う上で参考として適切に活用する。
実施計画の名称	平成 26 年度外務省政策評価実施計画（平成 26 年 3 月 31 日改定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 4 の基本目標に係る 10 の施策（4 成果重視事業を含む）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未着手：該当案件なし ○ 未了：政府開発援助 9 案件
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 12-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価		政府開発援助：63件 〔表 12-3-ア、イ〕 ≪政府開発援助：51件≫ 〔表 12-3-ウ〕	実施が妥当	63 ≪51≫	評価結果を踏まえ、対象事業（政策）を実施することとした （概算要求及び機構・定員要求に反映） （概算要求に反映 24件≪51≫）	63 ≪51≫
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：10件 （目標管理型の政策評価） 〔表 12-3-エ〕	目標達成	3	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	8
			相当程度進展あり	7	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	2
					政策の重点化等	1
					（概算要求及び機構・定員要求に反映） 〔概算要求に反映 10件 機構・定員要求に反映 7件 （うち、機構5件、定員7件）〕	
（事前分析表への反映） 〔達成すべき目標を変更 2件 測定指標を変更 2件 達成手段を変更 1件〕						
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	政府開発援助：8件 〔表 12-3-オ〕	継続が妥当	8	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	8	
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

（注）≪ ≫は、平成 25 年度に評価結果が公表され、「平成 25 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 12-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成26年4月28日、5月16日、5月30日、6月13日、7月16日、8月20日、8月28日、9月30日、11月28日及び12月26日並びに平成27年1月30日、2月27日及び3月31日に「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 12-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として評価を実施した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「西部地域小水力発電所改善計画」(ネパール連邦民主共和国)
2	「通関電子化を通じたナショナル・シングルウィンドウ構築及び税関近代化計画」(ミャンマー連邦共和国)
3	「シャン州ラーショー総合病院整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
4	「セコンディ水産業振興計画」(ガーナ共和国)
5	「国道16B号線セコン橋建設計画」(ラオス人民民主共和国)
6	「ホニアラ港施設改善計画」(ソロモン諸島)
7	「ブジュンブラ港改修計画」(ブルンジ共和国)
8	「新タケタ橋建設計画」(ミャンマー連邦共和国)
9	「教員養成校改善計画」(ミャンマー連邦共和国)
10	「マプト市医療従事者養成学校建設計画」(モザンビーク共和国)
11	「コロネル・オビエド市給水システム改善計画」(パラグアイ共和国)
12	「ハトロン州ピアンジ県給水改善計画」(タジキスタン共和国)
13	「チンボラソ県医療施設・機材整備計画」(エクアドル共和国)
14	「オシュ州、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画」(キルギス共和国)
15	「工科系大学拡充計画」(ミャンマー連邦共和国)
16	「ダルエスサラーム送配電網強化計画」(タンザニア連合共和国)
17	「気候変動に対応するための日・カリブ・パートナーシップ計画(UNDP連携)」(ガイアナ共和国、グレナダ、ジャマイカ、スリナム共和国、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、ベリーズ)
18	「ンゴマ郡灌漑開発計画」(ルワンダ共和国)
19	「カヤ初等教員養成校建設計画」(ブルキナファソ)
20	「パソ・レアル橋建設計画」(ニカラグア共和国)
21	「ドゥシャンベ国際空港整備計画」(タジキスタン共和国)
22	「オヨ州小学校建設計画」(ナイジェリア連邦共和国)
23	「グジュランワラ下水・排水能力改善計画」(パキスタン・イスラム共和国)
24	「中期気象予報センター設立及び気象予報システム強化計画」(パキスタン・イスラム共和国)
25	「口蹄疫等対策支援計画(FAO連携)」(アフガニスタン・イスラム共和国)
26	「バルカ県送配水網改修・拡張計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
27	「クイーンズウェイ変電所改修計画」(ウガンダ共和国)
28	「コナクリ市中部高台地区飲料水供給改善計画」(ギニア共和国)
29	「小児感染症予防計画(UNICEF連携)」(アフガニスタン・イスラム共和国)
30	「ニューブリテン国道橋梁架け替え計画」(パプアニューギニア独立国)
31	「カラチ港及びピンカシム港治安強化計画」(パキスタン・イスラム共和国)
32	「第三次地方給水計画」(ルワンダ共和国)
33	「災害リスク管理能力強化計画(IOM連携)」(アフガニスタン・イスラム共和国)
34	「第三次タザラ交差点改善計画」(タンザニア連合共和国)
35	「テザニ水力発電所増設計画」(マラウイ共和国)
36	「南部諸民族州リフトバレー地域給水計画」(エチオピア連邦民主共和国)
37	「港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
38	「マンダレー上水道整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
39	「ヤンゴン市無収水削減計画」(ミャンマー連邦共和国)
40	「ミンダナオの紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画」(フィリピン共和国)
41	「プノンベン交通管制システム整備計画」(カンボジア王国)
42	「スパイリエン州病院改善計画」(カンボジア王国)

43	「国道一号線橋梁架け替え計画」(ブータン王国)
44	「アトランティック県アラダ病院建設・整備計画」(ベナン共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表12-4-1(1)参照。
なお、平成27年度予算要求までに公表したNo.1～19については、予算要求に反映。

(2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成26年6月13日、7月16日、9月30日及び11月28日並びに平成27年1月30日、2月27日及び3月31日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 12-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として評価を実施した政策(有償資金協力)

No.	評価対象政策
1	「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電計画(I)」(バングラデシュ人民共和国)
2	「包括的中核都市行政強化計画」(バングラデシュ人民共和国)
3	「ハオール地域洪水対策・生計向上計画」(バングラデシュ人民共和国)
4	「天然ガス効率化計画」(バングラデシュ人民共和国)
5	「ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設計画」(チュニジア共和国)
6	「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備計画(フェーズ1)(第一期)」(ミャンマー連邦共和国)
7	「ヤンゴン都市圏上水整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
8	「電力セクター・プロジェクト・ローン」(ウズベキスタン共和国)
9	「グワハティ下水道整備計画」(インド)
10	「モンバサ港開発計画フェーズ2」(ケニア共和国)
11	「官民連携インフラ・ファイナンス促進計画」(インド)
12	「ハルサ火力発電所改修計画」(イラク共和国)
13	「カニャベラル及びリオ・リンド水力発電増強計画」(ホンジュラス共和国)
14	「全国基幹送変電設備整備計画(フォーズ1)」(ミャンマー連邦共和国)
15	「レンガリ灌漑計画(フェーズ2)」(インド)
16	「プネ市ムラ・ムタ川汚染緩和計画」(インド)
17	「国道五号線改修計画(スレアマアムーバタンバン間及びシソポンーポイペト間)(第一期)」(カンボジア王国)
18	「南北高速道路建設計画(ベンルックーロンタイン間)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
19	「第二次送変電・配電ネットワーク整備計画」(ベトナム社会主義共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表12-4-2参照。
なお、平成27年度予算要求までに公表したNo.1～5については、予算要求に反映。

(3) 以下の51案件(無償資金協力28、有償資金協力23)は、平成25年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「政策評価法に基づく事前評価書」として公表し、「平成25年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として27年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表 12-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成25年度に評価を実施した政策

No.	評価対象政策
無償資金協力	
1	「第三次地方電化計画」(ウガンダ共和国)
2	「ヤンゴン市上水道施設緊急整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
3	「バリング郡村落給水計画」(ケニア共和国)
4	「ナロック給水拡張計画」(ケニア共和国)
5	「コンボンチャム及びバタンバン上水道拡張計画」(カンボジア王国)
6	「モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」(リベリア共和国)
7	「タザラ交差点改善計画」(タンザニア連合共和国)

8	「第四次幹線道路改修計画」(エチオピア連邦民主共和国)
9	「貨物旅客兼用船建造計画」(ツバル)
10	「国内海上輸送能力向上計画」(ミクロネシア連邦)
11	「マダン市場改修計画」(パプアニューギニア独立国)
12	「タボラ州水供給計画」(タンザニア連合共和国)
13	「西部ウガンダ地域医療施設改善計画」(ウガンダ共和国)
14	「中学校教室建設計画」(ニジェール共和国)
15	「ブルト灌漑施設改修計画」(東ティモール民主共和国)
16	「国道一号線改修計画(第4期)」(カンボジア王国)
17	「チェンナイ小児病院改善計画」(インド)
18	「カブール国際空港保安機能強化計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
19	「ハルツーム州廃棄物管理能力向上計画」(スーダン共和国)
20	「都市水道改善計画」(サモア独立国)
21	「環境的に持続可能な都市における廃棄物管理改善計画」(ラオス人民民主共和国)
22	「南部地域前期中等教育環境改善計画」(ラオス人民民主共和国)
23	「北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
24	「第三次中等学校改善計画」(マラウイ共和国)
25	「カヤー州ロイコー総合病院整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
26	「台風ヨランダ災害復旧・復興計画」(フィリピン共和国)
27	「ダカール州郊外中学校建設計画」(セネガル共和国)
28	「国立母子保健センター拡張計画」(カンボジア王国)
有償資金協力	
29	「ナボイ火力発電所近代化計画」(ウズベキスタン共和国)
30	「インド工科大学ハイデラバード校整備計画(フェーズ2)」(インド)
31	「グアナカステ地熱開発セクターローン」(コスタリカ共和国)
32	「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
33	「ハノイ市環状3号線整備計画(マイジックータンロン南間)」(ベトナム社会主義共和国)
34	「サンティアゴ島上水道システム整備計画」(カーボヴェルデ共和国)
35	「マプト・ガス複合式火力発電所整備計画」(モザンビーク共和国)
36	「ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画(Ⅱ)」(トルコ共和国)
37	「港湾整備計画(第二期)」(イラク共和国)
38	「ジャワ南線複線化計画(第四期)」(インドネシア共和国)
39	「ジャカルタ首都圏鉄道輸送能力増強計画(第一期)」(インドネシア共和国)
40	「南北高速道路建設計画(ダナンークアンガイ間)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
41	「南北高速道路建設計画(ホーチミンーゾーザイ間)(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
42	「ラックフェン国際港建設計画(港湾)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
43	「ラックフェン国際港建設計画(道路・橋梁)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
44	「タイビン火力発電所及び送電線建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
45	「ケラニ河新橋建設計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
46	「東部輸出回廊整備計画」(パラグアイ共和国)
47	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ3)(第二期)」(インド)
48	「新・再生可能エネルギー支援計画(フェーズ2)」(インド)
49	「中小零細企業・省エネ支援計画(フェーズ3)」(インド)
50	「ハリヤナ州配電設備改善計画」(インド)
51	「アグラ上水道整備計画(Ⅱ)」(インド)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表12-4-(3)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成26年度においては、実績評価方式を用いて、「平成26年度外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の4の基本目標に係る10の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「平成26年度外務省政策評価書」として公表。

表 12-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本目標Ⅱ 分野別外交			
1	国際の平和と安定に対する取組	相当程度進展あり	改善・見直し
2	国際経済に関する取組	相当程度進展あり	引き続き推進
3	国際法の形成・発展に向けた取組	相当程度進展あり	引き続き推進
4	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策			
5	国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策	相当程度進展あり	改善・見直し
基本目標Ⅵ 経済協力			
6	経済協力	相当程度進展あり	引き続き推進
7	地球規模の諸問題への取組	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標Ⅶ 分担金・拠出金			
8	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	目標達成	引き続き推進
9	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	目標達成	引き続き推進
10	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 12-4-(4) 参照。

- (2) 「平成 26 年度外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）の 8 案件を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度外務省政策評価書」として公表。

表 12-3-オ 未了の事業（政府開発援助）を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「アンカラ給水計画」（トルコ共和国）	継続が妥当	引き続き推進
2	「北部地域導水計画」（チュニジア共和国）	継続が妥当	引き続き推進
3	「ハリヤナ州森林資源管理・貧困削減計画」（インド）	継続が妥当	引き続き推進
4	「タンジュンプリオク港緊急リハビリ事業」（インドネシア共和国）	継続が妥当	引き続き推進
5	「オモン火力発電所 2 号機建設計画」（ベトナム社会主義共和国）	継続が妥当	引き続き推進
6	「タクモ水力発電所増設計画」（ベトナム社会主義共和国）	継続が妥当	引き続き推進
7	「南北鉄道橋梁安全性向上計画」（ベトナム社会主義共和国）	継続が妥当	引き続き推進
8	「南北地域上水道整備計画（ドンナイ省及びバリア・ヴンタオ省）（第二期）」（ベトナム社会主義共和国）	継続が妥当	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 12-4-(5) 参照。

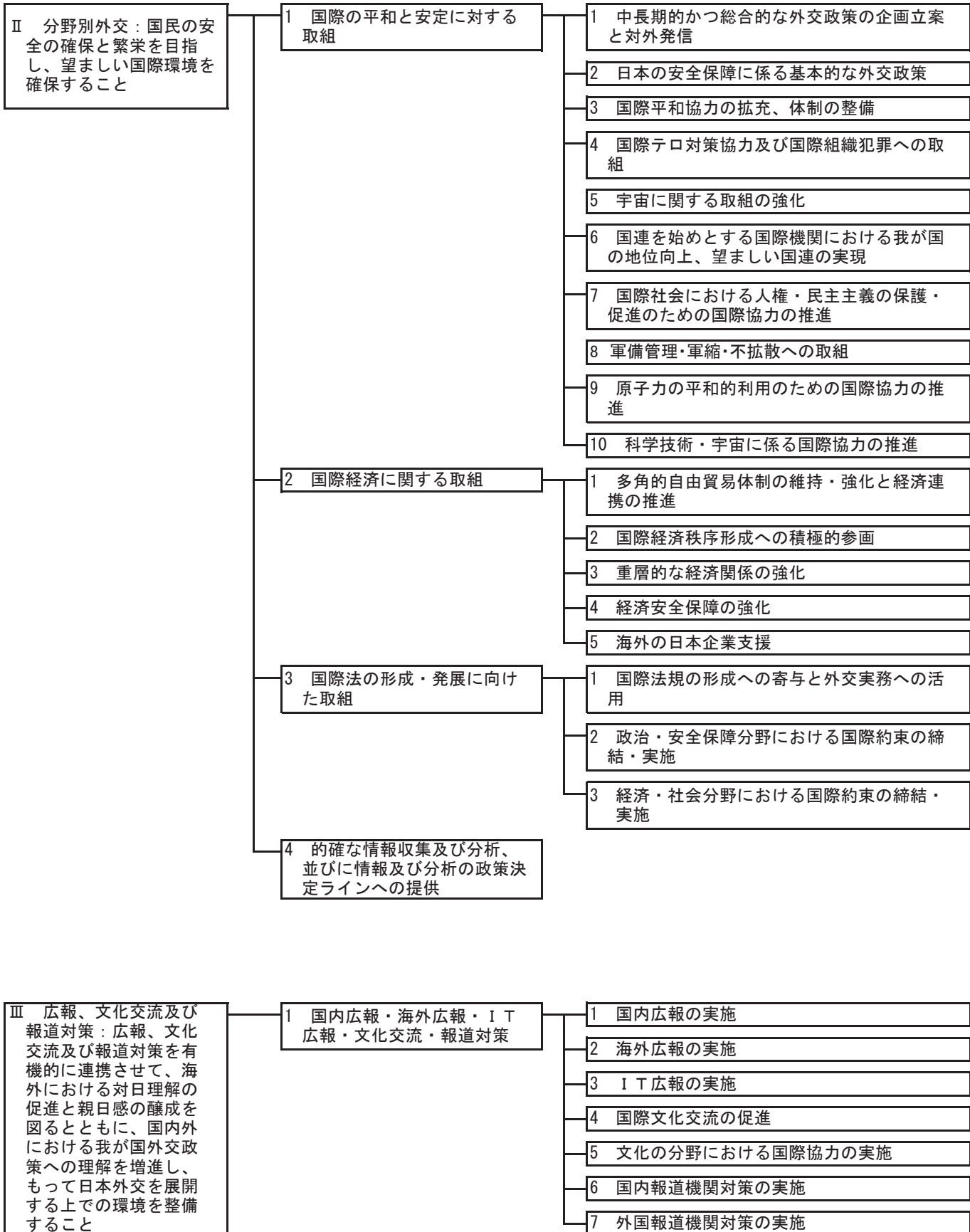
- 2 平成 26 年度外務省政策評価実施計画では、法第 7 条第 2 項第 2 号ロとして 9 案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により 8 案件について評価を実施している。

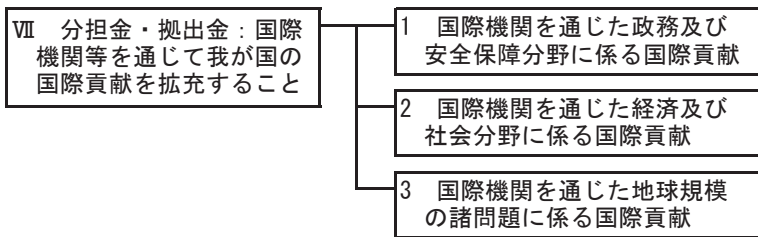
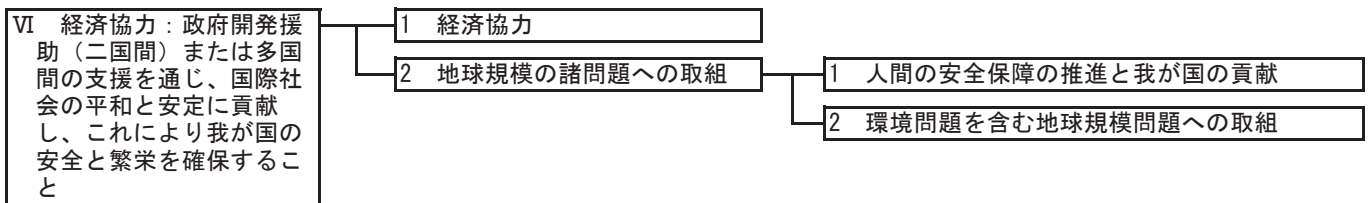
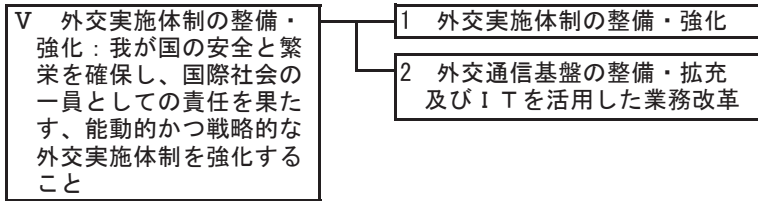
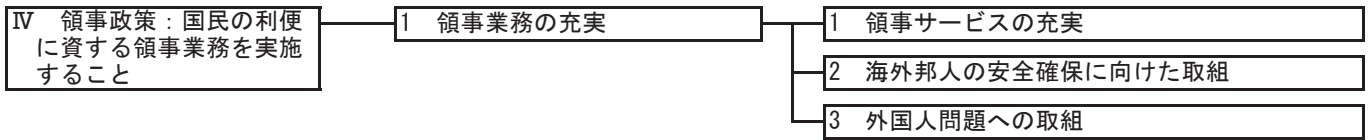
別表

政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策	
I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること	1 アジア大洋州地域外交	1 東アジアにおける地域協力の強化	
		2 朝鮮半島の安定に向けた努力	
		3 未来志向の日韓関係の推進	
		4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等	
		5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	
		6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	
		7 南西アジア諸国との友好関係の強化	
		8 大洋州地域諸国との友好関係の強化	
		2 北米地域外交	1 北米諸国との政治分野での協力推進
			2 北米諸国との経済分野での協力推進
			3 米国との安全保障分野での協力推進
		3 中南米地域外交	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化
			2 南米諸国との協力及び交流強化
		4 欧州地域外交	1 欧州地域との総合的な関係強化
			2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進
			3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展
			4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
		5 中東地域外交	1 中東地域安定化に向けた働きかけ
			2 中東諸国との関係の強化
		6 アフリカ地域外交	1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進
			2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html) 参照

財務省

《財務省》

表 13-1 財務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	政策評価に関する基本計画（平成25年3月29日策定） 平成26年3月31日改正 平成26年6月30日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	○ 平成25年度から29年度までの5年間 ○ 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする。また、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。 ○ 事前評価は、事業評価方式により行うことを基本とする。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 財務省の主要な政策分野全てを対象とする。 ○ 事後評価は、実績評価方式により行うことを基本とするが、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行う。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の作業をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映させる。 ○ 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用に努める。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は大臣官房文書課政策評価室（以下「政策評価室」という。）とし、面接、文書によるほか、財務省ホームページにおいても、財務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設け、常時受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望等については、政策評価室で一元的に管理し、その内容に応じて、関係部局にフィードバックすることにより今後の政策の企画立案作業や政策評価作業において適切に活用する。
実施計画の名称	平成26年度政策評価実施計画（平成26年3月31日策定） 平成26年6月30日改正	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○実績評価：6 総合目標 25 政策目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 13-2 財務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後 評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式： 31件 (目標管理型の政策 評価) [表13-3-ア] {実績評価方式： 31件} (目標管理型の政策 評価) [表13-3-イ]	目標達成	16	評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た 【引き続き推進】 <概算要求及び機構・定員要求へ の反映> (概算要求に反映 19件 機構・定員要求に反映 4件 (うち、機構4件、定員4件))	31
			相当程度進展あり	13		
			進展が大きくない	2		
未着手 (法第7条第2項 第2号イ)		該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項 第2号ロ)		該当する政策なし	—	—	—	—
その他の 政策 (法第7条第2項 第3号)		該当する政策なし	—	—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表 13-3 財務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 25 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31 の目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 6 月 30 日に、「平成 25 年度政策評価書」として公表。

表 13-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
総合目標			
1	我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化するととの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む	相当程度進展あり	引き続き推進
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、我が国の喫緊の課題に 대응するため、「成長と富の創出の好循環」の実現や社会保障と税の一体改革の着実な実施といった課題に対応するための税制を構築する	目標達成	引き続き推進
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用するほか、地方公共団体等との連携の下、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む	相当程度進展あり	引き続き推進
4	金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組む高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する	相当程度進展あり	引き続き推進
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向	相当程度進展あり	引き続き推進

	けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援等（成長戦略）も推進する		
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標			
政策目標1 健全な財政の確保			
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
8	必要な歳入の確保	相当程度進展あり	引き続き推進
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	目標達成	引き続き推進
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	進展が大きくない	引き続き推進
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	相当程度進展あり	引き続き推進
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	目標達成	引き続き推進
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現			
13	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築	目標達成	引き続き推進
政策目標3 国の資産・負債の適正な管理			
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	目標達成	引き続き推進
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底	目標達成	引き続き推進
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実	相当程度進展あり	引き続き推進
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
18	国庫金の正確で効率的な管理	目標達成	引き続き推進
政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持			
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	目標達成	引き続き推進
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	目標達成	引き続き推進
政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展			
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	目標達成	引き続き推進
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進	目標達成	引き続き推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	進展が大きくない	引き続き推進
政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進			
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	目標達成	引き続き推進
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
26	アジア経済の発展と日本企業の海外展開支援等（成長戦略）の推進	目標達成	引き続き推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）			
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	目標達成	引き続き推進
28	地震再保険事業の健全な運営	相当程度進展あり	引き続き推進
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	相当程度進展あり	引き続き推進
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	目標達成	引き続き推進
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表13-4-(1)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成26年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31の目標を対象として評価を実施中（平成27年6月公表予定）。

表13-3-1 イ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

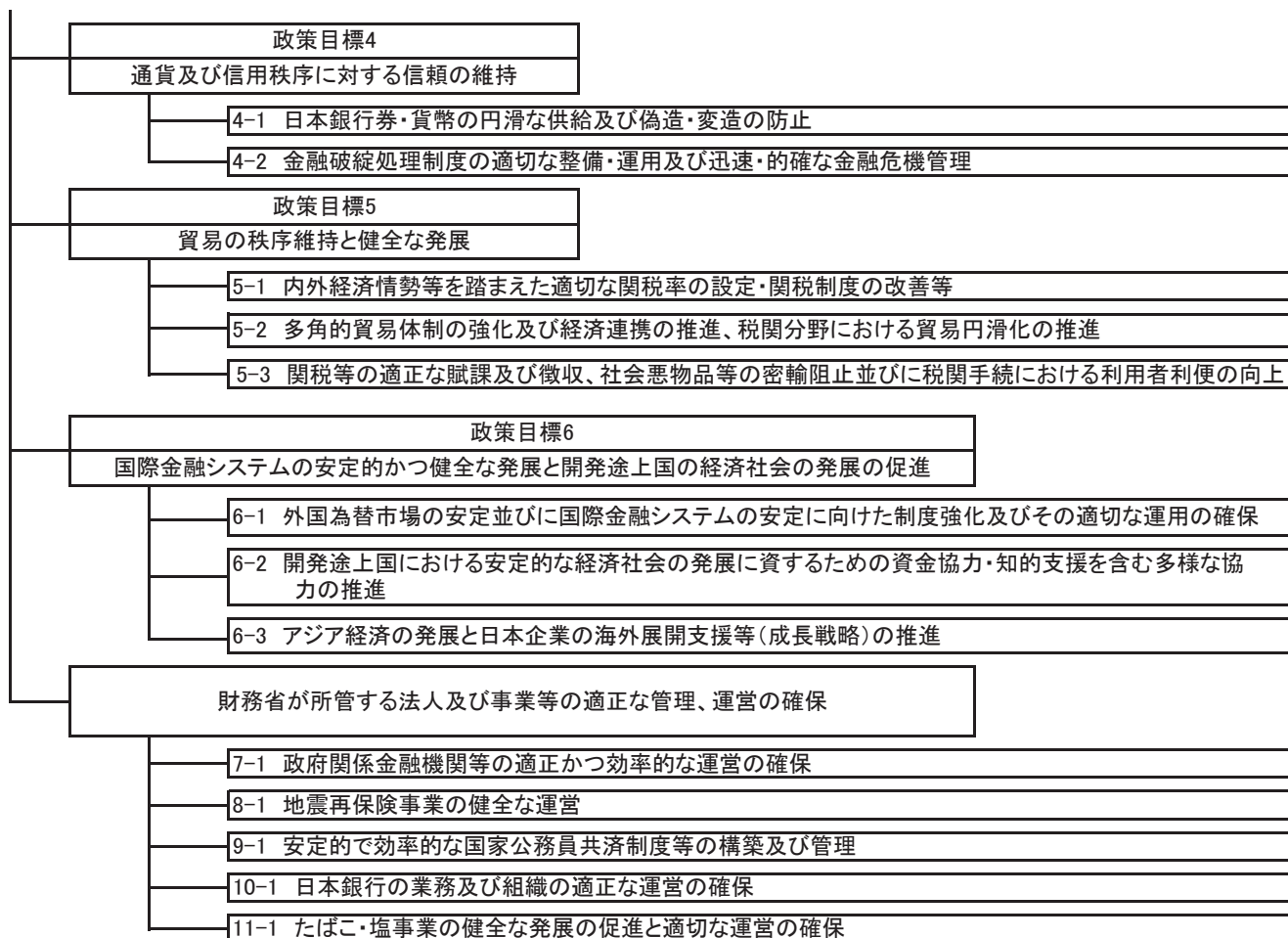
No.	評価対象政策
総合目標	
1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015（平成27）年度までに2010（平成22）年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、「中期財政計画」に沿って、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む
2	財政健全化目標達成に向け、「中期財政計画」に沿って、歳入・歳出面において財政健全化に向けて取り組む中で、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、我が国の経済・社会の構造変化に対応するための税制を構築する。また、我が国の喫緊の課題への税制上の対応を図る
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携の下、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など国有財産の有効活用等に取り組む
4	金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の好循環の実現を目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標	
政策目標1 健全な財政の確保	
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
8	必要な歳入の確保
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
11	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現	
13	我が国の経済・社会の構造変化に対応した税制の構築、喫緊の課題への税制上の対応及び税制に関する広報

政策目標3 国の資産・負債の適正な管理	
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
16	国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進
18	国庫金の正確で効率的な管理
政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持	
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展	
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
22	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上
政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進	
24	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
26	日本企業の海外展開支援の推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）	
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
28	地震再保険事業の健全な運営
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策体系(財務省)

※この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

使命	
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。	
総合目標	
1	我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化するとともに財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、我が国の喫緊の課題に応えるため、「成長と富の創出の好循環」の実現や社会保障と税の一体改革の着実な実施といった課題に対応するための税制を構築する
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用するほか、地方公共団体等との連携の下、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舎の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む
4	金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援等(成長戦略)も推進する
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標1	
健全な財政の確保	
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
1-2	必要な歳入の確保
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
1-5	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2	
適正かつ公平な課税の実現	
2-1	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築
2-2	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
2-3	酒類業の健全な発達の促進
2-4	税理士業務の適正な運営の確保
政策目標3	
国の資産・負債の適正な管理	
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底
3-3	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実
3-4	庁舎及び宿舎の最適化の推進
3-5	国庫金の正確で効率的な管理



(注)1 政策目標2-2~2-4は、国税庁の実績の評価において、財務省設置法上の国税庁の任務ともなっている大括りな目指すべき目標としての実績目標(大)

2 政策ごとの予算との対応については、財務省ホームページ

(http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/policy/fy2014_budget/index.htm)参照

文部科学省

《文部科学省》

表 14-1 文部科学省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	文部科学省政策評価基本計画（平成25年3月29日決定） 平成26年3月31日一部改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成25年度から29年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 新規・拡充事業評価：毎年度、所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令第3条第1～5号に掲げる政策を対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに事業評価方式により実施する。 この場合、各事前評価の単位及び事業名については、原則として、予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。 このうち、研究開発については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等を踏まえて、事業評価方式により実施するものとする。 ○ 規制に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価方式により実施する。 ○ 租税特別措置等に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第7号及び第8号に掲げる政策を対象として、税制改正要望に先立って、その要望ごとに、事業評価方式により実施する。 ○ その他の事前評価：所管行政に係る上記以外の税制及び財政投融资に関する事前評価については、必要に応じ、実施計画に定めるところにより、事業評価方式により実施する。
	3 事後評価の対象等	○ 政策全般に関する評価：「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる所管行政に係る政策について、隔年ごとを基本としつつ、あらかじめ設定した目標年度も考慮して、基本計画に定める各年度において、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに実績評価方式により実施するとともに、目標達成のために用いた政策手段（事務事業、規制、税制、財政投融资、独立行政法人の業務運営等）の実績等についても検証する。 ○ 特定のテーマに関する評価：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価方式により実施する。総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。 ○ その他の事後評価：上記のほか、事前評価を実施した事務事業の事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところにより、事業評価方式により実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果が、政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されるようにするため、政策評価審議官が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、大臣官房政策課評価室がその任に当たることとし、インターネットのホームページ等を活用して、窓口について積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成26年度文部科学省政策評価実施計画（平成26年3月31日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方	○ 事後評価 (1) 政策全般に関する評価（実績評価方式） 政策体系の実現に向けて平成25年度に取り組んだ施策のうち、13の政策目標に係る19の施策を評価対象とする。 (2) 特定のテーマに関する評価（総合評価方式）

	式	(1)の評価等で明らかになった個別の政策課題について、必要に応じて評価対象とする。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 実施計画に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

表 14-2 文部科学省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数			
事前評価	事業評価方式： 5件 (研究開発) 新規事業：3事業 拡充事業：2事業 〔表14-3-ア〕	新規・拡充事業等 として実施する ことが適当	5	評価結果を踏まえ、評価対象事業を 実施することを予定	5		
			<予算要求及び機構・定員要求への反映> (予算要求に反映 5件)				
	事業評価方式： 2件 (規制) 〔表14-3-イ〕	規制の新設又は 改廃は妥当	2	評価結果を踏まえ、法律を新設及び 改正した	2		
事業評価方式： 4件 (租税特別措置等) 〔表14-3-ウ〕	税制改正を要望 することが適当	4	評価結果を踏まえ、税制改正要望を 行った	4			
事後 評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式： 19件 (目標管理型の政 策評価) 〔表14-3-エ〕	目標達成	6	1 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	15	
			相当程度進展あ り	13	2 評価結果を踏まえ、評価対象 政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	4	
					政策の重点化等	4	
					<予算要求及び機構・定員要求への反映> (予算要求に反映 19件 機構・定員要求に反映 11件 うち、機構4件、定員10件)		
					<事前分析表への反映> (達成すべき目標を変更 4件 測定指標を変更 9件 達成手段を変更 4件)		
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

表 14-3 文部科学省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 27 年度予算概算要求に向けて、以下の 5 の新規・拡充事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 10 月 9 日に「文部科学省事前評価書（平成 27 年度新規・拡充事業等）」として公表。

表 14-3-ア 新規・拡充事業等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	感染症研究国際展開戦略プログラム（新規）
2	オーダーメイド医療の実現プログラム（拡充）
3	気候変動適応戦略イニシアチブ 気候変動適応技術社会実装プログラム（新規）
4	I o T時代の I C Tシステムアーキテクチャに関する研究開発（新規）
5	地域防災対策支援研究プロジェクト（拡充）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表14-4-(1)参照。
2 本表の5事業は、研究開発事業である。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 2 の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 10 月 23 日に「原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う規制の事前評価書」として公表。

表 14-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う新法
2	原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う改正

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表14-4-(2)参照。

- (3) 租税特別措置等に係る 4 の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 10 月 9 日に「文部科学省事前評価書（平成 27 年度新規・拡充事業等）」として公表。

表 14-3-ウ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	(独) 国立美術館、(独) 国立文化財機構、(独) 日本芸術文化振興会、(独) 国立科学博物館への寄附に係る税制措置
2	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
4	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表14-4-(3)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。
平成 26 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 26 年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき、13 の政策目標の下に掲げる 19 の施策目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 10 月 9 日に「文部科学省事後評価書（平成 25 年度実績）」として公表。

表 14-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
政策目標1 生涯学習社会の実現			
1	教育改革に関する基本的な政策の推進等	相当程度進展あり	引き続き推進
2	生涯を通じた学習機会の拡大	相当程度進展あり	改善・見直し
政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり			
3	青少年の健全育成	相当程度進展あり	引き続き推進
4	安全・安心で豊かな学校施設の整備推進	相当程度進展あり	引き続き推進
5	教育機会の確保のための支援づくり	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上			
6	義務教育に必要な教職員の確保	目標達成	引き続き推進
政策目標4 個性が輝く高等教育の振興			
7	大学などにおける教育研究基盤の整備	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進			
8	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標6 私学の振興			
9	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進			
10	イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興	相当程度進展あり	引き続き推進
11	科学技術システム改革の先導	目標達成	改善・見直し
政策目標8 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備			
12	学術研究の振興	目標達成	引き続き推進
政策目標9 科学技術の戦略的重点化			
13	ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進	目標達成	引き続き推進
14	原子力・核融合分野の研究・開発・利用の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
15	海洋分野の研究開発の推進	目標達成	引き続き推進
政策目標11 スポーツの振興			
16	生涯スポーツ社会の実現	相当程度進展あり	改善・見直し
政策目標12 文化による心豊かな社会の実現			
17	文化財の保存及び活用の充実	相当程度進展あり	引き続き推進
18	日本文化の発信及び国際文化交流の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進			
19	国際交流の推進	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表14-4-(4)参照。

別表

政策体系(文部科学省)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

文部科学省の使命
教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標1 生涯学習社会の実現

- 施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等
- 施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大
- 施策目標1-3 地域の教育力の向上
- 施策目標1-4 家庭の教育力の向上
- 施策目標1-5 ICTを活用した教育・学習の振興

政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

- 施策目標2-1 確かな学力の育成
- 施策目標2-2 豊かな心の育成
- 施策目標2-3 青少年の健全育成
- 施策目標2-4 健やかな体の育成及び学校安全の推進
- 施策目標2-5 地域住民に開かれた信頼される学校づくり
- 施策目標2-6 魅力ある優れた教員の養成・確保
- 施策目標2-7 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進
- 施策目標2-8 教育機会の確保のための支援づくり
- 施策目標2-9 幼児教育の振興
- 施策目標2-10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

- 施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

- 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
- 施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

- 施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

政策目標6 私学の振興

- 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進

- 施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成
- 施策目標7-2 イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興
- 施策目標7-3 科学技術システム改革の先導
- 施策目標7-4 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備

- 施策目標8-1 学術研究の振興
- 施策目標8-2 科学技術振興のための基盤の強化

政策目標9 科学技術の戦略的重点化

施策目標9-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組

施策目標9-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進

施策目標9-3 環境分野の研究開発の重点的推進

施策目標9-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進

施策目標9-5 原子力・核融合分野の研究・開発・利用の推進

施策目標9-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進

施策目標9-7 海洋分野の研究開発の推進

施策目標9-8 新興・融合領域の研究開発の推進

施策目標9-9 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

政策目標10 原子力事故による被害者の救済

施策目標10-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保

施策目標10-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施

政策目標11 スポーツの振興

施策目標11-1 子供の体力の向上

施策目標11-2 生涯スポーツ社会の実現

施策目標11-3 我が国の国際競技力の向上

政策目標12 文化による心豊かな社会の実現

施策目標12-1 芸術文化の振興

施策目標12-2 文化財の保存及び活用の充実

施策目標12-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

施策目標12-4 文化芸術振興のための基盤の充実

政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

施策目標13-1 国際交流の推進

施策目標13-2 国際協力の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2014/01/27/1287202_7.pdf)参照

厚生労働省

《厚生労働省》

表 15-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）（平成24年3月30日決定） 平成26年4月10日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年度から28年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。</p> <p>○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個々の研究開発</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とされた研究開発</p> <p>(2) 個々の公共的な建設の事業</p> <p>公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>(3) 個々の政府開発援助</p> <p>ア 無償の資金供与による協力</p> <p>当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 有償の資金供与による協力</p> <p>当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(4) 規制の新設等を目的とする政策</p> <p>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>(5) 租税特別措置等の新設、拡充又は延長</p> <p>租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税の新設、拡充又は延長を目的とする政策</p>
3 事後評価の対象等	<p>○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策体系に基づき対象とする政策</p> <p>ローテーションで評価を実施するもののほか、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。</p> <p>ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合</p> <p>イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合</p> <p>a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策</p> <p>b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等</p> <p>ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合</p> <p>(2) 研究開発</p> <p>「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの</p> <p>(3) 公共事業</p> <p>「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの <p>(5) 法第7条第2項第2号に規定する政策</p> <p>(6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」等に基づき定められた成果重視事業</p> <p>(7) 租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税）</p> <p>(8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 事後評価は、上記(1)の場合については実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式、(5)、(7)及び(8)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 評価結果は、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。</p> <p>○ 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。</p>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。</p>
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成26年度）（平成26年5月30日決定） 平成26年9月26日変更	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：14の施策目標</p> <p>※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。</p> <p>○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した7の事業及び1の成果重視事業</p>
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	<p>○ 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p>
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	<p>○ 総合評価：施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 以下に掲げる政策等について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。</p> <p>(1) 指標のモニタリングの結果により評価の必要が生じた施策目標</p> <p>(2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発</p> <p>(3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの</p> <p>(5) 政策評価官室が、政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室）と調整の上、定めた租税特別措置等</p>

表15-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：29件 (個別公共事業) 〈25年度新規採択:1件〉 〔表15-3-ア〕 〈26年度新規採択:28件〉 〔表15-3-イ〕	新規採択が妥当である	29	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	29	
	事業評価方式：51件 (研究開発) 〔表15-3-ウ〕	新規採択が妥当である	51	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映51件 〕	51	
	事業評価方式：29件 (規制) 〔表15-3-エ〕	規制の新設又は改廃が妥当である	29	評価結果を踏まえ、法令改正により、規制の新設又は改廃を行うこととした	29	
	事業評価方式：19件 (租税特別措置等) 〔表15-3-オ〕	妥当である	19	評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った	19	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号) 〔表15-3-カ〕	実績評価方式：14件 (目標管理型の政策評価)	目標超過達成	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 14件 機構・定員要求に反映 5件 (うち、機構 1件、定員 5件) 〕	14
			目標達成	11		
			進展が大きくない	1		
				〈事前分析表への反映〉 〔 測定指標を変更 4件 〕		
	事業評価方式：7件 (継続事業) 〔表15-3-キ〕	継続が妥当である	7	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 6件 〕	7	
	事業評価方式：1件 (成果重視事業) 〔表15-3-ク〕	目標の達成に向けて取組を進める	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 1件 〕	1	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式：6件 (個別公共事業(再評価)) 〈26年度予算に係る再評価:6件〉 〔表15-3-シ〕	継続が妥当である	6 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	総合評価方式：6件 〔表15-3-ケ〕	取組を引き続き推進	6 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】
	事業評価方式：4件 (租税特別措置等) 〔表15-3-コ〕	継続が妥当である	4 評価結果を踏まえ、当該措置を存続することとした 【引き続き推進】
	事業評価方式：33件 (個別公共事業(再評価)) 〈25年度予算に係る再評価:1件〉 〔表15-3-サ〕 〈26年度予算に係る再評価:32件〉 〔表15-3-シ〕	継続が妥当である	28 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】
		休止又は中止が妥当である	5 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止又は中止した 【廃止、休止、中止】
事業評価方式：430件 (個別研究開発課題) 〔表15-3-ス〕	行政課題の解決に貢献している	430 今後同種の政策の企画立案や次期研究課題の実施に際し、反映する予定である	

(注) 個別公共事業(再評価)のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。

表15-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成25年度に新規採択を要求している公共事業の1の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成26年9月26日に「平成25年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表15-3-ア 個別公共事業を対象として評価を実施した政策（平成25年度新規採択）

No.	評価対象政策
1	水道水源開発等施設整備事業（1地区）

- (注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表15-4-(1)参照。
2 本表は平成25年度予算に係る事前評価の対象地区数である。

- (2) 平成26年度に新規採択を要求している公共事業の28の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成26年9月26日に「平成26年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表15-3-イ 個別公共事業を対象として評価を実施した政策（平成26年度新規採択）

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（4地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（21地区）
3	水道水源開発施設整備事業（独立行政法人水資源機構）（3地区）

- (注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表15-4-(2)参照。
2 本表は平成26年度予算に係る事前評価の対象地区数である。

- (3) 平成27年度予算概算要求を行う51の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成26年9月30日に「厚生労働省の平成27年度研究事業に関する計画（概算要求前の評価）」として公表。

表15-3-ウ 個別研究開発を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費（51事業）

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表15-4-(3)参照。

- (4) 規制の新設又は改廃に係る以下の29の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成26年4月24日、5月30日、6月27日、10月6日、10月8日、11月26日、平成27年3月4日、3月16日及び3月30日に「規制影響分析書」として公表。

表15-3-エ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定）
2	毒物及び劇物指定令の改正（毒物及び劇物の指定並びに指定除外について）（2件）

3	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）等に係る労働者の健康障害防止のための規制強化
4	医薬品に関する広告制限の対象の追加（肺癌治療薬「アレクチニブ」他4種の医薬品について）
5	一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設
6	厚生労働省令で定める五類感染症の患者等の検体等の提出を担当させる指定提出機関制度の創設
7	侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんの医師による届出方法の変更
8	新たな類型の感染症に対する規制の創設
9	報告の徴収並びに助言、指導及び勧告
10	中小事業主団体が労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例
11	基準に適合する一般事業主の認定
12	一般事業主行動計画の策定義務等
13	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく有害物質の指定（特定芳香族アミンを生ずるおそれのあるアゾ化合物）
14	技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設
15	技能実習制度における監理団体の許可制の創設
16	技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設
17	外国人技能実習機構の創設
18	公共職業安定所における労働関係の法律の規定に違反する求人者からの求人不受理
19	若者の職業の選択に資する情報の提供
20	基準に適合する事業主の認定
21	中小事業主団体が労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例
22	報告の徴収並びに助言、指導及び勧告
23	キャリアコンサルタント試験の創設及び試験事務を担うための登録法人制度の創設
24	キャリアコンサルタントの登録制度の創設及び登録事務を担うための指定法人制度の創設
25	有資格者に対する守秘義務等の義務付け
26	キャリアコンサルタントの名称独占化
27	毒物及び劇物指定令の改正（劇物の指定並びに毒物及び劇物からの指定除外について）（2件）

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表15-4-(4)参照。

2 表中の（ ）の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(5) 租税特別措置等に係る19政策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表15-3-オ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	女性の活躍推進に関する法律の制定に伴う税制上の所要の措置
2	若者育成認定企業（仮称）に係る割増償却制度の創設
3	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長
4	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長
5	医療安全に資する医療用機器の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
6	社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
7	非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設、その他の事業再編に関する制度見直しに伴う税制上の所要の措置
8	オーファンドラッグ等の試験研究費にかかる特別措置（研究開発税制総額型）の対象の拡充
9	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
10	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充
11	企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置
12	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
13	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
14	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置
15	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
16	商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

17	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設
18	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）
19	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表15-4-(5)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成26年度においては、実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成26年度）」に基づき、14の施策目標について評価を実施し、その結果を平成26年9月26日に「実績評価書」として公表。

表15-3-カ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	医療従事者の資質の向上を図ること（施策目標Ⅰ-2-2）	目標達成	引き続き推進
2	政策医療を向上・均てん化させること（施策目標Ⅰ-4-1）	目標超過達成	引き続き推進
3	適正な移植医療を推進すること（施策目標Ⅰ-5-3）	目標達成	引き続き推進
4	医薬品の適正使用を推進すること（施策目標Ⅰ-6-3）	目標達成	引き続き推進
5	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること（施策目標Ⅰ-10-2）	目標達成	引き続き推進
6	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること（施策目標Ⅲ-2-1）	目標達成	引き続き推進
7	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（施策目標Ⅲ-4-2）	進展が大きくない	引き続き推進
8	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること（施策目標Ⅳ-1-1）	目標達成	引き続き推進
9	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと（施策目標Ⅴ-2-2）	目標達成	引き続き推進
10	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること（施策目標Ⅵ-2-2）	目標達成	引き続き推進
11	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること（施策目標Ⅵ-4-1）	目標達成	引き続き推進
12	戦没者遺骨収集帰還事業等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること（施策目標Ⅶ-4-2）	目標達成	引き続き推進
13	企業年金等の健全な育成を図ること（施策目標Ⅸ-1-3）	目標達成	引き続き推進
14	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること（施策目標Ⅺ-1-1）	目標超過達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表15-4-(6)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、平成22年度に事業評価（事前評価）を実施した23年度予算概算要求に係る新規事業のうち、26年度における継続事業7事業を対象として評価を実施し、その結果を平成26年9月26日に「平成26年度事業評価書（事後）」として公表。

表 15-3-キ 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	地域医療支援センター運営事業	継続が妥当である	引き続き推進
2	医療情報データベース基盤整備事業	継続が妥当である	引き続き推進
3	働く世代への大腸がん検診推進事業	継続が妥当である	引き続き推進
4	職場における受動喫煙防止対策事業	継続が妥当である	引き続き推進
5	職場におけるメンタルヘルス対策の促進事業	継続が妥当である	引き続き推進
6	実践的な職業能力開発支援の実施事業	継続が妥当である	引き続き推進
7	両立支援に関する雇用管理改善事業	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表15-4-(7)参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成26年度）」に基づき、1つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成26年9月26日に「平成26年度成果重視事業評価書」として公表。

表 15-3-ク 事業評価方式により評価を実施した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	公的年金業務の業務・システム最適化事業	目標の達成に向けて取組を進める	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表15-4-(8)参照。

- (4) 総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成26年度）」に基づき、6政策について評価を実施し、平成26年9月26日に「平成26年度総合評価書」として公表。

表 15-3-ケ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「国民に信頼される行政の実現」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
2	「行政事業レビュー」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
3	「適切な人事評価と適材適所の人事の推進」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
4	「職員の育成」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
5	「職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
6	「政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表15-4-(9)参照。

- (5) 租税特別措置等に係る4政策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表15-3-コ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬にかかる非課税措置	継続が妥当である	引き続き推進
2	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置	継続が妥当である	引き続き推進
3	特定の医療法人の法人税率の特例	継続が妥当である	引き続き推進
4	特定の協同組合等の法人税率の特例	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表15-4-(10)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成25年度予算に係る事業採択後10年を経過して継続中(10年経過以降は原則5年経過ごと)の公共事業の1実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成26年9月26日に「平成25年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表15-3-サ 事業評価方式により評価を実施した政策(公共事業の再評価(平成25年度予算))

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	水道水源開発等施設整備事業(1地区)	継続が妥当である	引き続き推進

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表15-4-(11)参照。

2 本表は平成25年度予算に係る再評価の対象地区数である。

- (7) 事業評価方式を用いて、平成26年度予算に係る事業採択後10年を経過して継続中(10年経過以降は原則5年経過ごと)の公共事業の38実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成26年9月26日に「平成26年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表15-3-シ 事業評価方式により評価を実施した政策(公共事業の再評価(平成26年度予算))

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業(18地区)	継続が妥当である(15地区) 休止又は中止が妥当である(3地区)	引き続き推進 15地区 中止 3地区
2	水道水源開発等施設整備事業(17地区)	継続が妥当である(15地区) 休止又は中止が妥当である(2地区)	引き続き推進 15地区 休止 1地区 中止 1地区
3	水道水源開発施設整備事業(独立行政法人水資源機構)(3地区)	継続が妥当である(3地区)	引き続き推進 3地区

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表15-4-(12)参照。

2 本表は平成26年度予算に係る再評価の対象地区数である。

- (8) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に終了した 430 研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 9 月 30 日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表 15-3-3 事業評価方式により評価を実施した政策（終了時の個別研究開発課題）

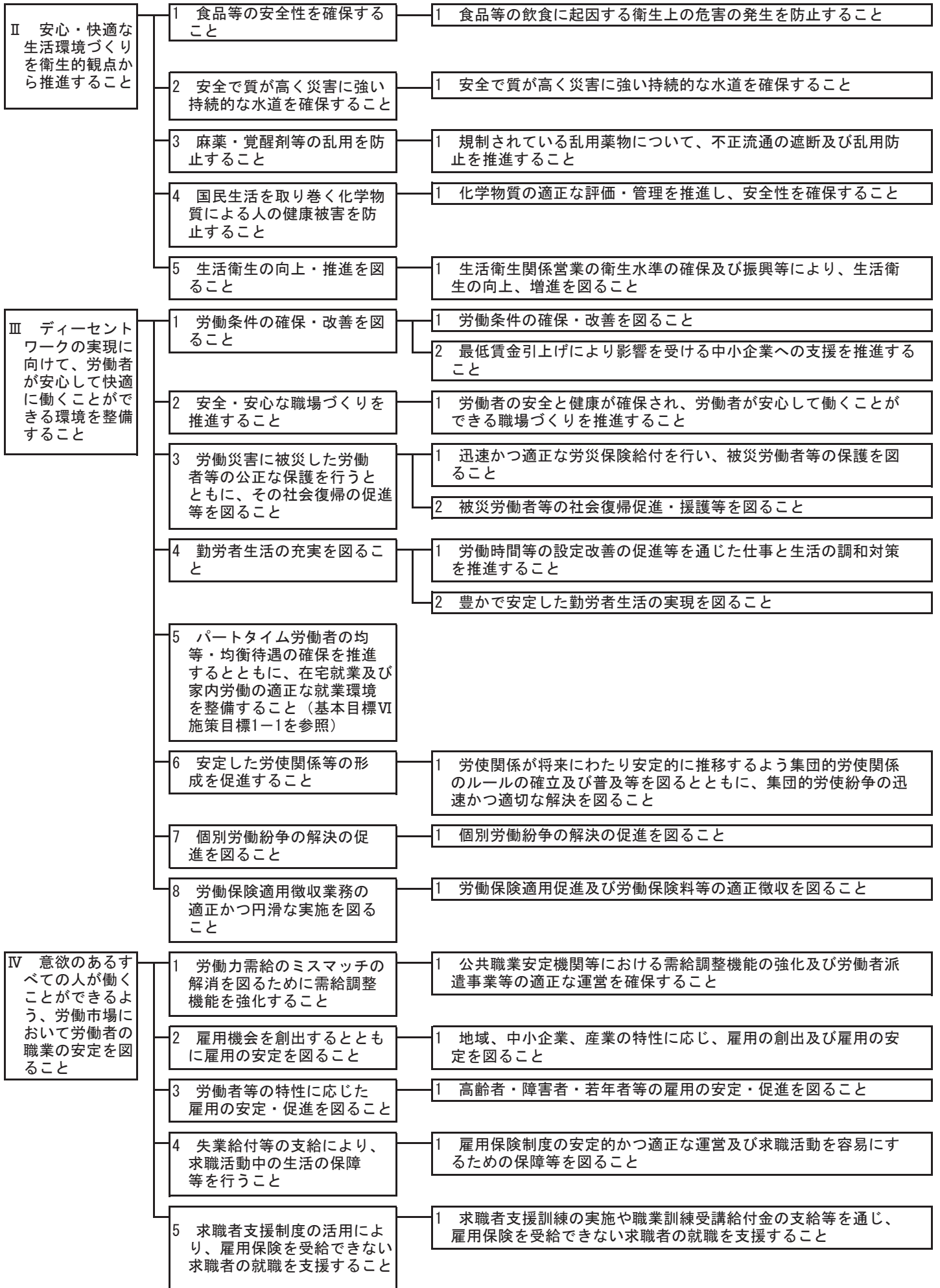
No.	評価対象政策		政策評価の結果
1	I 行政政策研究分野	行政政策研究事業（22 課題）	行政課題の解決に貢献している
2		厚生労働科学特別研究事業（16 課題）	
3	II 厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発研究事業（26 課題）	
4		臨床応用基盤研究事業（6 課題）	
5	III 疾病・障害対策研究分野	成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（1 課題）	
6		第 3 次対がん総合戦略研究事業・がん臨床研究事業（78 課題）	
7		生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業（130 課題）	
8		長寿・障害総合研究事業（23 課題）	
9		感染症対策総合研究事業（37 課題）	
10	IV 健康安全確保総合研究分野	地域医療基盤開発推進研究事業（33 課題）	
11		労働安全衛生総合研究事業（3 課題）	
12		食品医薬品等リスク分析研究事業（25 課題）	
13		健康安全・危機管理対策総合研究事業（7 課題）	
14	VI 健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト	難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業（23 課題）	

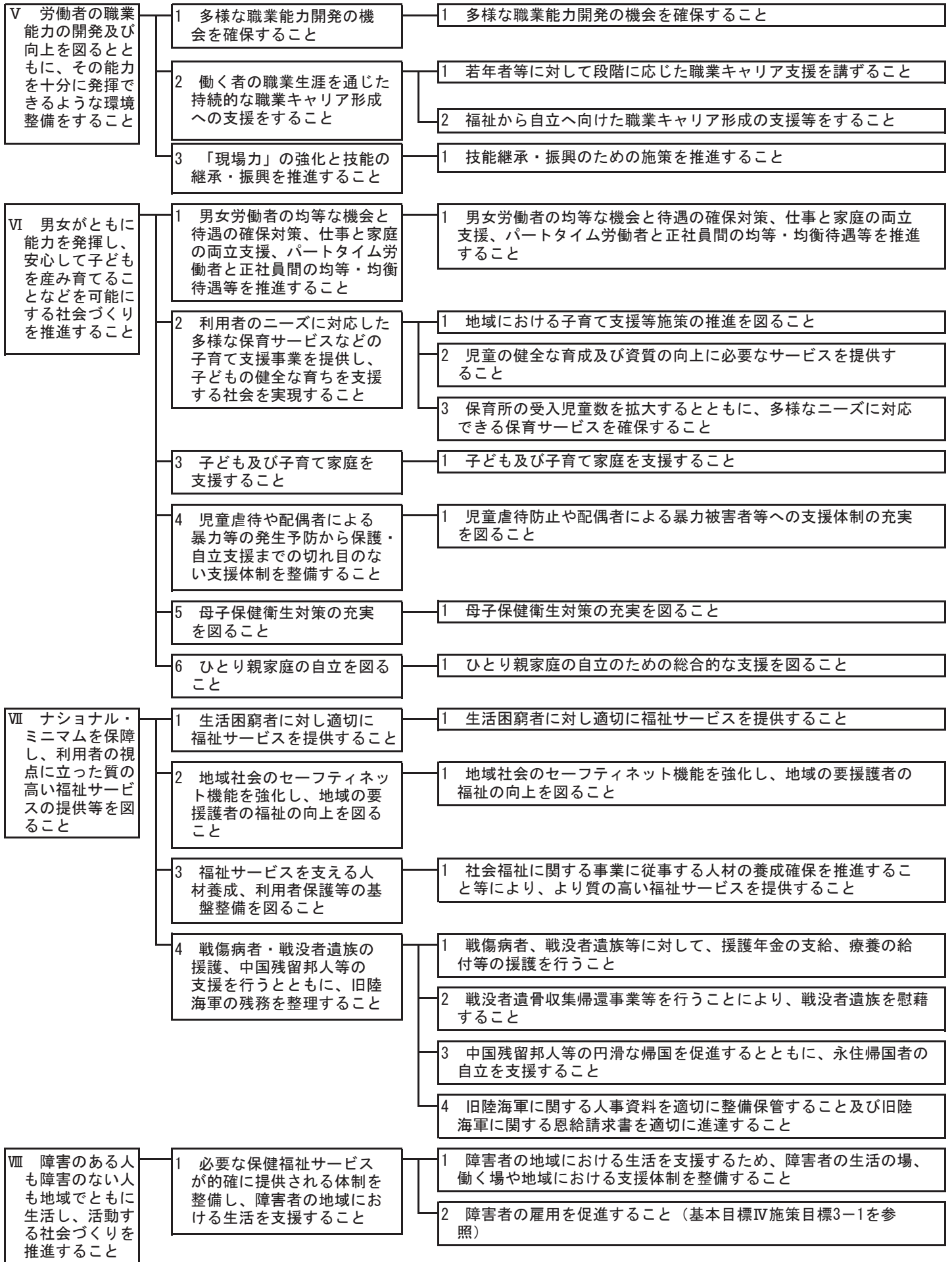
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 15-4-(13) 参照。

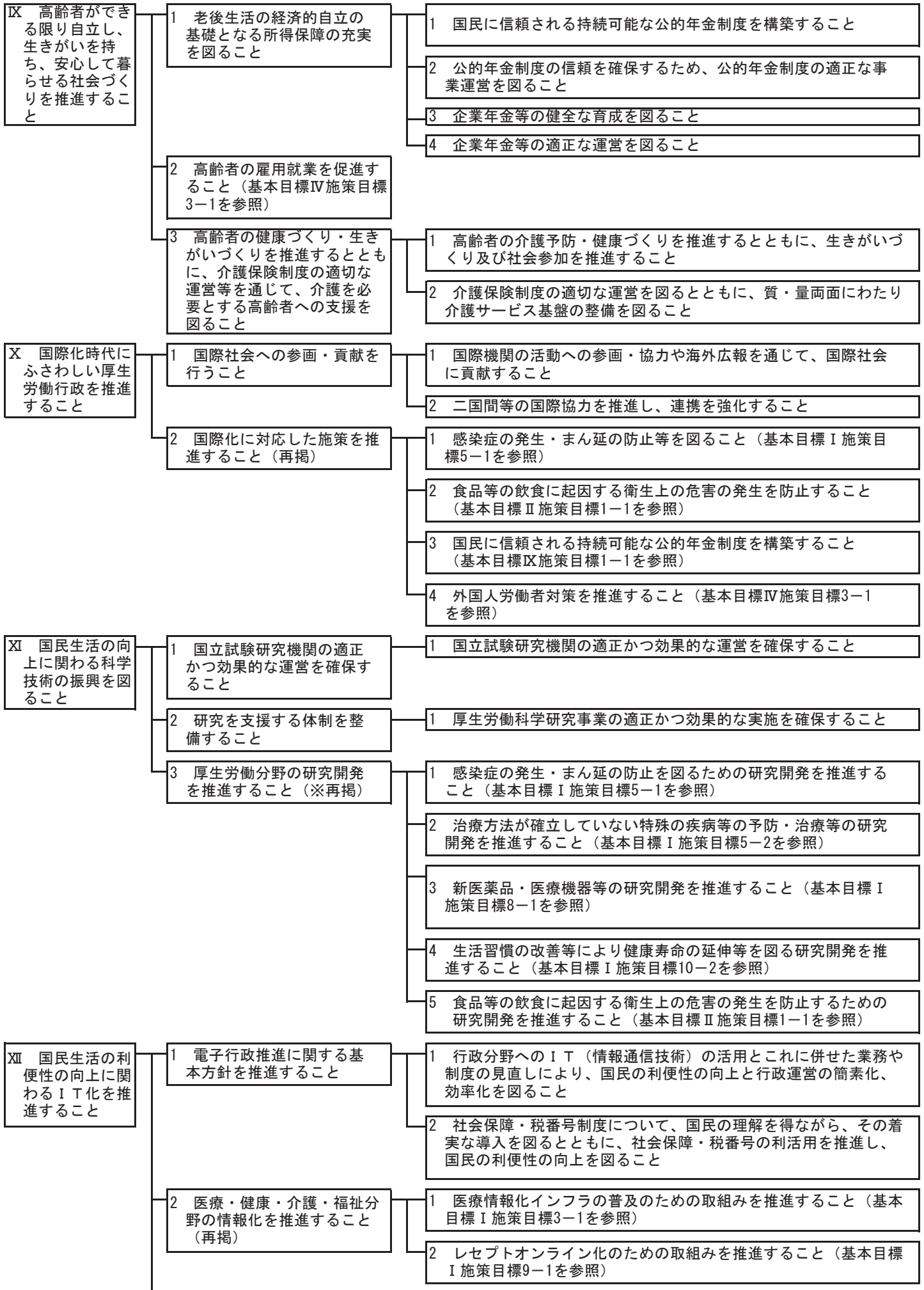
政策体系（厚生労働省）

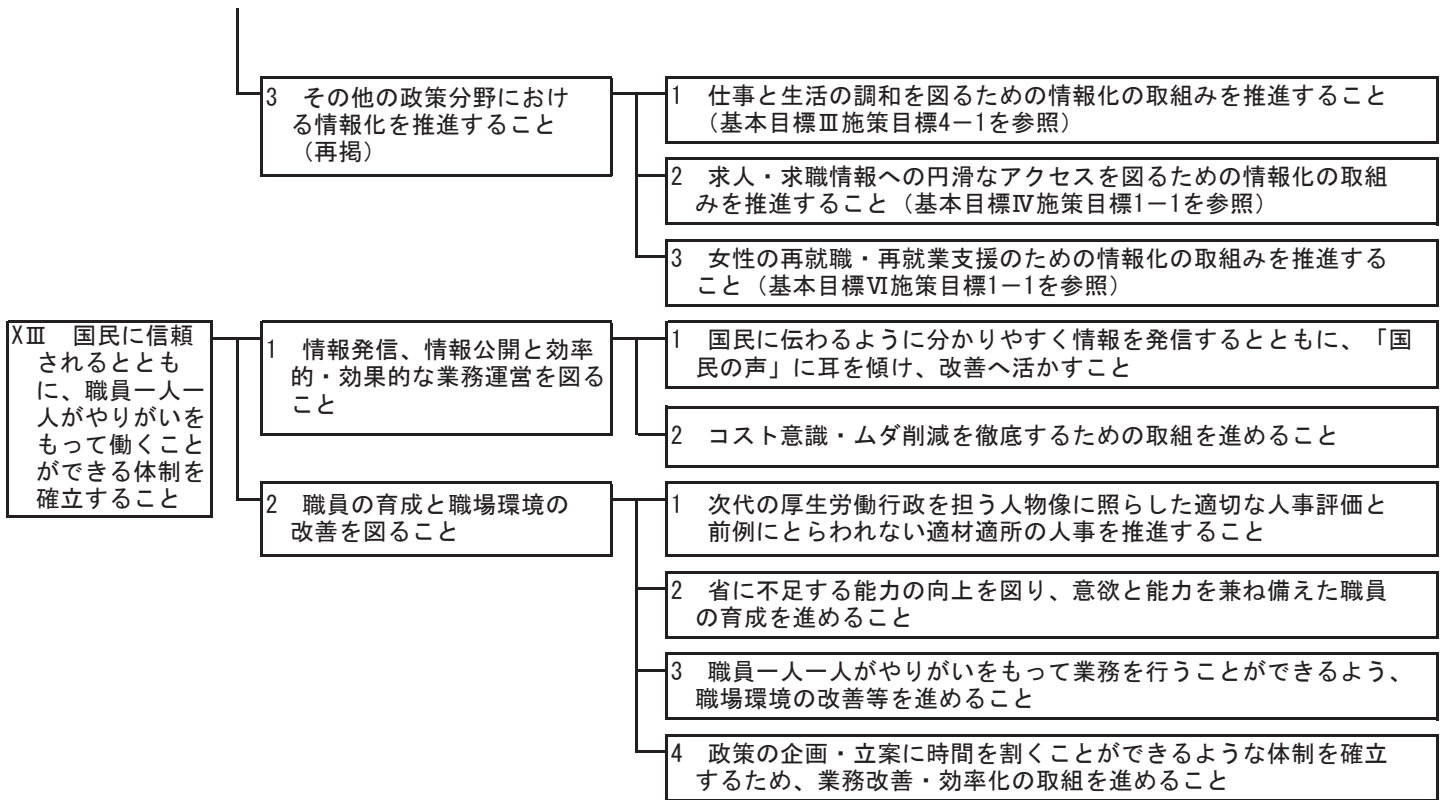
※この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策大目標	施策目標
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること 2 医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること
	7 安全な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
	8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
	10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安全・安心な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照） 4 母子保健衛生対策の充実を図ること（基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照） 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること（基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照）
	11 健康危機管理を推進すること	1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること









(注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/h26/index.html>) 参照

農林水産省

《農林水産省》

表 16-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日決定） 平成23年9月1日一部変更 平成24年4月19日一部変更 平成26年4月22日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成22年度から26年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。 なお、交付金に係る事業は対象としない。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題。 ・ 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率のかつ効果的に研究を推進するための研究制度。 ○ 事業評価（規制） 法令により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策。 ○ 事業評価（租税特別措置等） 租税特別措置等に係る政策のうち、法令により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに政策評価に関する基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全て。 ○ 総合評価 実施計画において示すこととする。 ○ 事業評価（公共事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業。 (2) また、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 ・ 完了後の評価 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。ただし、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題。 (2) また、対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 (3) 研究制度についても研究開発課題と同様に評価を行う。 ・ 終了時の評価 以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費10億円以上のものを対象とする。

		<p>(1) 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題</p> <p>(2) 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題</p> <p>(3) 研究制度</p> <p>○ 事業評価（租税特別措置等） 政策評価に関する基本方針により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事前評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作成する。</p> <p>○ 大臣官房評価改善課（以下「評価改善課」という。）は、政策評価結果反映状況案について審査する。評価改善課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。</p> <p>○ 評価改善課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</p> <p>○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</p> <p>○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。</p>
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、評価改善課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。</p>
実施計画の名称	平成 26 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 26 年 4 月 22 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：16 政策分野</p> <p>○ 事業評価：93 公共事業（69 地区及び 24 事業） 2 研究開発</p> <p>○ 総合評価：1 政策分野</p>
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未了：公共事業（6 地区）
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 16-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数				
事前評価	事業評価方式：16公共事業（145事業実施地区） <26年度新規地区採択要求事業：1地区>〔表16-3-ア〕 <27年度事業着手要求事業：21地区>〔表16-3-イ、エ、オ〕 <27年度新規地区採択要求事業：123地区>〔表16-3-ウ～オ〕	事業着手又は新規地区採択は妥当	145	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行う	145			
				<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 予算要求に反映 18 件 〕				
				事業評価方式：2研究開発課題 〔表16-3-カ〕	新規実施は妥当	2	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	2
				<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 予算要求に反映 2 件 〕				
				事業評価方式：2研究制度 〔表16-3-キ〕	新規実施は妥当	2	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	2
<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 予算要求に反映 2 件 〕								
事業評価方式：1件（規制） 〔表16-3-ク〕	規制の新設は妥当	1	評価結果を踏まえ、法律案のとおり閣議決定した	1				
事業評価方式：14件（租税特別措置等） 〔表16-3-ケ〕	税制改正要望を行うことは妥当	14	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	14				
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：16政策分野 （目標管理型の政策評価） 〔表16-3-コ〕	目標達成	1	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成27年度概算要求に反映した 【改善・見直し】 政策の重点化等	16		
			相当程度進展あり	15				
			<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 予算要求に反映 16 件 〕					
			事業評価方式（期中）：8公共事業（48事業実施地区） 〔表16-3-サ～ス〕	継続が妥当	42	評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】	42	
				計画変更の上、継続が妥当	6	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	6	
			<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 予算要求に反映 20 件 〕					
			事業評価方式（完了後）：25公共事業（111事業実施地区） 〔表16-3-ツ～チ〕	効果発現が認められる	110	改善措置の必要性を判断した	110	
十分な効果発現に至っていない	1	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する		1				

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
	事業評価方式：2研究開発課題 〔表16-3-テ〕	概ね目的を達成した	2	評価結果を今後の研究開発課題の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する	2
	事業評価方式：1研究制度 〔表16-3-ト〕	予想以上の成果をあげた	1	評価結果を今後の研究制度の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する	1
	総合評価方式：1政策分野 〔表16-3-ナ〕	順調に進捗した	1	評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】	1
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式（期中）：8公共事業（21事業実施地区） 〔表16-3-サ、シ、セ〕	継続が妥当	6	評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	6
		計画変更の上、継続が妥当	15	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	15
		<概算要求及び機構・定員要求への反映> { 予算要求に反映 5件 }			
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものは、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものは、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものは、「主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策」欄に、それぞれ掲載している。

表 16-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度に新規地区採択を予定している以下の 1 事業 (1 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 11 月 19 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-ア 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	農村地域防災減災事業(補助) (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(1) 参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度に事業着手を要求している以下の 4 事業 (18 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-イ 事業着手を要求している事業を対象として評価を実施した政策 (国営土地改良事業等)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (直轄) (12 地区)
2	国営農地再編整備事業 (直轄) (3 地区)
3	国営総合農地防災事業 (直轄) (2 地区)
4	独立行政法人水資源機構事業 (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(2) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度に新規地区採択を予定している以下の 3 事業 (88 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 4 月 9 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-ウ 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業 (補助) (67 地区)
2	農業水利施設保全合理化事業 (補助) (10 地区)
3	農村地域防災減災事業 (補助) (11 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(3) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度に事業着手を要求及び新規地区採択を予定している以下の 5 事業 (28 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日及び平成 27 年 4 月 9 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-エ 事業着手を要求及び新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策（林野公共事業）

No.	評価対象政策
1	民有林直轄治山事業（直轄）（1地区）
2	国有林直轄治山事業（直轄）（1地区）
3	森林環境保全整備事業（直轄）（20地区）
4	民有林補助治山事業（補助）（2地区）
5	水源林造成事業（独立行政法人事業）（4地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(4)参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度に事業着手を要求及び新規地区採択を予定している以下の 3 事業（10 地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日及び平成 27 年 4 月 9 日に「平成 26 年度公共事業の事前評価書」として公表。

表 16-3-オ 事業着手を要求及び新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（2地区）
2	水産物供給基盤整備事業（補助）（4地区）
3	水産資源環境整備事業（補助）（4地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(5)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 2 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「研究開発の事業評価書（事前評価）」として公表。

表 16-3-カ 新規実施等を予定しているプロジェクト研究課題を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	所得増大と自給力向上に向けた研究開発
2	森林資源を最適に利用するための技術開発

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(6)参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、平成 27 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上の 2 研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「研究開発の事業評価書（事前評価）」として公表。

表 16-3-キ 新規実施等を予定している研究制度を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	国際競争力強化等のための革新的技術実証研究事業
2	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(7)参照。

- (8) 規制の新設又は改廃に係る以下の 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 4 月 24 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 16-3-ク 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(8) 参照。

(9) 租税特別措置等に係る以下の 14 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 16-3-ケ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（(1) 食品企業者関係）
2	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係）
3	中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合）
4	中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等）
5	中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等）
6	農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例
7	振興山村における工業用機械等の特別償却
8	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
9	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
10	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
11	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
12	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の特例（国税）
13	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充及び延長（地方税）
14	技術研究組合の所得計算の特例

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(9) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定の政策分野について評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを 21 政策分野に分類し、そのうち以下の 16 の政策分野について評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 25 年度実施政策の評価書」として公表。

表 16-3-コ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	食の安全と消費者の信頼の確保	相当程度進展あり	改善・見直し
2	国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化	相当程度進展あり	改善・見直し
3	食品産業の持続的な発展	相当程度進展あり	改善・見直し
4	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
5	優良農地の確保と有効利用の促進	相当程度進展あり	改善・見直し
6	農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備	目標達成	改善・見直し
7	持続可能な農業生産を支える取組の推進	相当程度進展あり	改善・見直し

8	農業・農村における6次産業化の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
9	都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興	相当程度進展あり	改善・見直し
10	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	相当程度進展あり	改善・見直し
11	森林の有する多面的機能の発揮	相当程度進展あり	改善・見直し
12	林業の持続的かつ健全な発展	相当程度進展あり	改善・見直し
13	林産物の供給及び利用の確保	相当程度進展あり	改善・見直し
14	水産資源の回復	相当程度進展あり	改善・見直し
15	漁業経営の安定	相当程度進展あり	改善・見直し
16	漁村の健全な発展	相当程度進展あり	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表16-4-(10)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業及び事業採択後10年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から5年を経過した以下の3事業(8地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「公共事業の事業評価書(国営土地改良事業等の期中の評価)」として公表。

表16-3-サ 国営土地改良事業等を対象として評価を実施した政策(期中)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業(直轄)(6地区)	継続が妥当(5地区) 計画を変更の上、継続が妥当(1地区)	引き続き推進(5地区) 改善・見直し(1地区)
2	直轄地すべり対策事業(直轄)(1地区)	計画を変更の上、継続が妥当(1地区)	改善・見直し(1地区)
3	独立行政法人水資源機構事業(1地区)	計画を変更の上、継続が妥当(1地区)	改善・見直し(1地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表16-4-(11)参照。

(3) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了の事業及び事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した以下の2事業(17地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成27年4月9日に「公共事業の事業評価(農業農村整備事業等補助事業の期中の評価)」として公表。

表16-3-シ 農業農村整備事業等補助事業を対象として評価を実施した政策(期中)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農業競争力強化基盤整備事業(補助)(12地区)	継続が妥当(12地区)	引き続き推進(12地区)
2	農村地域防災減災事業(補助)(5地区)	継続が妥当(5地区)	引き続き推進(5地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)の表16-4-(12)参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した以下の 4 事業 (28 地区) を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日及び 27 年 4 月 9 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の期中の評価)」として公表。

表 16-3-ス 林野公共事業を対象として評価を実施した政策 (期中)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	民有林直轄治山事業 (直轄) (1 地区)	計画を変更の上、継続が妥当 (1 地区)	改善・見直し (1 地区)
2	直轄地すべり防止事業 (直轄) (1 地区)	計画を変更の上、継続が妥当 (1 地区)	改善・見直し (1 地区)
3	民有林補助治山事業 (補助) (2 地区)	計画を変更の上、継続が妥当 (2 地区)	改善・見直し (2 地区)
4	水源林造成事業 (独立行政法人事業) (24 地区)	引き続き推進 (24 地区)	引き続き推進 (24 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(13) 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業及び漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた 4 事業 (16 地区) を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日及び 27 年 4 月 9 日に「平成 26 年度公共事業の事後評価書 (水産関係公共事業の期中の評価)」として公表。

表 16-3-セ 水産関係公共事業を対象として評価を実施した政策 (期中)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定漁港漁場整備事業 (直轄) (1 地区)	計画を変更の上、継続が妥当 (1 地区)	改善・見直し (1 地区)
2	水産物供給基盤整備事業 (補助) (7 地区)	計画を変更の上、継続が妥当 (7 地区)	改善・見直し (7 地区)
3	水産資源環境整備事業 (補助) (7 地区)	継続が妥当 (2 地区) 計画を変更の上、継続が妥当 (5 地区)	引き続き推進 (2 地区) 改善・見直し (5 地区)
4	海岸保全施設整備事業 (補助) (1 地区)	計画を変更の上、継続が妥当 (1 地区)	改善・見直し (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 16-4-(14) 参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね 5 年を経過した総事業費 10 億円以上の 3 事業 (11 地区) を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業等の完了後の評価)」として公表。

表 16-3-ソ 国営土地改良事業等を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	国営かんがい排水事業（直轄）（8 地区） （うち畑地帯総合土地改良パイロット事業（直轄）（1 地区））	一定の事業効果の発現が認められる （7 地区） 事業効果の発現は認められるが、十分な効果の発現には至っていない（1 地区）
2	国営農用地再編整備事業（直轄）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1 地区）
3	国営総合農地防災事業（直轄）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(15)参照。

(7) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 11 事業（48 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 27 年 4 月 9 日に「公共事業の事業評価書（農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価）」として公表。

表 16-3-タ 農業農村整備事業等補助事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	かんがい排水事業（補助）（5 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （5 地区）
2	経営体育成基盤整備事業（補助）（11 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （11 地区）
3	畑地帯総合整備事業（補助）（7 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （7 地区）
4	農道整備事業（補助）（4 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （4 地区）
5	農業集落排水事業（補助）（3 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （3 地区）
6	農村振興総合整備事業（補助）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1 地区）
7	中山間地域総合整備事業（補助）（6 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （6 地区）
8	農地防災事業（補助）（5 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （5 地区）
9	農地保全事業（補助）（1 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1 地区）
10	草地畜産基盤整備事業（補助）（3 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （3 地区）

11	畜産環境総合整備事業（補助）（2地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2地区）
----	---------------------	---------------------------

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(16)参照。

- (8) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の6事業（22地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成26年8月29日及び27年4月9日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の完了後の評価）」として公表。

表16-3-チ 林野公共事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	国有林直轄治山事業（直轄）（2地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2地区）
2	民有林直轄治山事業（直轄）（1地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1地区）
3	森林環境保全整備事業（直轄）（4地区）	一定の事業効果の発現が認められる （4地区）
4	民有林補助治山事業（補助）（1地区）	一定の事業効果の発現が認められる （1地区）
5	森林環境保全整備事業（補助）（9地区）	一定の事業効果の発現が認められる （9地区）
6	森林居住環境整備事業（補助）（5地区）	一定の事業効果の発現が認められる （5地区）

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(17)参照。

- (9) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の5事業（30地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成27年4月9日に「公共事業の事業評価書（水産関係公共事業の完了後の評価）」として公表。

表16-3-ツ 水産関係公共事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	水産物供給基盤整備事業（補助）（19地区）	一定の事業効果の発現が認められる （19地区）
2	水産資源環境整備事業（補助）（3地区）	一定の事業効果の発現が認められる （3地区）
3	海岸保全施設整備事業（補助）（4地区）	一定の事業効果の発現が認められる （4地区）
4	海岸環境整備事業（補助）（2地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2地区）

5	漁村総合整備事業（補助）（2 地区）	一定の事業効果の発現が認められる （2 地区）
---	--------------------	----------------------------

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(18)参照。

- (10) 事業評価方式を用いて、平成27年度末をもって終了する総事業費10億円以上のプロジェクト研究開発課題2課題を対象として評価を実施し、その結果を平成27年4月9日に「研究開発の事業評価書」として公表。

表16-3-テ 研究開発課題を対象として評価を実施した政策（終了時）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	地域バイオマス資源を活用したバイオ燃料及び化学製品の製造技術の開発	概ね目的を達成した
2	画期的な農畜産物作出のためのゲノム情報データベースの整備	概ね目的を達成した

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(19)参照。

- (11) 事業評価方式を用いて、平成27年度末をもって終了する総事業費10億円以上の1研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成27年4月9日に「研究開発の事業評価書」として公表。

表16-3-ト 研究制度を対象として評価を実施した政策（終了時）

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	レギュラトリーサイエンス新技術開発事業	予想以上の成果をあげた

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(20)参照。

- (12) 総合評価方式を用いて、「平成25年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、1政策分野について評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「総合評価書（農林水産分野の研究開発）」として公表。

表16-3-ナ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農林水産分野の研究開発	順調に進捗した	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html）の表16-4-(21)参照。

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

大目標 (使命)	中目標	政策分野
食料の適切な安定供給の確保・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の健全な発展の多面的機能を発揮、森林の有する多面的機能の発揮、農林水産分野の研究開発、農林水産分野の地球環境対策、政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進、農林水産行政の適切・効率的な実施	1 食料の安定供給の確保	(1) 食の安全と消費者の信頼の確保 (2) 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 (3) 食品産業の持続的な発展 (4) 総合的な食料安全保障の確立
	2 農業の持続的な発展	(5) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 (6) 優良農地の確保と有効利用の促進 (7) 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備 (8) 持続可能な農業生産を支える取組の推進
	3 農村の振興	(9) 農業・農村における6次産業化の推進 (10) 都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興 (11) 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全
	4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	(12) 森林の有する多面的機能の発揮 (13) 林業の持続的かつ健全な発展 (14) 林産物の供給及び利用の確保
	5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	(15) 水産資源の回復 (16) 漁業経営の安定 (17) 漁村の健全な発展
	6 横断的に関係する政策	(18) 農林水産分野の研究開発 (19) 農林水産分野の地球環境対策 (20) 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進 (21) 農林水産行政の適切・効率的な実施

(注) 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ(http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/26_seisaku_yosan.pdf)参照

經濟産業省

＜経済産業省＞

表 17-1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成16年4月1日変更 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日変更 平成19年8月31日変更 平成19年9月26日変更 平成22年6月1日変更 平成23年6月27日改正 平成26年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成26年度から28年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 原則として、法第9条及び法施行令第3条に掲げる政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制、租税特別措置等）を対象とし、事前評価を実施する。
	3 事後評価の対象等	○ 政策体系に掲げる政策について、アウトカムに関する目標及び目標達成度を把握するための指標を設定し、原則として毎年度、目標の達成に向けた進捗状況又は達成度合いについて実績評価を実施する。具体的な実施方針は、毎年度、経済産業省事後評価実施計画において明らかにする。 ○ 「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うもの）に係る政策については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき事後評価を実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。
実施計画の名称	平成26年度経済産業省事後評価実施計画（平成26年6月19日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後評価の対象：27施策を対象 ○ 事後評価の方法：評価対象となる政策を主管する局等の長は、可能な限り定量的な方法で評価を行うことを基本とし、これが難しい場合には客観的な事実等を用いながら評価を行う。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 17-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の 内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：35件 (租税特別措置等) 〔表 17-3-ア〕	実施すること が妥当	35	評価結果を踏まえ、税制改正要望 を行った	35
	事業評価方式：19件 (規制) 〔表 17-3-イ〕	規制の新設・ 改廃が妥当	19	評価結果を踏まえ、規制の新設又 は改廃を行うこととした	19
	事業評価方式：9件 (研究開発事業) 〔表 17-3-ウ〕	実施すること が妥当	9	評価結果を踏まえ、評価対象施策 を実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 9件)	9
事後評価 主要な行政目的に 係る政策等として基本 計画に掲げる政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：27件 (目標管理型の政策評 価) 〔表 17-3-エ〕	目標達成	7	評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】	27
		相当程度進展 あり	17		
		測定せず(注)	3		
	事業評価方式：3件 (公共事業) 〔表 17-3-オ〕	事業の継続が 妥当	3	評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 3件 〕	3
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) 具体的な測定指標・目標値の決定後に検証することから、目標達成度合いの測定が行われていないものである。

表 17-3 経済産業省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る以下の 35 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 17-3-ア 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	経済産業
1	車体課税の抜本的見直し
2	特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長
3	技術研究組合の所得計算の特例の本則化
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
5	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
2	個別産業
6	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鋳さいバラス製造業）
7	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置
8	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長
3	対外経済
9	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置（国税）
10	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置（地方税）
4	中小・地域
11	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設
12	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長
13	中小企業者等の法人税率の特例の拡充
14	非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の拡充
15	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）
16	軽油引取税の課税免除の特例措置（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）
17	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）
18	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
19	特定再開発建築物等の割増償却制度の延長
20	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長
21	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る特例措置の創設
5	エネルギー・環境
22	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）
23	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）
24	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）
一	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長（再掲）
25	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
26	ガス事業法の改正に伴う所要の税制措置
27	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長
28	引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長
29	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長
30	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（地熱資源開発事業）
31	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）
32	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
33	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置
34	熱供給事業法の改正に伴う所要の税制措置
6	保安・安全
35	互助会加入者の権利保護の強化に係る所要の税制措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表17-4-(1)参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 10 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 4 月 28 日、7 月 7 日、9 月 24 日、11 月 5 日、27 年 3 月 6 日、3 月 16 日、3 月 27 日及び 3 月 30 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 17-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	薬事法改正に伴い新たに定義される再生医療等製品に係る製造販売の承認を特許権の存続期間の延長登録の理由となる処分に追加するべく措置を講じる政策
2	国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制
3	ストックホルム条約対象貨物の仮陸揚げ行為の特例等に関する輸出規制の見直し
4	サッシ及びガラスの熱損失防止性能の向上を進める政策
5	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令における試験研究及び分析用途に関する暫定措置の期限延長を図る政策
6	我が国の現下のエネルギー市場をめぐる状況に鑑み、電気事業、ガス事業及び熱供給事業に係る制度の抜本的な改革を講ずる政策（10 件）
7	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における特定排出者等の拡大
8	製品に使用されるフロン類の環境影響度の低減を義務づける対象品目（①エアコンディショナー、②硬質ウレタンフォーム、③噴霧器）を定める。
9	産業競争力強化法上の規制の特例措置の創設
10	特定家庭用機器廃棄物に係る再商品化等基準の引上げ

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 17-4-(2) 参照。

- (3) 平成 27 年度予算概算要求に当たり、以下の 9 研究開発事業について事前評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度事前評価書（個別事業評価書）」として公表。

表 17-3-ウ 研究開発事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	次世代ロボット中核技術開発
2	ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト
3	課題解決型福祉用具実用化開発支援事業
4	医療機器性能の高度化、身体機能の再生・回復技術の開発（「未来医療を実現する医療機器システム研究開発事業」新規テーマ）
5	燃料電池利用高度化技術開発実証事業
6	高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発
7	革新的エネルギー技術国際共同研究開発事業
8	原子力発電所等金属廃棄物利用技術開発
9	二酸化炭素回収技術実用化研究事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 17-4-(3) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、以下の 27 施策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度経済産業省事後評価書」として公表。

表 17-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1 経済産業			
1	経済基盤	相当程度進展あり	引き続き推進
2	新陳代謝	相当程度進展あり	引き続き推進
3	イノベーション	相当程度進展あり	引き続き推進
4	基準認証	目標達成	引き続き推進
5	経済産業統計	目標達成	引き続き推進
2 個別産業			
6	ものづくり	相当程度進展あり	引き続き推進
7	サービス	相当程度進展あり	引き続き推進
8	クールジャパン	相当程度進展あり	引き続き推進
9	I T	目標達成	引き続き推進
10	流通・物流	相当程度進展あり	引き続き推進
3 対外経済			
11	国際交渉・連携	目標達成	引き続き推進
12	海外市場開拓支援	目標達成	引き続き推進
13	貿易投資	相当程度進展あり	引き続き推進
14	貿易管理	目標達成	引き続き推進
4 中小・地域			
15	経営革新・創業促進	相当程度進展あり	引き続き推進
16	事業環境整備	相当程度進展あり	引き続き推進
17	経営安定・取引適正化	相当程度進展あり	引き続き推進
18	地域産業	目標達成	引き続き推進
19	福島・震災復興	相当程度進展あり	引き続き推進
5 エネルギー・環境			
20	資源・燃料	測定せず（注 2）	引き続き推進
21	新エネルギー・省エネルギー	測定せず（注 2）	引き続き推進
22	電力・ガス	測定せず（注 2）	引き続き推進
23	環境	相当程度進展あり	引き続き推進
6 保安・安全			
24	産業保安	相当程度進展あり	引き続き推進
25	製品安全	相当程度進展あり	引き続き推進
26	商取引安全	相当程度進展あり	引き続き推進
27	化学物質管理	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表17-4-(4)参照。

2 具体的な測定指標・目標値の決定後に検証することから、目標達成度合いの測定が行われていないものである。

(2) 事業評価方式を用いて、「平成 26 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業について事後評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 17-3-オ 工業用水道事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業 (3 事業)	事業の継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 17-4-(5) 参照。

別表

政策体系(経済産業省)
 ※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ
 (http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/26fy_yosangaku.pdf)参照

国土交通省

《国土交通省》

表 18-1 国土交通省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度から30年度までの5年間 ○ 政策アセスメント（事業評価方式） 以下に該当する施策等のうち社会的影響の大きいものは必要に応じ政策アセスメントの対象とする。ただし、個別公共事業の新規事業採択時評価、個別研究開発課題の事前評価、規制の事前評価及び租税特別措置等に係る事前評価の対象は除く。 ア 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。） イ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの ○ 個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。以下同じ。） ウ 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、イに該当するものを除く。以下同じ。） ○ 個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 規制の事前評価（事業評価方式） 法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象とする。 ○ 租税特別措置等に係る事前評価（事業評価方式） 法施行令第3条第7号及び第8号に規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策チェックアップ（実績評価方式） 国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標を設定する。その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策目標を明らかにし、政策チェックアップを施策目標の単位で実施する。 ○ 政策レビュー（総合評価方式） 以下の基準等に基づいて選定するテーマを政策レビューの対象とする。 ア 国土交通省の政策課題として重要なもの イ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの ウ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの エ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの ○ 個別公共事業の再評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等 ○ 個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等 ○ 個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 租税特別措置等に係る事後評価（事業評価方式） 基本方針 I 5カに規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。 ○ 法律により事後評価の実施が義務付けられた計画等 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第6条第1項の全国計画、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業、及び住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項の全国計画については、政策チェックアップ又は政策レビューの手法により政策評価を実施する。 政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標等及び業績目標を設定する。政策レビューによる場合は、実施計画において、評価対象をテーマとして設定する。 	
4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各局等は、評価結果を予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の企画立案作業における重要な情報として、適切に活用する。また、基本的方針等の策定に当たっても、評価結果を有用な情報として活用する。	
5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットにより政策評価に関する情報を公表する場合は、電子メールによる意見等の受付アドレスを記載するなど、政策評価に関する国民からの意見等の提出の機会を確保するように努める。 ○ 提出された意見等については、国土交通省内における各局等への通知、意見等の概要やそれへの対応状況・考え方等に関する第三者の意見を聴取する場への報告等を行うとともに、可能な限り回答を行うなど適切な対応に努める。 また、政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるため、政策統括官（政策評価担当）及び各局等の政策評価担当窓口を公表する。 	
実施計画の名称	平成 26 年度国土交通省事後評価実施計画（平成 25 年 8 月 27 日策定） 平成 26 年 3 月 28 日変更 平成 26 年 8 月 28 日変更	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策チェックアップ：13の政策目標に係る44施策目標 ○ 政策レビュー：4テーマ ○ 個別公共事業の再評価：417事業 ○ 個別公共事業の完了後の事後評価：71事業 ○ 個別研究開発課題の中間評価：1事業 ○ 個別研究開発課題の終了時の事後評価：55課題
	2 5年未着工・10年継続中（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 該当なし

表 18-2 国土交通省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象とした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
事前評価	政策アセスメント（事業評価方式）：49件 〈27年度予算概算要求時：36件〉 [表18-3-ア] 〈26年度補正予算関係：1件〉 [表18-3-イ] 〈27年度予算概算要求時実施分修正等：12件〉 [表18-3-ウ]	新規施策の評価は妥当	49 評価結果を踏まえ、新規施策の導入に係る措置を講じた 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 概算要求に反映 36件 機構・定員要求に反映 3件 （うち、機構1件、定員3件）
	規制の事前評価（事業評価方式）：18件 [表18-3-エ]	規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の評価は妥当	18 評価結果を踏まえ、規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の導入に係る措置を講じた
	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）：174件 〈27年度予算概算要求時：9件〉 [表18-3-オ] 〈27年度予算に向けた事業（直轄事業等）：21件〉 [表18-3-カ] 〈26年度補正予算に係る評価：5件〉 [表18-3-キ] 〈27年度予算に向けた事業（補助事業等）：139件〉 [表18-3-ク]	事業の採択は妥当	174 平成27年度予算等に反映した 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 （概算要求に反映 9件）
	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）：65件 〈27年度予算概算要求時：26件〉 [表18-3-ケ] 〈26年度末公表：39件〉 [表18-3-コ]	課題の採択は妥当	65 平成27年度予算等に反映した 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 （概算要求等に反映 26件）
	租税特別措置等の事前評価（事業評価方式）：22件 [表18-3-サ]	租税特別措置等によることが妥当	22 平成27年度税制改正要望に反映した
	事後評価	{政策チェックアップ（実績評価方式）：44施策目標} （目標管理型の政策評価） [主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）{44件}] [表18-3-シ]	—
	政策レビュー（総合評価方式）：4テーマ [主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）4件] [表18-3-ス] {政策レビュー（総合評価方式）：4テーマ} [表18-3-セ] [主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）{4件}]	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	4 評価結果を踏まえ、今後の予算要求等に適切に反映する 【引き続き推進】

政策評価の対象とした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
<p>個別公共事業の再評価（事業評価方式）：441件 {8件}</p> <p>〈26年度予算に係る評価（ダム事業）：4件〉 [表18-3-3ソ]</p> <p>〈27年度予算概算要求時：16件〉 [表18-3-3タ]</p> <p>〈27年度予算に向けた評価（直轄事業等）：367件 {1件}〉 [表18-3-3チ]</p> <p>〈27年度予算に向けた評価（補助事業等）：54件 {7件}〉 [表18-3-3ツ]</p> <p>〔主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）441件 {8件}〕</p> <p>〔未着手（法第7条第2項第2号イ）0件〕</p> <p>〔未了（法第7条第2項第2号ロ）0件〕</p>	<p>個別公共事業の再評価（事業評価方式）：441件 {8件}</p> <p>〈26年度予算に係る評価（ダム事業）：4件〉 [表18-3-3ソ]</p> <p>〈27年度予算概算要求時：16件〉 [表18-3-3タ]</p> <p>〈27年度予算に向けた評価（直轄事業等）：367件 {1件}〉 [表18-3-3チ]</p> <p>〈27年度予算に向けた評価（補助事業等）：54件 {7件}〉 [表18-3-3ツ]</p>	事業の継続が妥当	440	事業を継続 【引き続き推進】	440
	<p>〔主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）441件 {8件}〕</p> <p>〔未着手（法第7条第2項第2号イ）0件〕</p> <p>〔未了（法第7条第2項第2号ロ）0件〕</p>	事業の中止が妥当	1	事業を中止 【廃止、休止、中止】	1
	<p>個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式）：72件</p> <p>[表18-3-3テ]</p> <p>〔主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）〕</p>	再事後評価、改善措置の必要なし	72	再事後評価の実施、改善措置の実施の必要性を判断した	72
	<p>個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式）：54件</p> <p>〔主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）〕</p> <p>[表18-3-3ト]</p>	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした	54	今後の研究開発課題の実施に当たり適切に反映する	54

(注){ }は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 18-3 国土交通省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 27 年度予算概算要求に当たり、予算概算要求等に係るものを中心とする 36 の施策を対象として政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を 26 年 8 月 28 日に「平成 27 年度予算概算要求に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表 18-3-ア 政策アセスメントを実施した施策（27 年度予算概算要求時）

No.	評価対象政策
政策目標 1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	
1	地域型住宅グリーン化事業の創設
政策目標 2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	
2	東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた公共交通機関等のバリアフリー化調査
3	鉄軌道駅の大規模なバリアフリー化の推進
政策目標 3. 地球環境の保全	
4	「グリーンインフラ」の取組推進による魅力ある地域の創出
政策目標 4. 水害等災害による被害の軽減	
5	竜巻等の激しい突風に関する気象情報の高度化
6	首都直下、南海トラフ地震の対象地域における下水道地震対策事業の推進
7	地下街等における下水道浸水対策事業の推進
8	密集市街地総合防災事業の創設
9	地下駅を有する鉄道の浸水対策の促進
政策目標 5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
10	地域鉄道の安全輸送の確保
11	操縦士、整備士・製造技術者の養成・確保対策
政策目標 6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
12	海洋観光の列島展開
13	クルーズ船の受入を円滑化するための先導的事业
14	広域観光周遊ルート形成促進事業
15	地域資源を活用した観光地魅力創造事業
政策目標 7. 都市再生・地域再生の推進	
16	半島振興広域連携促進事業の創設（仮称）
17	大都市における国際交流機能の強化
18	歴史的風致活用国際観光支援事業の創設
19	防災・省エネ・子育て支援等に対応する質の高い住宅・建築物整備の推進
20	業務継続地区整備緊急促進事業の創設
政策目標 8. 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	
21	ビッグデータの活用等による地方路線バス事業の経営革新支援
政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
22	インフラ維持管理に資する新技術の開発・現場への導入促進
23	現場施工の省力化・効率化に資するインフラ構造に係る技術研究開発の推進
24	建設技術の国際展開に資する技術情報共有支援
25	地方公共団体における円滑な維持管理の推進
26	地方都市の不動産ファイナンス等の環境整備に関する経費
27	建設労働需給調整システム及び多能工の活用による専門工事業者の繁忙調整手法の検討
28	地域建設産業活性化支援事業
29	建設業における女性の更なる活躍の推進
30	建設分野における外国人材活用の適正化事業
31	自動車運送事業等における人材の確保・育成に向けた取組の推進
32	造船業における人材の確保、育成
33	海洋産業の戦略的振興のための総合対策
34	新たなエネルギー輸送ルートの海上輸送体制の確立
35	内航船員就業ルート拡大支援事業
政策目標 10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	

36	高精度測位技術を活用したストレスフリー環境づくりの推進
----	-----------------------------

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(1)参照。

- (2) 平成26年度補正予算に当たり、同補正予算に伴う1の施策を対象として政策アセスメント(事業評価方式)を実施し、その結果を27年1月29日に「平成26年度補正予算に係る政策アセスメント結果(事前評価書)」として公表。

表18-3-イ 政策アセスメントを実施した施策(26年度補正予算関係)

No.	評価対象政策
1	御嶽山の水蒸気噴火を踏まえた火山観測体制の強化

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(2)参照。

- (3) 「平成27年度予算概算要求に係る政策アセスメント結果(事前評価書)」(平成26年8月28日公表)に、必要な修正及び追加を行い、平成27年3月31日に「平成26年度政策アセスメント結果評価書」として公表。

表18-3-ウ 政策アセスメントを実施した政策(27年度予算概算要求時実施分の追加修正等)

No.	評価対象政策
政策目標3. 地球環境の保全	
1	「グリーンインフラ」の取組推進による魅力ある地域の創出
政策目標4. 水害等災害による被害の軽減	
2	地下駅を有する鉄道の浸水対策の促進
政策目標6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
3	海洋観光の列島展開
4	広域観光周遊ルート形成促進事業
5	地域資源を活用した観光地魅力創造事業
政策目標7. 都市再生・地域再生の推進	
6	半島振興広域連携促進事業の創設(仮称)
政策目標9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
7	現場施工の省力化・効率化に資するインフラ構造に係る技術研究開発の推進
8	建設労働需給調整システム及び多能工の活用による専門工事業者の繁閑調整手法の検討
9	建設分野における外国人材活用の適正化事業
10	自動車運送事業等における人材の確保・育成に向けた取組の推進
11	造船業における人材の確保、育成
12	海洋産業の戦略的振興のための総合対策

- (注)1 当該公表は、「国土交通省政策評価実施要領～政策アセスメント・政策チェックアップ・政策レビューの実施について～」(平成27年3月)II3(3)に基づくものである。
 2 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(3)参照。

- (4) 規制の新設又は改廃(18件)に係る政策を対象として評価(事業評価方式)を実施し、その結果を平成26年5月23日、6月18日、8月4日、9月18日、12月25日、27年2月19日、2月26日、3月12日及び3月23日に「規制の事前評価書」として公表。

表18-3-エ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	建築基準法施行令の一部を改正する政令案(3件)
2	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案(2件)
3	マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整

	備に関する政令案 (2件)
4	建設業法施行令の一部を改正する政令案
5	下水道法施行令の一部を改正する政令案
6	水先法施行令の一部を改正する政令案
7	水防法等の一部を改正する法律案
8	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案
9	道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案 (5件)
10	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(4)参照。

2 表中の () の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

- (5) 平成27年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業を対象に新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、8事業について「平成27年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として26年8月28日に、1事業について「平成27年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書（空港整備事業）」として27年1月14日にそれぞれその結果を公表。

表18-3-オ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈27年度予算概算要求時〉

No.	事業区分		件数
1	ダム事業	直轄事業	2
2	官庁営繕事業		2
3	船舶建造事業		3
4	海上保安官署施設整備事業		1
5	空港整備事業	直轄事業	1
計			9

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(5)参照。

- (6) 平成27年度予算に向けた評価として、直轄事業等を対象に新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、評価結果を公表済みの5事業について「個別公共事業の評価書－平成26年度－」として27年2月10日、19事業について「個別公共事業の評価書（その2）－平成26年度－」として同年3月20日に、2事業について「個別公共事業の評価書（その3）－平成26年度－」として同年4月8日にそれぞれその結果を公表。

表18-3-カ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈27年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉

No.	事業区分		件数	公表済分
1	河川事業	直轄事業	5	—
2	ダム事業	直轄事業等	—	2
3	道路・街路事業	直轄事業	10	—
4	港湾整備事業	直轄事業	4	—
5	空港整備事業	直轄事業	—	1
6	都市公園等事業	直轄事業	2	—
7	官庁営繕事業		—	2
計			21	5

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(6)参照。

- (7) 平成 26 年度補正予算に係る評価として、評価結果を公表済みの 4 事業を含め、9 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、「平成 26 年度補正予算に係る個別公共事業の評価書」として 27 年 2 月 3 日及び 2 月 4 日にそれぞれその結果を公表。

表 18-3-キ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈26 年度補正予算に係る評価〉

No.	事業区分	件数	公表済分
1	船舶建造事業	—	3
2	海上保安官署施設整備事業	—	1
3	都市・幹線鉄道整備事業	5	—
計		5	4

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 18-4-(7) 参照。

- (8) 平成 27 年度予算に向けた評価として、補助事業等について、139 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を 27 年 4 月 10 日に「個別公共事業の評価書（その 4）—平成 26 年度—」として公表。

表 18-3-ク 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈27 年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

No.	事業区分	件数
1	河川事業	補助事業 6
2	道路・街路事業	補助事業 6
3	住宅市街地総合整備事業	補助事業等 43
4	市街地整備事業	補助事業等 4
5	都市・幹線鉄道整備事業	補助事業 75
6	都市公園事業	補助事業等 2
7	小笠原諸島振興開発事業	3
計		139

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 18-4-(8) 参照。

- (9) 新規課題として開始しようとする 26 の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 28 日に「平成 27 年度予算概算要求等に係る個別研究開発課題評価書」として公表。

表 18-3-ケ 個別研究開発課題を対象として評価を実施した政策〈27 年度予算概算要求時〉

No.	評価対象政策
1	3 次元地理空間情報を活用した安全・安心・快適な社会実現のための技術開発
2	地域安心居住機能の戦略的ストックマネジメント技術の開発
3	高精度測位技術を活用した公共交通システムの高度化に関する技術開発
4	鉄道用走行安全支援装置の開発
5	リアルタイム地震波形予測法を活用した高機能鉄道地震被害予測シミュレータ
6	山岳トンネル長寿命化のための経済的な補修・補強法の開発
7	突風等の局地的気象現象による災害に対する減災技術
8	脱線しにくい台車の開発
9	鉄道橋の遠隔非接触評価手法の開発
10	車両・地上設備の消費エネルギー予測に基づくエネルギーネットワーク制御手法の開発
11	下水処理場の既存施設能力を活用した汚水処理システムの効率化に関する研究
12	気候変動下の都市における戦略的災害リスク低減手法の開発 (評価時課題名：気候変動下の災害リスク情報に基づく低リスク社会構築手法の開発)
13	リアルタイム観測・監視データを活用した高精度土砂災害発生予測手法の研究
14	地震誘発火災を被った建築物の安全性・再使用性評価法に関する研究

15	共同住宅等における災害時の高齢者・障がい者に向けた避難支援技術の評価基準の開発
16	みどりを利用した都市の熱的環境改善による低炭素都市づくりの評価手法の開発
17	海上輸送の構造変化に対応したコンテナ航路網予測手法の開発
18	精密単独測位型RTK（PPP-RTK）を用いたリアルタイム地殻変動把握技術の開発
19	高エネルギー可搬型X線橋梁その場透視検査の実用化
20	光学的計測法を用いた効率的・低コストな新しい橋梁点検手法の開発
21	既存建物下の局部地盤改良を可能にする極超微粒子セメントを利用したセメント浸透固化型液状化対策工法の技術開発
22	迅速かつ効率的な復旧・復興のための災害対応マルチプラットフォームの開発
23	地中に埋設される排水管（FRPM管）の樹脂モルタル部分の亀裂を配管内部に紫外線を照射することで検知する塗装工法の開発
24	カメラ画像を利用した大雪および暴風雪による視程障害・吹きだまり検知に関する技術開発
25	鉄道施設の液状化被害の軽減に向けた地盤改良工法の開発および実用化
26	航空機の到着管理システムに関する研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(9)参照。

また、平成27年度概算要求に当たり内容が明らかになった課題を含めた39の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、27年3月31日に「個別研究開発課題評価書－平成26年度－」として公表。

表18-3-コ 個別研究開発課題を対象として評価を実施した政策〈26年度末実施〉

No.	評価対象政策
1	3次元地理空間情報を活用した安全・安心・快適な社会実現のための技術開発
2	地域安心居住機能の戦略的ストックマネジメント技術の開発
3	高精度測位技術を活用した公共交通システムの高度化に関する技術開発
4	鉄道用走行安全支援装置の開発
5	リアルタイム地震波形予測法を活用した高機能鉄道地震被害予測シミュレータ
6	山岳トンネル長寿命化のための経済的な補修・補強法の開発
7	突風等の局地的気象現象による災害に対する減災技術
8	脱線しにくい台車の開発
9	鉄道橋の遠隔非接触評価手法の開発
10	車両・地上設備の消費エネルギー予測に基づくエネルギーネットワーク制御手法の開発
11	下水処理場の既存施設能力を活用した汚水処理システムの効率化に関する研究
12	気候変動下の都市における戦略的災害リスク低減手法の開発 (評価時課題名：気候変動下の災害リスク情報に基づく低リスク社会構築手法の開発)
13	リアルタイム観測・監視データを活用した高精度土砂災害発生予測手法の研究
14	地震誘発火災を被った建築物の安全性・再使用性評価法に関する研究
15	共同住宅等における災害時の高齢者・障がい者に向けた避難支援技術の評価基準の開発
16	みどりを利用した都市の熱的環境改善による低炭素都市づくりの評価手法の開発
17	海上輸送の構造変化に対応したコンテナ航路網予測手法の開発
18	精密単独測位型RTK（PPP-RTK）を用いたリアルタイム地殻変動把握技術の開発
19	高エネルギー可搬型X線橋梁その場透視検査の実用化
20	光学的計測法を用いた効率的・低コストな新しい橋梁点検手法の開発
21	既存建物下の局部地盤改良を可能にする極超微粒子セメントを利用したセメント浸透固化型液状化対策工法の技術開発
22	迅速かつ効率的な復旧・復興のための災害対応マルチプラットフォームの開発
23	地中に埋設される排水管（FRPM管）の樹脂モルタル部分の亀裂を配管内部に紫外線を照射することで検知する塗装工法の開発
24	カメラ画像を利用した大雪および暴風雪による視程障害・吹きだまり検知に関する技術開発
25	鉄道施設の液状化被害の軽減に向けた地盤改良工法の開発および実用化
26	航空機の到着管理システムに関する研究
27	木製クワトロサッシの開発とローコストエコハウスへの適応技術開発
28	女性の健康サポート機能付き温水洗浄便座の技術開発
29	実証実験を通じた住宅の包括的環境対策と健康維持・増進のための技術開発
30	二重配管構造の給湯新配管システム等の技術開発

31	環境に配慮した既存躯体と補強部材接続面における省力化接合工法の技術開発
32	機能維持性能に優れた座屈拘束ブレース付中高層建築物の技術開発
33	動物実験に替わる建築防火材料のガス有害性評価手法の技術開発
34	間伐材を活用した倒壊防止型1部屋耐震補強工法の技術開発
35	機械式掘削機器を使用した拡底部を有する場所打ちコンクリート杭工法の技術開発
36	ハイブリッド架構による耐火木造建築の技術開発
37	アーチフレーム方式による木造住宅耐震改修工法の技術開発
38	杭頭部に地震時水平抵抗部材を有する既製杭工法の技術開発
39	住宅用基礎梁の開口部補強構造に関する技術開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(10)参照。

- (10) 租税特別措置等に係る22政策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月28日に「租税特別措置等に係る政策の評価書」として公表。

表18-3-サ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
2	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
3	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長
4	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
5	技術研究組合の所得計算の特例の本則化
6	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
7	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
8	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
9	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
10	振興山村における工業用機械等の特別償却
11	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
12	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長
13	大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定対価に対する課税の見直し
14	投資法人(Jリート)における「税会不一致」問題の解消
15	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
16	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
17	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
18	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
19	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長
20	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充
21	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充
22	船舶に係る特別償却制度の延長

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(11)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、2年毎に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成26年度国土交通省事後評価実施計画」に基づき、以下の44の施策目標に係る政策を対象として政策チェックアップを実施中（平成27年度公表予定）。

表 18-3-シ 政策チェックアップを実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
1	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る
2	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する
3	総合的なバリアフリー化を推進する
4	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する
5	快適な道路環境等を創造する
6	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する
7	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する
8	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する
9	地球温暖化防止等の環境の保全を行う
10	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する
11	住宅・市街地の防災性を向上する
12	水害・土砂災害の防止・減災を推進する
13	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する
14	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する
15	道路交通の安全性を確保・向上する
16	自動車事故の被害者の救済を図る
17	自動車の安全性を高める
18	船舶交通の安全と海上の治安を確保する
19	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
20	観光立国を推進する
21	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する
22	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する
23	整備新幹線の整備を推進する
24	航空交通ネットワークを強化する
25	都市再生・地域再生を推進する
26	鉄道網を充実・活性化させる
27	地域公共交通の維持・活性化を推進する
28	都市・地域における総合交通戦略を推進する
29	道路交通の円滑化を推進する
30	社会資本整備・管理等を効果的に推進する
31	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する
32	建設市場の整備を推進する
33	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る
34	地籍の整備等の国土調査を推進する
35	自動車運送業の市場環境整備を推進する
36	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る
37	総合的な国土形成を推進する
38	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する
39	離島等の振興を図る
40	北海道総合開発を推進する
41	技術研究開発を推進する
42	情報化を推進する
43	国際協力、連携等を推進する
44	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する

(2) 「平成 26 年度国土交通省事後評価実施計画」に基づき、以下の 4 のテーマを対象として政策レビュー（総合評価方式）を実施し、その結果を平成 27 年 3 月 31 日に「平成 26 年度政策レビュー結果（評価書）」として公表。

表 18-3-ス 政策レビューを実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
2	水資源政策	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
3	自転車交通	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
4	貨物自動車運送のあり方	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 18-4-(12) 参照。

また、以下の 4 のテーマについては、政策レビュー（総合評価方式）を実施中であり、平成 27 年度内に評価結果を取りまとめる予定。

表 18-3-セ 政策レビューを実施中の政策

No.	評価対象政策
1	道路交通の安全施策
2	住生活基本計画
3	国際コンテナ戦略港湾政策
4	国際協力・連携等の推進

(3) 平成 26 年度予算に係る評価として、ダム関係の 4 事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、26 年 4 月 25 日及び同年 8 月 25 日に、「個別公共事業の評価書（ダム事業）」として公表。

表 18-3-ソ 再評価を実施した個別公共事業〈26 年度予算（ダム事業）に係る評価〉

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業等	4	事業の継続が妥当 (3 件) 事業の中止が妥当 (1 件)	引き続き推進 (3 件) 廃止・休止・中止 (1 件)
	計		4	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 18-4-(13) 参照。

- (4) 平成 27 年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置を公表する 16 事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を 26 年 8 月 28 日に「平成 27 年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

表 18-3-タ 再評価を実施した個別公共事業（27 年度予算概算要求時実施）

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業等	14	事業の継続が妥当 (14 件)	引き続き推進
2	官庁営繕事業		2	事業の継続が妥当 (2 件)	引き続き推進
計			16	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(14)参照。

- (5) 平成 27 年度予算に向けた評価として、直轄事業等を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された 16 事業を含め、383 事業について 27 年 2 月 10 日に「個別公共事業の評価書－平成 26 年度－」として、5 事業について同年 3 月 20 日に「個別公共事業の評価書（その 2）－平成 26 年度－」としてそれぞれその結果を公表。

表 18-3-チ 再評価を実施した個別公共事業（27 年度予算に向けた事業（直轄事業等））

No.	事業区分		件数	公表済分	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	河川事業	直轄事業	104	—	事業の継続が妥当 (104 件)	引き続き推進
2	ダム事業	直轄事業等	2	14	事業の継続が妥当 (16 件)	引き続き推進
3	砂防事業等	直轄事業	24	—	事業の継続が妥当 (24 件)	引き続き推進
4	海岸事業	直轄事業	13	—	事業の継続が妥当 (13 件)	引き続き推進
5	道路・街路事業	直轄事業等	158	—	事業の継続が妥当 (158 件)	引き続き推進
6	港湾整備事業	直轄事業	58	—	事業の継続が妥当 (58 件)	引き続き推進
7	都市公園事業	直轄事業等	7	—	事業の継続が妥当 (7 件)	引き続き推進
8	空港整備事業	直轄事業等	0	—	—	—
			[評価手続中： 22 年度評価 1]			
9	官庁営繕事業		1	2	事業の継続が妥当 (3 件)	引き続き推進
計			367	16	—	—
			[評価手続中： 1]			

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(15)参照。

2 「政策評価の結果」及び「評価結果の反映状況」欄は、公表済分を含む。

- (6) 平成 27 年度予算に向けた評価として、補助事業等を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、54 事業について、その結果を 27 年 4 月 10 日に「個別公共事業の評価書（その 4）－平成 26 年度－」として公表。

表 18-3-ツ 再評価を実施した個別公共事業〈27年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	補助事業	8 [評価手続中: 26年度評価2 21年度評価1 20年度評価1]	事業の継続が妥当 (8件)	引き続き推進
2	道路・街路事業	補助事業	24	事業の継続が妥当 (24件)	引き続き推進
3	住宅市街地総合整備事業	補助事業等	2	事業の継続が妥当 (2件)	引き続き推進
4	都市・幹線鉄道整備事業	補助事業	3	事業の継続が妥当 (3件)	引き続き推進
5	港湾整備事業	補助事業	17 [評価手続中: 25年度評価1 23年度評価1 20年度評価1]	事業の継続が妥当 (17件)	引き続き推進
計			54 [評価手続中:7]	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(16)参照。

- (7) 事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した72事業を対象に完了後の事後評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成27年4月10日に「個別公共事業の評価書（その4）－平成26年度－」として公表。

表 18-3-テ 完了後の事後評価を実施した個別公共事業

No.	事業区分		件数	政策評価の結果
1	河川事業	直轄事業	15	再事後評価、改善措置の 必要なし
2	ダム事業	直轄事業等	2	
3	海岸事業	直轄事業	1	
4	道路・街路事業	直轄事業等	30	
5	都市・幹線鉄道整備事業	補助事業	4	
6	港湾整備事業	直轄事業	8	
7	空港整備事業	直轄事業等	3	
8	都市公園等事業	直轄事業	1	
9	官庁営繕事業		7	
10	気象官署施設整備事業		1	
計			72	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(17)参照。

- (8) 研究期間が終了した個別研究開発課題54課題を対象として終了時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成27年3月31日に「個別研究開発課題評価書－平成26年度－」として公表。

表 18-3-ト 個別研究開発課題を対象として終了時評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果
1	地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした
2	既設落石防護擁壁工に関する三層緩衝構造を用いた耐衝撃性能の高度化に関する技術開発	

3	電波の位相差計測による広域岩盤崩落・崩壊リアルタイムモニタリングシステムの開発
4	竹材等の低利用資源を用いた高性能壁土の開発
5	コンクリート構造物に塩害劣化自己防衛機能を付与するための新しい混和材料の開発
6	地震時の超高層建物の室内安全対策技術の開発
7	被災堤防緊急対応のための3次元堤防可視化ツール及び対策設計システムの開発
8	総合的な社会資本の戦略的維持管理システムの開発
9	A S R劣化構造物の力学性能推定技術の確立
10	サンゴ礁州島形成モデルの開発
11	防災、長寿命化実現のための超高強度高靱性モルタルを用いた水中ライニング工法的设计・施工法の開発
12	建築生産における三次元データを用いた維持管理データの管理・描画技術の開発
13	低コスト・高精度な地盤調査法に基づく宅地の液状化被害予測手法の開発
14	動的貫入試験による経済的で高精度な液状化調査法の研究開発
15	宅地、堤防等において従来とほぼ同程度の精度で安価かつ効率的な液状化判定システムの開発
16	ピークカット及び省エネルギー計画のための総合的シミュレーションツールの技術開発
17	居住者満足感に基づく省エネ性と快適性の最適環境制御技術の開発
18	サステイナブル技術を活かした枠組壁工法によるエコスクールの標準システムの開発
19	住宅における電力による総利用光束量を最小化する照明制御システムの技術開発
20	「見える化」を有効活用する設備運用モデルの策定とユーザーインターフェースの技術開発
21	枠組壁工法におけるSMART-WINDOWシステムに関する技術開発
22	木造住宅部材の複数回使用を前提とした工法の技術開発
23	廃コンクリート・石系廃棄物の低炭素・完全循環利用技術の開発
24	常設としてリユース可能な複層の応急仮設住宅をホテルとして備蓄することに関する技術開発
25	空気清浄装置に利用される吸着材の再生利用に関する技術開発
26	地盤の液状化抑制工法とその地盤改良機械の技術開発
27	短い埋め込み深さでせん断力と引張力に対して抵抗する外側耐震補強用接合工法の開発
28	既存建物に対する梁部材のせん断破壊遅延型補強工法の技術開発
29	大規模地震時の耐火木造建築物の安全性向上と実用化開発
30	開き戸の開放軽減に関する技術開発
31	靱性確保型低層鉄骨造の大規模地震時の損傷抑制用DIY制震補強に関する技術開発
32	木質系住宅における狭小間口耐震補強壁の技術開発
33	戸建住宅下に設置する地震計の開発及び評価・運用方法に関する研究
34	建築基礎のための地盤改良体の品質調査における比抵抗技術の確立の技術開発
35	樹脂含浸繊維シートを用いた住宅の基礎及び柱脚補強工法の開発
36	高性能・高耐久袖壁付き鉄筋コンクリート柱部材の研究開発
37	電車線柱及び駅舎天井等の耐震性評価と対策
38	乗車位置可変型ホーム柵の開発
39	交流電化設備を活用した蓄電池電車の開発
40	次世代コンテナ専用台車の開発
41	走行時における運転操縦負荷のシミュレータの開発
42	浮体式洋上風力発電施設の安全性に関する研究開発
43	船舶からの環境負荷低減のための総合対策
44	気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発
45	道路交通の常時観測データの収集、分析及び利活用の高度化に関する研究

46	地域における資源・エネルギー循環拠点としての下水処理場の技術的ポテンシャルに関する研究	
47	密集市街地における協調的建て替えルールの策定支援技術の開発	
48	都市計画における戦略的土地利用マネジメントに向けた土地適性評価技術に関する研究	
49	建築実務の円滑化に資する構造計算プログラムの技術基準に関する研究	
50	再生可能エネルギーに着目した建築物への新技術導入に関する研究	
51	高齢者の安心居住に向けた新たな住まいの整備手法に関する研究	
52	アジア国際フェリー輸送の拡大に対応した輸送円滑化方策に関する研究	
53	ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究	
54	地殻変動監視能力向上のための電子基準点誤差分析の高度化に関する研究	

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表18-4-(18)参照。

政策体系(国土交通省)

※ この政策体系は、平成26年度実施計画に定めるもの
 施策目標

政策目標	施策目標
○暮らし・環境	
1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る
	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	3 総合的なバリアフリー化を推進する
	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する
	5 快適な道路環境等を創造する
	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する
	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する
	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する
3 地球環境の保全	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う
○安全	
4 水害等災害による被害の軽減	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する
	11 住宅・市街地の防災性を向上する
	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する
	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する
	15 道路交通の安全性を確保・向上する
	16 自動車事故の被害者の救済を図る
	17 自動車の安全性を高める
	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する
○活力	
6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
	20 観光立国を推進する
	21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する
	22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する
	23 整備新幹線の整備を推進する
	24 航空交通ネットワークを強化する



(注) 政策ごとの予算との対応については、国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/common/001028855.pdf>)参照

環境省

《環境省》

表 19-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日決定） 平成18年4月1日改定 平成20年4月1日改定 平成23年4月1日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年4月1日から28年3月31日までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業、個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策、規制の新設又は改廃を目的とする政策及び法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象。 ○ 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても対象とするよう努める。
	3 事後評価の対象等	○ 環境省の政策のすべてを対象。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定、税制改正要望といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。 ○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。 ○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。 ○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。 ○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は、大臣官房政策評価広報課とする。
実施計画の名称	平成26年度環境省政策評価実施計画（平成26年5月23日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：5施策に含まれる22目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 租税特別措置等に係る政策について、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から、計画的に対象とする。

表 19-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：5件 (規制) 〔表 19-3-ア〕	規制の新設は 有効	5	評価結果を踏まえ、新規規 制を実施すること等とした	5		
	事業評価方式：6件 (租税特別措置等) 〔表 19-3-イ〕	平成 27 年度税 制改正(租税特 別措置)要望と して妥当	6	平成27年度税制改正(租税 特別措置)要望を行うこと とした	6		
事後 評価	主要な行政目的に 係る政策等として 基本計画に掲げる 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：22件 (目標管理型の政策評 価) 〔表 19-3-ウ〕	目標達成	9	1 評価結果を踏まえ、これ までの取り組みを引き続き 推進した 【引き続き推進】	6	
			相当程度進展 あり	10			
			進展が大き くない	3			
		2 評価結果を踏まえ、評価 対象施策の改善・見直しを 行った 【改善・見直し】	16	施策の重点化等		14	
				<概算要求及び機構・定員への反映状況> (概算要求に反映 16件 機構定員要求に反映 6件 (うち、機構 1件、定員 5件))			
				未着手		-	
未了		-		-			
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	事業評価方式：2件 (租税特別措置等) 〔表 19-3-エ〕	今後とも引き続 き措置していく	2	評価結果を踏まえ、これ までの取り組みを引き続 き推進した 【引き続き推進】	2		

表 19-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の5政策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年3月13日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 19-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令	
1	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における特定排出者等の拡大
大気汚染防止法の一部を改正する法律案	
2	水銀排出施設に係る届出制度等の創設
3	水銀排出施設に係る排出基準義務の創設
4	水銀排出施設に係る勧告・改善命令等の創設
5	水銀排出施設に係る測定・記録・保存義務の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表19-4-(1)参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の6政策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年10月7日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 19-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
2	投資法人に係る税制優遇措置の拡充
3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
4	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）
5	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
6	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表19-4-(2)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成26年度においては、実績評価方式を用いて、「平成26年度環境省政策評価実施計画」等に基づき、25年度に行った以下の5政策に含まれる22目標を対象として事後評価を実施し、26年11月10日に「平成25年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表。

表 19-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1 地球温暖化対策の推進			
1	目標 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	相当程度進展あり	改善・見直し
2	目標 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制	相当程度進展あり	改善・見直し

3	目標 1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	相当程度進展あり	引き続き推進
4	目標 1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進	目標達成	改善・見直し
4 廃棄物・リサイクル対策の推進			
5	目標 4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築	目標達成	改善・見直し
6	目標 4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進	相当程度進展あり	改善・見直し
7	目標 4-3 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	相当程度進展あり	引き続き推進
8	目標 4-4 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	相当程度進展あり	改善・見直し
9	目標 4-5 廃棄物の不法投棄の防止等	目標達成	改善・見直し
10	目標 4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理	進展が大きくない	改善・見直し
11	目標 4-7 東日本大震災への対応（災害廃棄物の処理）	相当程度進展あり	改善・見直し
6 化学物質対策の推進			
12	目標 6-1 環境リスクの評価	目標達成	改善・見直し
13	目標 6-2 環境リスクの管理	目標達成	改善・見直し
14	目標 6-3 国際協調による取組	進展が大きくない	改善・見直し
15	目標 6-4 国内における毒ガス弾等対策	目標達成	改善・見直し
9 環境政策の基盤整備			
16	目標 9-1 環境基本計画の効果的実施	目標達成	引き続き推進
17	目標 9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善	目標達成	引き続き推進
18	目標 9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発	相当程度進展あり	改善・見直し
19	目標 9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実	目標達成	引き続き推進
10 放射性物質による環境の汚染への対処			
20	目標 10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理	進展が大きくない	改善・見直し
21	目標 10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	相当程度進展あり	引き続き推進
22	目標 10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策	相当程度進展あり	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表19-4-(3)参照。

(2) 租税特別措置等に係る以下の2政策を対象として評価を実施し、その結果を平成26年10月7日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

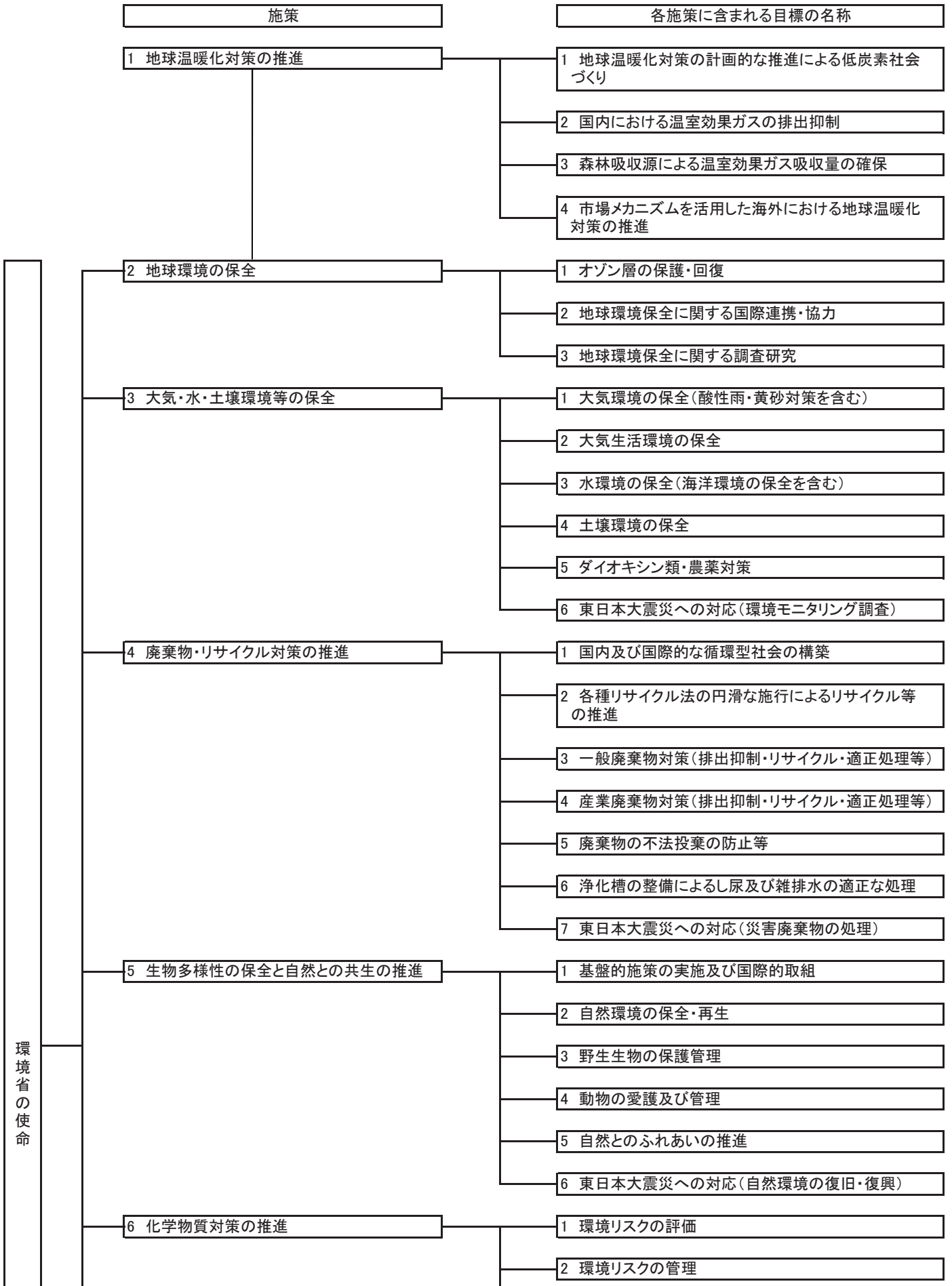
表 19-3-エ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合）	今後とも引き続き措置していく	引き続き推進
2	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合）	今後とも引き続き措置していく	引き続き推進

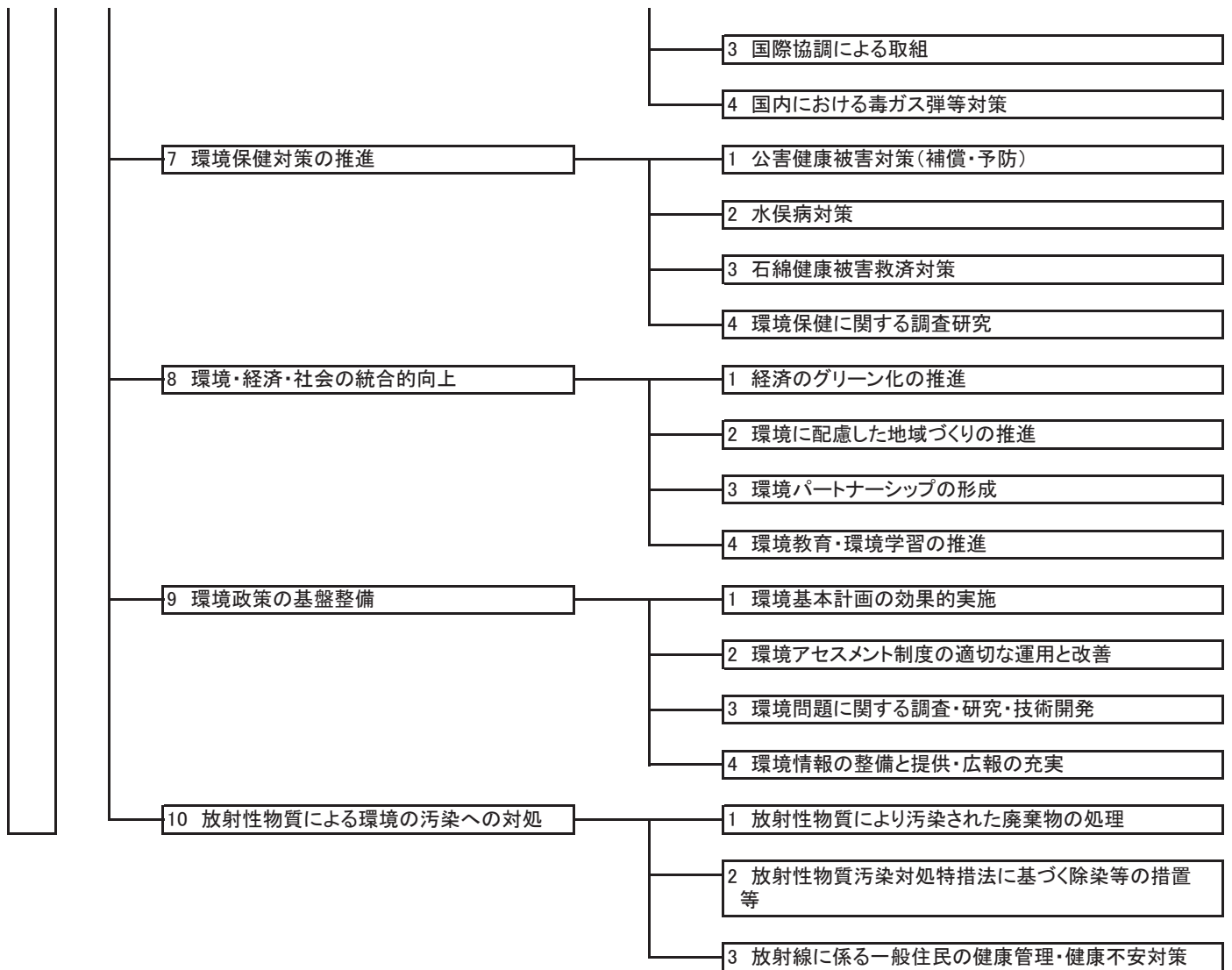
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表19-4-(4)参照。

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの



環境省の使命



(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/seisaku-taiou.pdf>)参照

原子力規制委員会

《原子力規制委員会》

表 20-1 原子力規制委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	原子力規制委員会政策評価基本計画（平成25年1月9日制定） 平成25年3月19日改正、平成26年2月28日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年9月19日から29年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、規制の新設又は改廃を目的とする政策等を対象とする。 ○ 評価の実施時期、観点・方法、手順その他事前評価の実施方法については、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等による。
	3 事後評価の対象等	○ 原子力規制委員会の政策のすべてを対象に行う。 評価は、共通の目的を有する事業のまとまりである「施策」を単位として行う。施策の区分については、別表のとおり。 ○ 評価は、政策評価の観点に関する事項をもとに、主として有効性及び効率性の観点から行う。 その際、当該施策の下に位置づけられる事務事業の効果を明らかにするよう努めるとともに、施策全体の目標達成との関係、事務事業相互の関係に留意しつつ、評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、原子力規制庁の予算要求、事業決定、機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃等における重要な情報として活用し、反映させる。 原子力規制委員会における政策評価の結果の政策への反映状況は、原子力規制庁長官官房総務課において取りまとめ、原子力規制委員会において審議の上決定し、総務大臣に通知するとともに、国民にわかりやすい形で公表する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 原子力規制庁長官官房総務課が全体の窓口として政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けることとし、寄せられた意見・要望は関係する課室等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成26年度原子力規制委員会事後評価実施計画（平成26年3月26日制定） 平成26年6月3日改正	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 原子力規制委員会が行う主要な政策のすべてを対象。具体的には、原子力規制委員会の政策体系に定める「施策目標」を対象。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 20-2 原子力規制委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第 7 条第 2 項第 1 号）	実績評価方式：3 件 （目標管理型の政策評価） [表 20-3-ア]	目標達成	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【改善・見直し】	3
			相当程度進展あり	1		
未着手 （法第 7 条第 2 項第 2 号イ）		該当する政策なし	—	—	—	—
未了 （法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）		該当する政策なし	—	—	—	—
その他の政策 （法第 7 条第 2 項第 3 号）		該当する政策なし	—	—	—	—

表 20-3 原子力規制委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度原子力規制委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 3 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 28 日に「平成 25 年度実施施策に係る政策評価書」として公表。

表 20-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	原子力関連規制の実施（注 2）	目標達成	改善・見直し
2	原子力災害対策（注 3）	相当程度進展あり	改善・見直し
3	原子力規制行政に対する信頼の確保	目標達成	改善・見直し

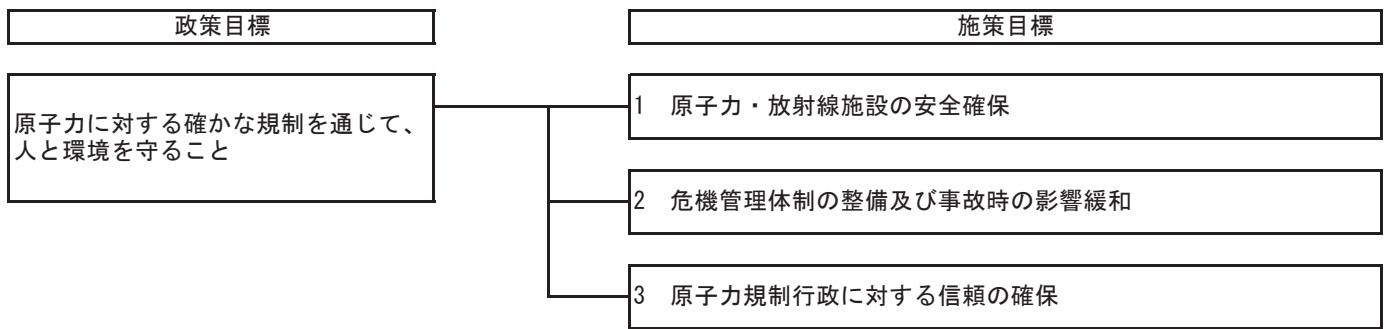
(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表20-4-(1)参照。

2 別表の施策目標「1 原子力・放射線施設の安全確保」に関する政策である。

3 別表の施策目標「2 危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和」に関する政策である。

政策体系（原子力規制委員会）

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、原子力規制委員会ホームページ(<http://www.nsr.go.jp/data/000045715.pdf>) 参照

防衛省

《防衛省》

表 21-1 防衛省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	防衛省における政策評価に関する基本計画（平成 26 年 3 月 31 日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価方式を基本として実施する。 ○ 法第 9 条に規定する事前評価の実施に当たっては、施策等の採択及び実施の可否の検討に資するため、当該施策等の実施により期待される政策効果を含め、その必要性等を経評価する。 ○ 事前評価の対象は、施策等のうち、法施行令第 3 条各号に該当するものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 施策を対象とする事後評価は、実績評価方式を基本として実施する。 ○ 事務事業を対象とする事後評価は、事業評価方式を基本として実施する。 ○ 実施計画には、法第 7 条第 2 項に規定する事項のほか、事後評価の対象としようとする施策等ごとに、評価時期等を定めるものとする。 ○ 施策及び租税特別措置等(法人税、法人住民税及び法人事業関係の租税特別措置等に限る。)は、基本計画の計画期間内に少なくとも一度は事後評価の対象となるよう選択する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 内部部局の各課(これに準ずる組織を含む。)は、政策評価の結果を概算要求、組織及び定員要求、法令等による制度の新設又は改廃等による政策の見直し、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するため活用し、関連する施策等へ反映するものとし、その内容を大臣官房企画評価課に通知する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 大臣官房企画評価課は、基本計画、実施計画、政策評価書、政策評価の結果の施策等への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載等を行う。 ○ 外部からの意見等は、大臣官房企画評価課又は防衛省ホームページ上で受け付けるものとする。
実施計画の名称	平成 26 年度の防衛省における事後評価の実施計画（平成 26 年 3 月 31 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に掲げる政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	該当する政策なし
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 21-2 防衛省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価	事業評価方式（新規研究開発）：16件 〔表21-3-ア〕	事業を実施することが妥当	16	評価結果を踏まえ、評価対象事業を実施することとした	16	
				〈予算要求及び機構・定員要求への反映〉 (予算要求に反映 16件)		
	事業評価方式（租税特別措置等）：5件 〔表21-3-イ〕	事業を実施することが妥当	5	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	5	
事後評価	主要な行政目的に掲げる政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	該当する政策なし	—	—	—	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	

表 21-3 防衛省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 26 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 16 項目を対象として評価を実施し、その結果を 26 年 8 月 28 日に「平成 26 年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表 21-3-ア 研究開発を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	回転翼哨戒機（能力向上型）
2	新多用途ヘリコプター
3	将来戦闘機の技術的成立性に関する研究
4	戦闘機用エンジンシステムに関する研究
5	電動アクチュエーション技術の研究
6	ステルス戦闘機用レドームに関する研究
7	将来HMDシステムに関する研究
8	高高度迎撃用飛しょう体技術の研究
9	艦載砲用ロケットアシスト長射程弾技術の研究
10	先進対艦・対地弾頭技術の研究
11	静粛型魚雷用動力装置
12	先進アクティブソーナー技術の研究
13	新型護衛艦用レーダシステムの研究
14	次世代データリンク高速・高信頼化技術の研究
15	戦術データリンク妨害用送受信技術の研究
16	衛星搭載型 2 波長赤外線センサの研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 21-4-(1) 参照。

- (2) 租税特別措置等に係る 5 政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 28 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 21-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	予備自衛官等を雇用した場合の法人税額等の特別控除
2	A C S A による免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の創設
3	自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に係る課税免除の特例措置の恒久化
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
5	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表 21-4-(2) 参照。

2 事後評価

該当する政策なし

政策体系(防衛省)

※ この政策体系は、平成26年3月31日策定の基本計画に定めるもの

基本目標	政策分野	施策
<p>繁栄が国際協調の確保③に、我が国の役割を全くとし、積極的平和主義の観点から、日米同盟を軸として外交力を、世界の平和関係と安定及び</p>	<p>総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化</p>	<p>1 周辺海空域における安全確保 2 島嶼部に対する攻撃への対応 3 弾道ミサイル攻撃への対応 4 宇宙空間及びサイバー空間における対応 5 大規模災害等への対応 6 情報機能の強化</p>
	<p>外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化</p>	<p>7 日米防衛協力の強化 8 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組</p>
	<p>諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進、グローバルな安全保障環境の改善</p>	<p>9 二国間・多国間共同訓練・演習の実施 10 防衛協力・交流の推進 11 能力構築支援の推進 12 海洋安全保障の確保 13 国際平和協力活動の実施 14 軍備管理・軍縮及び不拡散の努力への協力</p>
	<p>防衛力の能力発揮のための基盤の確立</p>	<p>15 訓練・演習の充実・強化 16 部隊等の各種支援機能の強化 17 人事教育施策の推進 18 衛生機能の強化 19 防衛生産・技術基盤の維持・強化 20 装備品の効率的な取得 21 研究開発の推進 22 地域コミュニティとの連携 23 情報発信の強化 24 知的基盤の強化 25 防衛省改革の推進</p>

(注) 政策ごとの予算との対応については、防衛省ホームページ(<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2014/taiou.pdf>)参照

V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第12条において、i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う(第1項)とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う(第2項)ことと規定されている。これらの評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての法第12条第1項及び第2項の規定による評価に関する計画を定めなければならないと規定され、また、法第13条第2項において、この計画で定めなければならない事項が規定されている。

総務省は、平成26年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画を、以下のとおり定め、平成26年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、法第12条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

計画の名称	総務省が行う政策の評価に関する計画	
計画の主な規定内容	① 評価の実施に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価(統一性確保評価)及び総合性を確保するための評価(総合性確保評価)について重点的かつ計画的に実施する。 ○ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、各行政機関が実施した政策評価の実施手続等における客観性及び厳格性の達成水準等について審査等を行う。
	② 平成26年度から28年度までの3年間に実施又は実施を検討する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 総合性確保評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ クールジャパンにおけるコンテンツ等の海外展開の促進に関する政策評価 ・ グローバル人材育成に関する政策評価 ・ 農林漁業・農山漁村の6次産業化の推進に関する政策評価
	③ 平成26年度に実施する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 総合性確保評価 なし ※ 平成25年度から引き続き実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者取引に関する政策評価 ・ 食育の推進に関する政策評価
	④ 評価の実施に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査の実施に当たっては、各府省における予算要求や制度改正等のスケジュールを考慮しつつ、調査結果の施策への適切な反映の確保を旨として、工程管理を行う。 ○ 評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用するため、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を積極的に活用する。 ○ 勧告に対する各行政機関の改善措置状況については、改善効果をフォローアップし、政策への反映を推進する。 ○ 総務省が行う政策の評価の効果的かつ効率的な実施を図るため、行政評価・監視で得られた情報・データを活用するなど政策の評価と行政評価・監視との連携を図る。 ○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」を踏まえ、積極的に評価に関する情報の公表に取り組む。

なお、総務省は、法第13条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成27年度以降3年間で実施する予定の政策評価テーマ等については、平成27年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、公表している。また、総務省が行う政策の評価のテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

平成26年度において、総務省は、行政評価等プログラムに基づき、総合性確保評価として「消費者取引に関する政策評価」及び「食育の推進に関する政策評価」の2テーマを実施した。このうち「消費者取引に関する政策評価」については、平成26年4月に、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した。その内容等は下記のとおりである。

テーマ名	消費者取引に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成26年4月18日)
関係行政機関	消費者庁、金融庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

(注)「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

評価結果の概要	
○ 評価の観点	消費者取引の適正化に関する各種施策が、総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果	<p>複雑化かつ多様化する消費者取引に関するトラブルを低減するという課題に対し、国が講じてきた各種の取組により、これらの取組の効果の一面を表象していると考えられる。全国の消費生活相談件数は、平成16年度の約181万8,000件から24年度は約72万2,000件に減少している。</p> <p>また、近年の事業者規制等に係る各法令の改正については、法令改正の契機となったトラブルに係る相談件数の減少や、地方支分部局や都道府県等に対する実地調査及び消費生活相談員に対する意識等調査からも、それぞれ一定の効果が発現していると認められる。</p> <p>これらのことから、数年来、国が講じてきた各種の消費者取引に関する政策は、総体としてみると、一定の効果が発現していると認められる。</p> <p>一方、「消費者基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）における消費者取引の適正化に係る施策は、政府全体としては体系化されておらず、消費者基本法（昭和43年法律第78号）において「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」が基本理念として掲げられているのみである。加えて、いつまでどのようなことを実現するのかといった政府全体としての目指すべき目標が明確でなく、関連する個々の施策の位置付けや相互の関連なども明らかにされていないほか、これらの施策の効果の把握のための指標の設定も不十分となっている。</p>
(1) 事業者向け施策	
ア 特定商取引法	
①	平成20年の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）改正による訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売における指定商品・指定役務制の廃止等については、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に関する相談件数が、規制の事前評価で基準としている19年度と24年度を比較すると減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。
②	平成24年の特定商取引法改正による訪問購入の規制対象への追加については、「貴金属等の訪問買取り」に関する相談件数が、改正に向けた一連の措置に伴い、改正特定商取引法の施行前から減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。
	ただし、経済産業局、都道府県等に対する実地調査では、本改正の効果の発現状況について、改正特定商取引法の施行後間もないこと等から、経済産業局及び都道府県の特定商取引法執行担当部署の51.4%が「分からない」と回答しているなど今後の相談件数の推移及び消費者被害の発生状況を注視していく必要がある

- る。
- ③ 特定商取引法における執行権限の機能を十分に発揮していくためには、消費者庁、経済産業局及び都道府県間の積極的な情報共有や連携が特に重要である。
しかし、i) ノウハウ不足等の理由から行政処分等の実績が低調な都道府県、ii) 都道府県で執行ネットに適時適切に事案を登録していない状況、iii) 複数の都道府県で同一事業者に係る相談があった事案について、経済産業局や関係する都道府県間で情報共有されていたにもかかわらず、都道府県単独で行政処分を実施し、その後も他の都道府県では依然として相談が寄せられている例がみられるなど、特定商取引法における執行権限の機能が十分に発揮されていない。

イ 宅地建物取引業法

平成23年の宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）改正による宅地建物取引業者の勧誘に係る禁止行為の明確化については、マンションの勧誘に関する相談件数が、改正規則の施行後に大きく減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

ウ 割賦販売法

- ① 平成20年の割賦販売法（昭和36年法律第159号）改正による個別クレジット事業者に対する登録制の創設等については、個別クレジットに関する相談件数が、法施行前の17年度と24年度を比較すると大幅に減少しており、規制の事前評価で見込まれていた高齢者被害の減少については、特に70歳以上についてその減少割合が全体の減少割合と比べても高いこと等から、効果は一定程度発現していると認められる。
- ② 個別信用購入あっせんについては、平成20年の割賦販売法の改正により、都道府県知事に報告徴収、立入検査、改善命令及び業務停止命令の権限が一部付与された。しかし、多くの都道府県の割賦販売法指導監督担当部署では、指導監督の実施方針の策定等の法改正への対応がなされておらず、また、法改正による権限付与を承知していない例や、どのような場合に権限を行使できるかについて誤解している例もみられ、付与された権限を行使するための基盤が十分に整備されていない。

エ 貸金業法

平成18年の貸金業法（昭和58年法律第32号）改正による貸金業の適正化のための行為規制の強化等の規制の見直し等については、貸金業者や多重債務、あるいは法改正前に問題とされた取立行為や契約内容等に関する苦情・相談件数が、最も多い年度（貸金業者は19年度、多重債務及び取立行為は20年度、契約内容は21年度）と24年度を比較するといずれも減少していること等から、当初想定されていた効果は一定程度発現しているものと認められる。

ただし、偽装質屋やクレジットカードショッピング枠の現金化業者等による消費者被害がみられること等から、これらの事業者の動向や相談件数の推移及び消費者被害の発生状況を注視していく必要がある。

オ 商品先物取引法

平成21年の商品先物取引法（昭和25年法律第239号）改正による商品先物取引業への横断的な許可制の導入等については、商品先物取引及び海外商品先物取引に関する相談件数が、22年度と24年度を比較すると大幅に減少していることから、効果は一定程度発現していると認められる。

カ 金融商品取引法

- ① 平成21年の金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）改正によるFX業者に対するロスカット取引を適切に行うためのルールの整備等については、金融先物取引業協会の協会員が行うFX取引に関する苦情件数が、最も多い20年度と24年度を比較すると減少していること、及びFX業者等の未収金が改善され、出来高及び証拠金残高が安定的に増加していることから、効果が一定程度発現しているものと認められる。
- ② 平成23年の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）改正による無登録業者が行った未公開株の売付けを原則無効とする導入等については、未公開株に関する相談件数が、最も多い22年度と24年度を比較すると減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

キ 老人福祉法

平成23年の老人福祉法（昭和38年法律第133号）改正による有料老人ホームへの入居に係る権利金等の受領の禁止及び入居後一定期間での契約解除の場合の前払金の返還に係る契約の締結の義務付けについては、有料老人ホームの契約・解約に関する相談件数は法施行後も横ばいであるものの、施設数や入居定員数当たりでみると、法施行前に比べて減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

ク 法執行・指導監督における消費生活相談情報の活用

P I O - N E Tから得られた情報については、その活用を図っていく余地があるものと考えられ、P I O - N E Tの閲覧環境の整備とその利用の拡大により一層効果的な法執行・指導監督業務の実施が期待される。

一方で、P I O - N E Tの閲覧環境が整備されていない都道府県の法執行・指導監督担当部署に対する、消費生活相談担当部署からの個別相談事案の情報提供についての対応は、都道府県によって区々となっており、中には一切情報提供できないとしているところもみられる。

(2) 消費者向け施策

ア 地方消費者行政活性化交付金による効果の把握

① 地方消費者行政活性化交付金の効果について、消費者庁では消費生活相談員の増加等の状況により説明しようとしているほか、消費者被害に遭った人のうち「どこに相談すればよいのか分からなかった」又は「相談する適切な相手がいなかった」人の割合を減少させることにより消費者が安心して消費できる環境整備と公正な市場形成により消費拡大が実現する等の効果を想定しているが、本効果は検証できていない。また、調査した都道府県等では、交付金の効果として相談の質の向上や消費者意識の向上等を定量的に把握しているものはない。

② 最も交付額の多い消費者教育・啓発活性化に関する事業の効果については、多くの都道府県等でその効果を把握しておらず、定量的に把握しているものでは、その効果が疑わしい例もみられる。

③ 消費生活センターや消費生活相談窓口の設置及び機能強化に関する事業については、消費生活センターを設置した市区町村の中には相談件数やあっせんにより解決した件数が極めて少ないところが見られるなどその効果が不十分となっている。

イ 地方公共団体における消費生活相談の実施

① 消費生活相談の現場における基本的な用語である「あっせん」が表す行為や作用、「斡旋解決」が表す状態等が各々の消費生活センター等によって異なっている。また、それらの用語の使われ方の違いが、P I O - N E Tに登録された「斡旋解決」件数の多寡に影響を与え、都道府県等別の総相談件数に対する「斡旋解決」件数の割合（いわゆる「あっせん率」）に差が生じる要因の一つとなっている。

② 全国の消費生活センター等において平成24年1月から12月までの間に受け付けた相談の「受付情報」のP I O - N E Tへの登録所要日数は平均33.1日であり、このうち、調査した90消費生活センター等におけるセンター等別の登録所要日数をみると、最も短いところで平均3.8日、最も長いところで平均156.7日となっている。また、「受付情報」の登録の遅れは、下記エのとおり、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく消費者に対する注意喚起の遅れの要因の一つになっていると認められる。

ウ 財産被害に係る消費者事故等の消費者庁への通知

消費者安全法第12条第2項に基づく通知（以下「安全法12条2項通知」という。）を行う場合の考え方について、各府省では、全ての消費者事故等の相談を通知としている府省がある一方で、単なる相談は通知しないとしている府省もあるなどその取扱いが区々となっており、各府省の通知件数には大きなばらつきがみられる。また、調査した都道府県の中には、当該制度を承知していないとするところが4割以上みられる。

エ 消費者に対する注意喚起

消費者庁が注意喚起を実施した財産事案に係る13事例に関し、消費生活センター

等で受け付けた相談事案について、相談件数が最も多い月から注意喚起が実施された月までの期間が4か月以上となっているものが6事例みられる。

これは、全国の消費生活センター等における「受付情報」のP I O - N E Tへの登録が平均で1か月以上を要していることも要因と認められ、これを解消することにより、更に効果を発現させる余地がある。

オ 民事ルールを活用

消費生活相談員に対する意識等調査結果では、消費者取引の適正化に役立っている取組として、「民事ルールの策定」を挙げた消費生活相談員が60.8%と最も高くなっているなど民事ルールは、相談事案を解決するためのツールとしても有効なものとなっている。

カ 消費者に対する教育・啓発の実施

消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）の施行に際し作成された「消費者教育の体系イメージマップ」においては、目標を達成するために、どのような機関がどのような役割を果たしていくのかが明確でないなど関係府省における消費者教育に係る取組が一体的に進められていない。

また、調査した都道府県等において、自ら実施する教育・啓発の効果を把握しているものは約3割にとどまっているなど、その効果把握は不十分となっている。

○ 勧告

(1) 消費者取引の適正化に関する政策全体の政策目標の設定と指標の明確化

消費者庁は、その司令塔機能を発揮して政府全体としての消費者取引の適正化を推進するため、次の措置を講ずること。

- ① 消費者取引の適正化に向けた政府全体としての具体的な政策目標を設定し、当該目標達成に向けて展開しようとする個々の施策の体系化・構造化を図り、これらを次期消費者基本計画の改定に反映すること。
- ② その際、効果把握のための指標の設定を進めること。

(2) 個々の施策について講ずべき措置

ア 事業者に対する法執行・指導監督の機能強化

(特定商取引法関係)

① 特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握等

消費者庁は、特定商取引法の訪問購入に係る規制について、平成24年の改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、規制対象の物品及び規制対象外の物品に係る相談件数の推移並びに消費者被害の発生状況を定期的に把握し、その結果を特定商取引法の規定の施行状況の検討の際に活用すること。

② 特定商取引法の執行の機能強化

消費者庁は、特定商取引法における執行権限の機能を十分に発揮していくため、次の措置を講ずること。

- i) 都道府県に対し、標準的な調査手法等を提示するなど積極的な支援・助言を行うこと。
- ii) 都道府県に対し、執行ネットへの調査情報の登録基準を周知し、適時適切な調査情報の登録の徹底による積極的な情報共有を要請すること。
- iii) 広域的な被害が疑われる事案について、都道府県等との情報共有及びその対応に係る協議を行う場を設けるなどにより、都道府県等と積極的な連携を図ること。

(割賦販売法関係)

③ 都道府県が担う指導監督業務の支援強化

経済産業省は、都道府県が割賦販売法に基づき適切な指導監督を実施できるよう、都道府県に対し、実施方針の策定を含めた立入検査等の指導監督のノウハウの習得などについての支援・助言を行うこと。

(貸金業法関係)

④ ヤミ金等による消費者被害の発生の様態等の把握等

金融庁は、貸金業法上の登録業者ではないヤミ金等について、消費生活相談情報を集計・分析することにより、消費者被害の発生の様態等を把握するとともに、消費者庁、警察庁等と連携し、消費者に対する積極的な注意喚起等を行うこと。

イ 消費生活相談情報の法執行・指導監督業務への活用促進

消費生活センター等が受け付けた相談情報の活用により、一層効果的な法執行・指導監督の実施を図るため、次の措置を講ずること。

- i) 国土交通省は、地方整備局のP I O-N E Tの閲覧環境の整備を進め、その活用を図ること。
また、金融庁は、本庁及び財務局のP I O-N E Tの活用の拡大を図ること。
- ii) 消費者庁は、都道府県の法執行・指導監督担当部署におけるP I O-N E Tの閲覧環境の整備方針を明らかにし、その推進を図ること。
また、都道府県等の消費生活相談担当部署によって取扱いが異なる相談情報の提供の考え方の違いについて実態を把握すること。これを踏まえ、P I O-N E Tから得られる情報の提供に関し、標準的なルールを示すとともに、都道府県等に対し、当該ルールに沿った運営や消費生活相談担当部署から法執行・指導監督担当部署への相談情報の提供の仕組みの構築が行われるよう要請すること。
- iii) 金融庁、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省は、都道府県に対し、すでにP I O-N E Tの閲覧環境が整備されている場合にはその活用を図ることを要請するとともに、同環境が整備されていない場合には、①P I O-N E Tの閲覧環境の整備又は②上記ii)の仕組みの構築により法執行・指導監督担当部署におけるこれらの情報の活用を要請すること。

ウ 地方消費者行政活性化交付金事業の効果検証

消費者庁は、地方消費者行政活性化交付金事業の効果的かつ効率的な実施を図るため、次の措置を講ずること。

- i) 全体としての事業実施のねらいや期待される効果を明らかにし、効果把握のための指標を設定した上で、その効果を検証すること。
- ii) 特に、同交付金投入の割合が高い消費者教育・啓発に関する事業及び消費生活センター等の設置・機能強化に関する事業については、これらの事業類型ごとの目標を設定し、目標の達成状況を把握するための指標を設定した上でその効果を検証すること。
- iii) 都道府県等がこれらの交付金により実施する個々の事業の効果を把握・検証し、それを踏まえ同交付金の交付に当たって活用する仕組みを構築すること。

エ 消費生活相談の的確な実施の推進

消費者庁は、都道府県等における消費生活相談の的確な実施を推進し、その実施状況や効果を把握するための指標の一つとして「あっせん率」及び「被害回復額」を活用するため、国民生活センターと連携し、次の措置を講ずること。

- i) 消費生活相談における「あっせん」については、「消費生活相談対応マニュアル」に沿った取組が的確に捕捉できるように、P I O-N E Tへの相談情報の入力・分類基準を策定すること。
- ii) 消費生活相談における「斡旋解決」、「被害回復額」等については、定義を明らかにするとともに、その基本的考え方や標準となる基準を示し、加えて、その考え方や基準に沿った取組が的確に捕捉できるように、P I O-N E Tへの相談情報の入力・分類基準を策定すること。
- iii) 上記i)及びii)に沿った消費生活相談業務の運用が行われるよう都道府県等に支援・助言・要請を行うこと。

オ P I O-N E Tへの情報登録の迅速化

消費者庁は、登録される情報の有用性にも留意しつつ、P I O-N E Tを活用した相談情報の共有、消費者への注意喚起及び事業者指導等の迅速化を図るため、次の措置を講ずること。

- i) P I O-N E Tが消費者への注意喚起及び事業者指導等の有効な情報源となっていることを踏まえ、P I O-N E Tへの登録に長期間を要している都道府県等に対し、登録の迅速化を要請すること。
- ii) 国民生活センターの中期目標の一つである「P I O-N E T刷新後における相談受付からP I O-N E Tに登録されるまでの平均日数を10日以内に短縮すること」の達成に向け、消費生活相談カード記載要領の改訂等の同法人の業務運営の的確な管理を行うこと。

カ 財産被害の通知制度の運用の的確化

消費者庁は、財産被害に係る安全法 12 条 2 項通知の有効性及び効率性の確保を図るため、次の措置を講ずること。

- i) 安全法 12 条 2 項通知の活用状況と効果を検証すること。
- ii) その上でマニュアルの見直し、改訂を行うなど安全法 12 条 2 項に基づき通知すべき事項の一層の明確化を図ること。
- iii) 関係府省及び都道府県等に対して、上記の明確化を図った事項の周知を徹底するとともに、当該事項を踏まえた的確な運用を要請すること。

キ 消費者教育の的確な推進

消費者庁は、消費者教育推進法の理念の下に、消費者教育を前面に立って実施する都道府県等が、消費者教育の対象者の属性や特性に応じ、効果的に消費者に対する教育・啓発を進めるために、次の措置を講ずること。

- i) 関係府省と連携し、学校や見守り体制等の既存のネットワークも含め、関係する機関等の役割分担を明確にし、実施内容の充実や重点化を図るための方策を示すこと。
- ii) 消費者教育推進基本方針の中間的な見直しに向けて、消費者教育施策の推進を図るための目標及び当該目標の達成状況を測るための指標を設定した上で、消費者教育推進法に基づく円滑な施策の推進が図られるよう評価・検証を行うこと。

次のテーマについては、平成 27 年度において、以下のとおり、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている。

テーマ名	食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
○ 目的	<p>食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとされているが、近年、国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事といった食生活の乱れ、肥満や生活習慣病の増加、「食」の安全の確保、さらには家庭における共食機会の減少等様々な課題が指摘されている。</p> <p>このような状況を受け、食育基本法（平成17年法律第63号）に基づき設置された食育推進会議（会長：内閣総理大臣）は、平成18年3月、「食育推進基本計画」（対象期間：平成18年度から22年度まで）を策定し、国は、同計画に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところである。しかし、同計画において設定された数値目標9項目のうち7項目の目標値が達成されていない状況であった。</p> <p>また、平成23年3月には、「第2次食育推進基本計画」（対象期間：平成23年度から27年度まで）が策定され、数値目標11項目について定量的な目標値が設定され、引き続き、国において食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされている。</p> <p>他方、各府省が実施する食育の推進に関する事業の中には、行政事業レビュー等において、廃止や予算要求の縮減といった評価を受けているものがみられる。</p> <p>この政策評価は、以上のような状況を踏まえ、食育の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものである。</p>
○ 主な調査項目	<ol style="list-style-type: none">① 食育の推進に関する政策の現状② 食育の推進に関する政策の効果の発現状況
○ 調査等対象機関	内閣府、消費者庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等

(注) 本概要中の「総務省」は、法第 2 条第 1 項の規定に基づく「行政機関」としての総務省である。

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成25年度において評価の結果を取りまとめた「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」について、前回報告の状況及びその後の状況は下記アのとおりである。また、平成26年度において評価の結果を取りまとめた「消費者取引に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記イのとおりである。

ア 評価の結果の政策への反映状況（前回報告の状況及びその後の状況）

テーマ名	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成25年6月25日)
関係行政機関	内閣府、厚生労働省、文部科学省

(注)「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果

○ 評価の観点

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成19年12月18日策定、22年6月29日改定。以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月18日策定、22年6月29日改定。以下「行動指針」という。）に基づくワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策について、関係行政機関の各種施策等が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

○ 評価の結果

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の現状

ア ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況

憲章及び行動指針に基づくワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況として、行動指針策定時又は改定時以降の14指標の動向をみると、①数値が多少とも改善しているものが11指標あること、②指標の数値目標の達成に向けた施策・事業として一定の有効性が認められる国の施策・事業があることなどから、本政策による一定の効果もあったものと考えられる。

イ 国におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制等

- ① 内閣府では、指標に対応する国の施策・事業の位置付けを行っていないことから、各指標と国の施策・事業との関連性が明確になっておらず、数値目標の達成に向けた国の施策・事業の効果の把握・分析等を行うことは、困難なものとなっている。
- ② 「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」（以下「評価部会」という。）（注1）における点検・評価は、指標の全てについて、数値目標の達成に向けた各主体（企業、働く者、国民、国及び地方公共団体）の取組による効果等の分析が行われておらず、また、点検・評価結果に基づく国の施策・事業の見直しなど政策への反映が十分図られていない。
- ③ 「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議」（以下「連携推進会議」という。）（注2）の状況をみると、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業を効率的かつ効果的に推進するための連携推進会議を活用した連携は行われていない。

(注1)「仕事と生活の調和連携推進・評価部会の開催について」（平成20年4月7日官民トップ会議決定。以下「評価部会開催要綱」という。）に基づき開催されている。

(注2)「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議の開催について」(平成20年4月11日関係省庁申合せ、22年8月24日一部改定。以下「連携推進会議開催要綱」という。)に基づき、関係府省を構成員として開催されている。

ウ 地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制等

調査した地方公共団体の中には、企業や労働者の代表者と関係市町村による連携等、官民が一体となってワーク・ライフ・バランスを推進しているものがみられた。

(2) 指標及び国の施策・事業の有効性等

ア 就業率及びフリーターの数

「就業率」及び「フリーターの数」の各指標については、現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、フリーターの割合や若年層の不本意非正規の割合といった参考指標の設定の必要があると考えられる。

イ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合

本指標については、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会の実現に向けた政策効果を把握するために有効なものと考えられる。

ウ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合及び年次有給休暇取得率

労働時間等設定改善推進助成金(以下「推進助成金」という。)事業については、推進助成金受給団体の傘下事業場において、平均所定外労働時間及び平均年次有給休暇取得率の改善の傾向がみられたが、厚生労働省において、傘下事業場における週労働時間60時間以上の雇用者の割合等の定量的な把握は行われていない。

「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」及び「年次有給休暇取得率」の数値目標の達成に向けて、企業における労働時間等の設定の改善を一層促進するため、助成以外の手法も含め、意欲の低い企業にもインセンティブが働き、効果が広範に及ぶ施策・事業の実施について幅広く検討することが望まれる。

エ メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合

「メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合」については、現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合といった参考指標の設定の必要があると考えられる。

メンタルヘルス対策支援センター事業(以下「支援センター事業」という。)は、数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められるが、①支援センターによる個別訪問支援の実績が委託契約書に規定された訪問件数を下回っている、②都道府県労働局と支援センターとの連携が不十分等の課題がみられた。

オ 在宅型テレワーカーの数

本指標について、現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数等を参考指標に設定するとともに、平成27年以降の政策効果を的確に把握・検証するため指標の見直しを行う必要があると考えられる。

カ 短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)

均衡待遇・正社員化推進奨励金(短時間正社員制度)等については、企業において短時間正社員制度が導入されるなどの効果がみられた。

キ 自己啓発を行っている労働者の割合

キャリア・コンサルティングの環境整備事業について、キャリア・コンサルティングを受ける者を増やすことは、数値目標の達成に向けて、一定の有効性が認められる。

ク 第1子出産前後の女性の継続就業率及び男性の育児休業取得率

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画の策定等や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づく育児のための両立支援制度に関する周知・啓発、指導等の取組については、数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められる。

本取組については、①努力義務のある企業における一般事業主行動計画の策定等の促進、②中小規模の事業者等への育児・介護休業法の周知及び規定整備の徹底などの課題がみられた。

ケ 保育等の子育てサービスを提供している割合

(ア) 保育等の子育てサービスを提供している割合（保育サービス（3歳未満児））

「保育等の子育てサービスを提供している割合（保育サービス（3歳未満児））」の算定方法において、認可保育所の利用児童数のみが計上されていることから、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（注3）に基づく新制度の本格施行を見据え、算定方法の見直しを行う必要性が生じると考えられる。

家庭的保育事業については、数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められるが、市町村における家庭的保育事業の拡大に当たって、家庭的保育者の「なり手」の確保が困難となっているなどの課題がみられた。

（注3）子ども・子育て関連3法とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）をいう。以下同じ。

(イ) 保育等の子育てサービスを提供している割合（放課後児童クラブ（小学1年～3年））

放課後児童健全育成事業等については、数値目標の達成に向けた施策・事業として、相当程度の有効性が認められるが、放課後児童クラブの拡充に当たって実施場所等が困難となっているなどの課題がみられた。

コ 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間

男性の育児休業の取得促進事業については、数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められる。

(3) 事業主としての国のワーク・ライフ・バランスへの取組状況

ア 職員のワーク・ライフ・バランスへの取組状況

国家公務員の年間超過勤務時間数は、横ばいで推移している。総務省では、国会関係業務、法令協議等の他律的な業務が多いことが主な要因として考えられるとしている。

男性職員の育児休業取得率は、低い水準で推移している。総務省では、業務が繁忙であり他の人の迷惑になることなどが主な要因として考えられるとしている。

イ 公共調達におけるワーク・ライフ・バランスの推進方策の取組状況

各府省では、ワーク・ライフ・バランス等に関連する調査事業等において、総合評価落札方式による一般競争入札を実施する際、ワーク・ライフ・バランス等に関する評価項目を加点事由として評価項目に盛り込むこととしているが、平成23年度は3府省に

において14事業のみとなっている。

○ 勧告

(1) 国の施策・事業に関する点検・評価機能等の充実

① 複数の個別事業が含まれる施策・事業や毎年度の予算措置を必要としない施策・事業を含め、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する主要な国の施策・事業については、ロジック・モデルを作成することなどにより、設定された数値目標に対応する施策・事業を明確に位置付けること。
(内閣府)

② 憲章及び行動指針の点検・評価を担う評価部会の活動をより実効あるものとするため、評価部会において、数値目標の達成に向けた各主体の取組状況の把握及びその効果の分析を行い、その結果に基づき国の施策・事業の見直しを行うこと。

また、その旨を評価部会開催要綱等に明確に記載すること。
(内閣府)

③ 同一の数値目標に対応する国の施策・事業について、関係府省間の重複の排除や連携の強化等により、施策・事業の有効性及び効率性を高める観点から連携推進会議の活用を図ること。

また、評価部会の点検・評価結果を踏まえた国の施策・事業の見直しを連携推進会議の機能として位置付け、その旨を連携推進会議開催要綱等に明確に記載すること。

(内閣府)

(2) 指標の設定等に関する見直しの実施

数値目標の達成に向けた現状の把握及び国の施策・事業の効果のよりきめ細かな把握・検証に資するため、フリーターの割合、若年層の不本意非正規の割合、メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合、勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数等について参考指標を設定するよう、見直しを行うこと。

また、在宅型テレワーカーの数については、平成27年以降の政策効果を的確に把握・検証するため、指標の見直しを行うこと。

さらに、保育等の子育てサービスを提供している割合（保育サービス（3歳未満児））については、子ども・子育て関連3法に基づく新制度における保育サービスの充実に向けた取組等を踏まえ、指標の算定方法の見直しを行うこと。
(内閣府)

(3) 国の施策・事業の効果的な取組の推進

① 推進助成金事業については、週労働時間60時間以上の雇用者の割合の数値目標の達成に向けてより効果的な事業とするため、平均所定外労働時間の削減に加え、週労働時間60時間以上の雇用者の割合の削減に向けた取組を事業内容に盛り込むよう、見直しを行うこと。

また、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得の更なる推進を図るため、助成以外の手法も含め、意欲の低い企業にもインセンティブが働き効果が広範に及ぶ施策・事業について、幅広く検討すること。
(厚生労働省)

② 支援センター事業については、次の措置を講ずること。

i) 事業場に対する周知の効果的な実施や訪問支援の適切な実施が確保されるよう事業の実施方法を検討し、その結果を踏まえ、契約内容等の見直しを行うこと。

ii) 都道府県労働局に対し、支援センターとの連携を適切に実施するとともに、同事業の一層の周知を図るよう指導すること。
(厚生労働省)

- ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等や育児・介護休業法に基づく育児のための両立支援制度に関する周知・啓発、指導等の取組については、効率的かつ効果的な実施方策を検討の上、同計画の策定等や育児休業制度の規定整備等が進んでいない中小規模の事業者等に対し、重点的に実施すること。（厚生労働省）
- ④ 家庭的保育事業については、家庭的保育者の確保を効果的に行っている推奨事例を収集し、市区町村等に対し情報提供を行うこと。（厚生労働省）
- ⑤ 放課後児童クラブについては、市区町村等に対し、余裕教室等の活用に関する推奨事例を情報提供するとともに、市区町村の担当部局と教育委員会の連携が一層図られるよう要請すること。（厚生労働省及び文部科学省）

※ 下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成26年6月13日）以降に係る行政機関がとった措置である。

報告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び□その後の状況)
<p>(1) 国の施策・事業に関する点検・評価機能等の充実</p> <p>① 複数の個別事業が含まれる施策・事業や毎年度の予算措置を必要としない施策・事業を含め、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する主要な国の施策・事業については、ロジック・モデルを作成することなどにより、設定された数値目標に対応する施策・事業を明確に位置付けること。 (内閣府)</p> <p>② 憲章及び行動指針の点検・評価を担う評価部会の活動をより実効あるものとするため、評価部会において、数値目標の達成に向けた各主体の取組状況の把握及びその効果の分析を行い、その結果に基づき国の施策・事業の見直しを行うこと。</p> <p>また、その旨を評価部会開</p>	<p>(内閣府)</p> <p>① 数値目標に対応する国の主な施策・事業(平成25年度分)については、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業を明確にした一覧を作成し、平成25年11月13日に開催された第27回評価部会において報告を行った。今後、評価部会では、目標数値に向けて各指標の改善を図るため、各主体において対応策を検討し、取組を加速していく際に、当該一覧を検討材料の一つとして活用する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業を明確にした一覧を平成26年度に実施する施策・事業に更新し、平成26年5月29日に開催された第29回評価部会において報告を行った。 評価部会では、当該一覧を検討材料の一つとして活用しつつ、目標数値に向けて各指標の改善を図るため、各主体において対応策を検討し、その内容を「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2014」(平成27年2月19日公表)に取りまとめた。</p> </div> <p>(内閣府)</p> <p>② 平成25年は数値目標設定時(平成19年)と数値目標の達成年(平成32年)までのほぼ中間年に当たるため、評価部会において、数値目標のフォローアップを実施し、「順調ではないものの進捗している」指標や「進捗していない」指標について、その要因を分析した上で、課題と今後取り組むべき方向性について検討を行った。 また、その検討結果を踏まえ、「今後、2020年の目標数値に向けた進捗状況に遅れがみられる指標については、その改善を図るため、労使はもとより、各主体の取組を支援する国や地方公共団体においても、本レポートで明らかとなった課題への対応について検討し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を加速していく」(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2013(平成25年12月26日公表)) こととした。 なお、評価部会の年度計画等の資料においても、取組の</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>催要綱等に明確に記載すること。 (内閣府)</p> <p>③ 同一の数値目標に対応する国の施策・事業について、関係府省間の重複の排除や連携の強化等により、施策・事業の有効性及び効率性を高める観点から連携推進会議の活用を図ること。 また、評価部会の点検・評価結果を踏まえた国の施策・事業の見直しを連携推進会議の機能として位置付け、その旨を連携推進会議開催要綱等に明確に記載すること。 (内閣府)</p>	<p>加速化について上記と同様の旨を明記する予定である。</p> <p>② 平成26年5月29日に開催された第29回評価部会において、数値目標のうち2020年の目標達成に向けた進捗状況に遅れがみられる主な項目(長時間労働の抑制、年次有給休暇取得の促進、女性の継続就業の促進、男性の育児・家事参画の促進及び仕事と介護の両立)について、課題への対応策を検討した。 また、平成26年9月10日の第30回評価部会及び同年10月8日の第31回評価部会において、各主体の進捗状況を議論し、労働時間等設定改善に向けた取組の推進、テレワークの一層の普及・促進、イクメンプロジェクトの実施、仕事と介護の両立が可能な働き方モデルの普及啓発等、今後の取り組むべき事項を「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2014」に取りまとめた。 なお、第29回評価部会で合意された平成26年度の活動方針に、評価部会において、各主体の取組状況を把握・分析し、その結果に基づく課題への対応を検討する旨を明記した。 (内閣府)</p> <p>③ 連携推進会議は、評価部会の議論を関係省庁における施策展開に有機的に反映させるため、評価部会と合同で開催されてきた。しかし、勧告を踏まえ、関係省庁間の更なる連携強化のため、連携推進会議の単独開催(平成26年4月頃の見込み)等による各施策・事業に関する情報共有及び必要な連携も含め、連携推進会議の活用を図ることとする。 また、開催要綱等に「関係省庁連携推進会議においては、評価部会の点検・評価結果を踏まえ、国の施策・事業の見直しを行う」旨を明記する予定である。</p> <p>③ 平成26年4月11日に、連携推進会議を単独で開催し、26年度に関係府省が実施する各施策・事業に関する情報共有を行うとともに、必要な連携を図ることとした。 また、連携推進会議の開催要綱を同日付で改定し、「評価部会の点検・評価結果を踏まえ、国の施策・事業の見直しを行う」旨を明記した。</p>
<p>(2) 指標の設定等に関する見直しの実施 数値目標の達成に向けた現状の把握及び国の施策・事業の効果のよりきめ細かな把握・検証に資するため、フリーターの割合、若年層の不本意非正規の割合、メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合、勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数等について参考指標を設定するよう、見直しを行うこと。</p>	<p>(内閣府) 数値目標が設定された指標については毎年の進捗状況を把握・分析し、評価部会に報告し、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」として公表している。当該把握・分析を行う際、数値目標が設定された指標に関連する指標についても、併せて分析を行うこととした。 具体的には、平成25年度から、「フリーターの数」に関連して「フリーターの割合」及び「若年層の不本意非正規の割合」、「メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合」に関連して「メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合」を参考として分析を行った。 「在宅型テレワーカーの数」については、関連する指標として平成26年度以降、「勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数」の動向を把握・分析し、今後の取組に役立てる予定である。このため、現在、「勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカー数」の定義・算定方法について、</p>

<p>勧告</p>	<p>政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)</p>
<p>また、在宅型テレワーカーの数については、平成 27 年以降の政策効果を的確に把握・検証するため、指標の見直しを行うこと。</p> <p>さらに、保育等の子育てサービスを提供している割合(保育サービス(3歳未満児))については、子ども・子育て関連3法に基づく新制度における保育サービスの充実に向けた取組等を踏まえ、指標の算定方法の見直しを行うこと。 (内閣府)</p> <p>(3) 国の施策・事業の効果的な取組の推進 ① 推進助成金事業については、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の数値目標の達成に向けてより効果的な事業とするため、平均所定外労働時間の削減に加え、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の削減に向けた取組を事業内容に盛り込むよう、見直しを行うこと。 また、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得の更なる推進を図るため、助成以外の手法も含め、意欲の低い企業にもインセンティブが働き効果が広範に及ぶ施策・事業について、幅広く検討すること。 (厚生労働省)</p>	<p>「在宅型テレワーカーの数」等を算定するため現在国土交通省が実施している「テレワーク人口実態調査」において検討を行っている。</p> <p>平成 26 年度においても、25 年度に引き続き、「フリーターの割合」及び「若年層の不本意非正規の割合」、「メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合」を参考として分析を行うとともに、26 年度から、新たに「在宅型テレワーカーの数」に関連して国土交通省が実施している「テレワーク人口実態調査」により、「勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数」を把握し、参考として分析を行った。</p> <p>在宅型テレワーカーの数に係る指標の見直しについては、目標年である 2020 年に向けて、他の指標の達成状況等も踏まえ、検討する予定である。</p> <p>「在宅型テレワーカーの数」に係る指標の見直しについては、平成 27 年中を目途に検討する予定である。</p> <p>「保育等の子育てサービスを提供している割合(保育サービス(3歳未満児))」については、子ども・子育て関連3法に基づく新制度の実施に伴い、平成27年度以降、指標の算定方法に、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)の利用児童数も含めることとし、今後の取組に役立てる。</p> <p>「保育等の子育てサービスを提供している割合(保育サービス(3歳未満児))」については、子ども・子育て関連3法に基づく新制度の実施に伴い、平成27年度以降、指標の算定方法に、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)の利用児童数も含めることとし、厚生労働省が実施している「保育所関連状況取りまとめ」において把握する方向で検討を行っている。</p> <p>(厚生労働省) ① 平成 25 年度から、推進助成金事業終了後に週労働時間 60 時間以上の雇用者が存在する事業場に対して働き方・休み方改善コンサルタントによる指導を行うこととした。 さらに、平成 26 年度は、推進助成金を受給した中小企業事業主団体の傘下事業場における週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合が推進助成金受給前より増加した事業主に対して、推進助成金事業終了後に、働き方・休み方改善コンサルタントによる指導に加えて、中小事業主団体による指導が行われるよう、都道府県労働局が同団体に対し働きかけを行うこととしている。 また、平成 26 年 3 月に、週労働時間が 60 時間以上の雇用者の割合が高い業種である情報通信業や、年次有給休暇の取得率が低調な宿泊業に係る働き方の改善方法を盛り込んだハンドブックを作成したところであり、平成 26 年度においても他の新たな職種に係るハンドブックを作成することとしている。</p> <p>① 平成 25 年度から、推進助成金事業終了後に週労働時間 60 時間以上の雇用者が存在する事業場に対して働き方・休</p>

<p>勧告</p>	<p>政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)</p>
<p>② 支援センター事業については、次の措置を講ずること。 i) 事業場に対する周知の効果的な実施や訪問支援の適切な実施が確保されるよう事業の実施方法を検討し、その結果を踏まえ、契約内容等の見直しを行うこと。</p>	<p>み方改善コンサルタントによる指導を実施した(13 事業場中 2 事業場)。今後も引き続き、指導を実施することとしている。</p> <p>さらに、平成 26 年度は、推進助成金を受給した中小企業事業主団体の傘下事業場における週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合が推進助成金受給前より増加した事業主に対して、推進助成金事業終了後に、働き方・休み方改善コンサルタントによる指導に加え、中小企業事業主団体による指導が行われるよう、都道府県労働局が同団体に対し働きかけを行った(その結果は平成 27 年度当初に把握する予定である。)</p> <p>なお、これに先立ち、平成 26 年度は、25 年度に推進助成金を受給した中小企業事業主団体のうち推進助成金事業終了後に週労働時間 60 時間以上の雇用者が存在する傘下事業場を有する 4 団体中 2 団体を都道府県労働局が直接訪問し、時間外労働の削減について傘下事業場を重点的に指導するよう要請した。</p> <p>また、平成 26 年度は、地域の中で中核的な役割を担い、地域内の他企業への好影響が期待される地方銀行業及び我が国の基幹産業の一つであり、産業界への影響力や波及効果の拡大が見込める電機・電子・情報通信産業に係る働き方の改善方法等を盛り込んだハンドブックを作成し、27 年 3 月に、関係する業界団体、労働組合及び都道府県労働局を通じて広く事業主に対し周知した。</p> <p>なお、推進助成金については、制度創設から 9 年が経過し、一定の役割を終えたと考えられるため、平成 26 年度限りで廃止した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>②についての措置状況は次のとおりである。</p> <p>i) 支援センター事業を含む産業保健支援に関する三事業については、平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」において、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構を統合した法人において一元的に実施することとされたことから、一元化のメリットをいかしたより効果的な事業場への支援が図られるよう事業内容の見直しを行うこととした。これに伴い、支援センター事業を平成 25 年度限りとし、他の産業保健支援事業も一元化した産業保健活動総合支援事業を新たに統合した法人に実施させ、当該新規事業の中で事業場のメンタルヘルス対策に係る個別のニーズに応じた訪問支援等の適切な実施を図ることとしている。</p> <p>i) 支援センター事業については、平成 26 年度から、産業保健推進センター事業及び地域産業保健事業と一元化し、独立行政法人労働者健康福祉機構が実施主体となって産業保健活動総合支援事業として実施している。事業場への周知については、旧地域産業保健事業が対象としていた小規模事業場も含め、一元化に際して新たに作成したリーフレット等を用いて、個別指導等のあらゆる機会を捉えて効果的な周知に努めている。</p> <p>また、独立行政法人労働者健康福祉機構は、訪問支援を適切に実施するため、産業保健活動総合支援事業の実</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>ii) 都道府県労働局に対し、支援センターとの連携を適切に実施するとともに、同事業の一層の周知を図るよう指導すること。 (厚生労働省)</p>	<p>施に当たり、産業保健総合支援センター及び地域窓口(地域産業保健センター)単位で、訪問支援などの事業ごとに、実態に応じた数値目標を設定している。</p> <p>ii) 勧告を踏まえ、都道府県労働局に対し、これまで以上に、支援が必要な事業場に係る情報を支援センターに提供すること、支援センターを周知することを内容とする「平成 25 年度メンタルヘルス対策支援事業の積極的な活用について」(平成 25 年 9 月 6 日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長事務連絡)を発出した。 また、平成 26 年度の新規事業においても、新規事業実施者と上記情報を共有することなどにより、連携を図ることとしている。</p> <p>ii) 産業保健活動総合支援事業の実施に当たり、都道府県労働局長に対して、「平成 26 年度から実施する産業保健活動総合支援事業の支援について」(平成 26 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 1 号厚生労働省労働基準局長通知)を発出した。当該通知において、産業保健総合支援センターから求めがあった場合に、同センターの重点的な支援が必要と考えられる事業場情報を提供するように指示するなど、同センターとの適切な連携の実施を図っている。 また、個別指導や集団指導、各種会議等のあらゆる機会を捉えて、事業者や関係団体等に対して本事業の積極的な周知を図るとともに、小規模事業場等に対する各種指導において、産業保健活動に係る取組方法が分からず、産業保健上の課題を抱えている事業場を把握した際には、産業保健総合支援センターの利用を勧奨するなどの取組も行っている。</p>
<p>③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等や育児・介護休業法に基づく育児のための両立支援制度に関する周知・啓発、指導等の取組については、効率的かつ効果的な実施方策を検討の上、同計画の策定等や育児休業制度の規定整備等が進んでいない中小規模の事業者等に対し、重点的に実施すること。 (厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>③ 次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)及び育児・介護休業法の周知・啓発、指導等については、「平成 25 年度地方労働行政運営方針」(平成 25 年 5 月 16 日付け地発 0516 第 4 号、基発 0516 第 3 号、職発 0516 第 21 号、能発 0516 第 1 号、雇発 0516 第 2 号)においてその実施を定めており、中小規模の事業者等も含めて、引き続き取り組んでいる。 また、各都道府県労働局長宛てに毎月発出する「当面の重点的施策・業務」においても、 i) 10 月は次世代法に基づく認定マーク(くるみん)の取得促進、 ii) 7 月は中小企業に対し、育児休業制度の規定整備等の指導のほか、中小企業両立支援助成金や、両立支援推進のための好事例の普及等を重点的に実施するよう指示した。 なお、中小企業で働く労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰を支援するため、「中小企業における育休復帰支援プログラム事業」を平成 26 年度予算に盛り込んだ。</p>
	<p>③ 平成 26 年 4 月に改正された次世代法において、 i) 法律の有効期限の 10 年間延長 ii) 特例認定(「プラチナくるみん」認定)制度の創設</p>

<p>勧告</p>	<p>政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)</p>
<p>④ 家庭的保育事業については、家庭的保育者の確保を効果的に行っている推奨事例を収集し、市区町村等に対し情報提供を行うこと。 (厚生労働省)</p> <p>⑤ 放課後児童クラブについては、市区町村等に対し、余裕教室等の活用に関する推奨事例を情報提供するとともに、市区町村の担当部局と教育委員会の連携が一層図られるよう要請すること。 (厚生労働省及び文部科学省)</p>	<p>が盛り込まれた。 あわせて、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 130 号）において、労働者数 300 人以下の中小規模の事業主については次世代法に基づく認定（くるみん認定）の基準に設けている特例の内容の見直しを実施し、両立支援の取組を促進している。 また、くるみん認定を受けた企業に対する税制優遇措置（くるみん税制）を平成 29 年度末まで延長し、その中で、労働者数 100 人以下の中小企業に対して高い割増償却率を設定し、くるみん認定取得の取組を促進している。 加えて、平成 26 年度に創設した「中小企業における育休復帰支援プログラム事業」により、労働者の円滑な育休取得・職場復帰を図るための育休復帰支援プランの作成支援を行うとともに、中小企業両立支援助成金に「育休復帰支援プランコース」を創設し、当該助成金を支給する等により、中小企業における労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援している。 さらに、育児休業中の代替要員の確保を行う事業主のコスト負担を軽減するため、平成 27 年度予算案に中小企業両立支援助成金における「代替要員確保コース」の拡充を盛り込んだ。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>④ 平成 25 年 9 月から 12 月まで、厚生労働省アフターサービス推進室において、家庭的保育に関する調査を実施しており、この調査結果を踏まえて、26 年 3 月 31 日に家庭的保育者の確保を効果的に行っている事例を取りまとめ、地方公共団体に情報提供した。</p> <p>④ 平成 25 年 9 月から 12 月まで、厚生労働省アフターサービス推進室において、家庭的保育に関する調査を実施しており、この調査結果を踏まえて、26 年 3 月 31 日に家庭的保育者の確保を効果的に行っている事例を取りまとめ、地方公共団体に情報提供した。今後、地方公共団体等から家庭的保育者の確保について問い合わせがあった場合には、引き続き、当該事例の紹介等を行う。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⑤ 厚生労働省において、子ども・子育て支援新制度の施行に向け、放課後児童クラブの設備及び運営に関する省令基準を定めることから、平成 25 年 5 月に社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設置され、同委員会で、放課後児童クラブと小学校等の関係機関との連携等に関する省令上の位置付け等も含め、議論が行われた。同委員会における取りまとめを基に、省令基準の作成をしているところであり、できるだけ速やかに公布する予定である。 これらの取組状況も踏まえながら、省令基準制定後を目途に、文部科学省とも連携し、教育委員会と首長部局との連携による余裕教室の活用を促す通知を発出するとともに、推奨事例の情報提供を行う予定である。</p> <p>⑤ 共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省・厚生労働省が共同して「放課後子ども総合プラン」（平成 26 年 7 月 31 日付け 26 文科生第 277 号、雇児 0731 第 4 号、文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を策定し、全国の都道府県等に通知した。当該プランにおいて、市区町村の担当部局と教育委員会の連携については、学校は、放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、立場を越えて、放課後対策について、連携して取り組むことが重要であり、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進することとした。</p> <p>また、平成 26 年 8 月及び 27 年 2 月に、文部科学省と厚生労働省が合同で各都道府県・市区町村向け担当者説明会を開催し、余裕教室の活用等の取組事例を提供するなど、市区町村の担当部局と教育委員会の連携が一層図られるよう要請した。</p> <p>さらに、平成 26 年 8 月に、文部科学省から、余裕教室の放課後児童クラブ等への活用事例を紹介したパンフレット「子供と地域を元気にする余裕教室の活用」を全国の都道府県等に配布することで、推奨事例の情報提供を行った。</p> <p>なお、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）は平成 26 年 4 月に策定・公布済みである。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>⑤ 厚生労働省において、子ども・子育て支援新制度の施行に向け、放課後児童クラブの設備及び運営に関する省令基準を定めることから、平成 25 年 5 月に社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設置され、同委員会で、放課後児童クラブと小学校等の関係機関との連携等に関する省令上の位置付け等も含め、議論が行われた。同委員会における取りまとめを基に、厚生労働省において、省令基準の作成をしているところであり、できるだけ速やかに公布する予定である。</p> <p>これらの取組状況も踏まえながら、今後厚生労働省の省令基準制定後を目途に、教育委員会と首長部局との連携による余裕教室の活用を促す通知を発出するとともに、推奨事例の情報提供を行う予定である。</p> <p>⑤ 共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省・厚生労働省が共同して「放課後子ども総合プラン」（平成 26 年 7 月 31 日付け 26 文科生第 277 号、雇児 0731 第 4 号、文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を策定し、全国の都道府県等に通知した。当該プランにおいて、市区町村の担当部局と教育委員会の連携については、学校は、放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>立場を越えて、放課後対策について、連携して取り組むことが重要であり、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進することとした。</p> <p>また、平成 26 年 8 月及び 27 年 2 月に、文部科学省と厚生労働省が合同で各都道府県・市区町村向け担当者説明会を開催し、余裕教室の活用等の取組事例を提供するなど、市区町村の担当部局と教育委員会の連携が一層図られるよう要請した。</p> <p>さらに、平成 26 年 8 月に、文部科学省から、余裕教室の放課後児童クラブ等への活用事例を紹介したパンフレット「子供と地域を元気にする余裕教室の活用」を全国の都道府県等に配布することで、推奨事例の情報提供を行った。</p> <p>なお、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)は平成 26 年 4 月に策定・公布済みである。</p>

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

イ 評価の結果の政策への反映状況

テーマ名	消費者取引に関する政策評価(総合性確保評価) (勧告・公表日:平成 26 年 4 月 18 日)
関係行政機関	消費者庁、金融庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果については、195～200 ページを参照。

下表は、平成 26 年 10 月 20 日に消費者庁、10 月 29 日に金融庁、10 月 27 日に厚生労働省、10 月 30 日に経済産業省、11 月 4 日に国土交通省がそれぞれ回答したものについて、平成 27 年 3 月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況
<p>(1) 消費者取引の適正化に関する政策全体の政策目標の設定と指標の明確化</p> <p>消費者庁は、その司令塔機能を発揮して政府全体としての消費者取引の適正化を推進するため、次の措置を講ずること。</p> <p>① 消費者取引の適正化に向けた政府全体としての具体的な政策目標を設定し、当該目標達成に向けて展開しようとする個々の施策の体系化・構造化を図り、これらを次期消費者基本計画の改定に反映すること。</p>	<p>(消費者庁)</p> <p>平成 27 年度から 31 年度までを対象期間とする消費者基本計画(平成 27 年 3 月 24 日閣議決定)において、消費者政策の推進により「目指すべき姿」として、消費者の権利が尊重され、安全な商品・サービスを安心して消費できること、消費の効用・満足度が高まり、豊かな消費生活を営めること及び消費者が公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画することを示した。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>② その際、効果把握のための指標の設定を進めること。</p> <p>(2) 個々の施策について講ずべき措置 関係府省は、政府全体として消費者取引の適正化を一層推進する観点から、個々の施策の実施段階において生じている課題を解消し、更なる効果発現に向けた取組を進めるため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>ア 事業者に対する法執行・指導監督の機能強化 (特定商取引法関係)</p> <p>① 特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握等 消費者庁は、特定商取引法の訪問購入に係る規制について、平成24年の改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、規制対象の物品及び規制対象外の物品に係る相談件数の推移並びに消費者被害の発生状況を定期的に把握し、その結果を特定商取引法の規定の施行状況の検討の際に活用すること。</p> <p>② 特定商取引法の執行の機能強化 消費者庁は、特定商取引法における執行権限の機能を十分に発揮していくため、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 都道府県に対し、標準的な調査手法等を提示するなど積極的な支援・助言を行うこと。</p>	<p>さらに、この目標達成に向け6つの項目を設け、それぞれの項目の中に個別具体の施策を盛り込むなど、各施策の体系化・構造化を図った。</p> <p>また、具体的な施策について、取組予定を示す図と説明の文章で構成される工程表を作成し、各施策にKPI（重要業績評価指標）を設定した。</p> <p>(消費者庁) 規制対象の物品等、規制対象外の物品に係る消費者被害の実態や相談件数を定期的に把握し、平成24年の特定商取引法改正法附則の規定に基づく施行状況の検討を行う際にはその情報を活用していく。</p> <p>また、現在、消費者委員会特定商取引法専門調査会において、特定商取引法の施行状況の検討が行われており、同調査会において訪問購入に関する検討が行われることとなった際には、同様にその情報を活用していく。</p> <p>なお、平成26年度の相談件数は、i) 規制対象物品等が6,700件、ii) 規制対象外の物品が731件であった（平成25年度は、i) 規制対象物品等が6,563件、ii) 規制対象外の物品が781件）。</p> <p>※ 相談件数は、平成27年3月31日までのPIONET登録分を基に消費者庁が独自に集計したもの。訪問購入に分類されている相談から、規制対象外物品（特定商取引法施行令第16条の2に定める適用除外物品）に関するものを除いた件数を規制対象物品等に関する相談件数とする。</p> <p>(消費者庁) i) 平成26年5月22日～23日に開催した執行初任者研修及び同年11月11日～13日に開催した執行専門研修において、各経済産業局及び都道府県の執行担当職員に対し、当庁の標準的な執行ノウハウに関する講義を実施した。また、執行専門研修の資料は標準的な執行ノウハウについて記載しているものである。本資料は研修参加者及び研修に参加していない都道府県にも配布済みであり、当庁において都道府県等からの問合せなどに対応している。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>ii) 都道府県に対し、執行ネットへの調査情報の登録基準を周知し、適時適切な調査情報の登録の徹底による積極的な情報共有を要請すること。</p> <p>iii) 広域的な被害が疑われる事案について、都道府県等との情報共有及びその対応に係る協議を行う場を設けるなどにより、都道府県等と積極的な連携を図ること。</p> <p>(割賦販売法関係)</p> <p>③ 都道府県が担う指導監督業務の支援強化 経済産業省は、都道府県が割賦販売法に基づき適切な指導監督を実施できるよう、都道府県に対し、実施方針の策定を含めた立入検査等の指導監督のノウハウの習得などについての支援・助言を行うこと。</p> <p>(貸金業法関係)</p> <p>④ ヤミ金等による消費者被害の発生の態様等の把握等 金融庁は、貸金業法上の登録業者ではないヤミ金等について、消費生活相談情報を集計・分析することにより、消費者被害の発生の態様等を把握するとともに、消費者庁、警察庁等と連携し、消費者に対する積極的な注意喚起等を行うこと。</p> <p>イ 消費生活相談情報の法執行・指導監督業務への活用促進 消費生活センター等が受け付けた相談情報の活用により、一層効果的な法執行・指導監督の実施を図るた</p>	<p>ii) 平成26年11月に実施した執行専門研修において、執行ネットへの調査情報の登録基準を周知し、適時適切な調査情報の登録の徹底による積極的な情報共有を、都道府県からの出席者に対して要請した。また、本研修不参加の都道府県に対しては、「特商法執行NETの登録事項の連絡について」(平成26年11月11日付け消費者庁取引対策課)により、適時適切な調査情報の登録の徹底による積極的な情報共有の要請を行った。</p> <p>iii) 経済産業局と都道府県との連絡会議の場を活用して、悪質な行為が広域的に行われるような事案についての情報共有及びその対応を議題として協議(※)を実施しており、勧告を踏まえ、複数の都道府県等で対応が必要な事案について、単独の都道府県で対応することがないように積極的に連携していく。 ※ 平成26年4月1日～27年3月31日まで延べ42回開催し、54地方公共団体が参加</p> <p>(経済産業省) 毎年度、経済産業省職員、各都道府県の割賦販売法に基づく事務を担当する職員を対象とする研修を実施しており、平成26年10月に実施した本研修の募集に際しては、これまで参加実績のない都道府県の担当者に対して重点的に参加の呼びかけを行った。 また、研修に際しては、参加都道府県の担当者に対して、委任されている個別信用購入あっせん業等の指導監督権限について改めて周知を行ったほか、研修に参加出来ない都道府県の担当者に対しても、研修後に用いた資料を送付し、質問・相談を受け付けることとした。 なお、次年度以降は当該研修の募集に際し、都道府県担当部署の担当者への案内だけでなく、担当部署の管理職への参加要請を実施することとする。</p> <p>(金融庁) ヤミ金等については、平成26年4月より、P I O - N E Tの閲覧頻度を数箇月に1回から週1回に見直し、新たな手口や消費者被害の発生の態様等の早期把握に努めている。 また、新たな手口等が確認された場合には、消費者庁、警察庁等と連携し、速やかに消費者に対する注意喚起を行うなど、積極的に対応する方針としている。 なお、勧告後において、対応が必要な事案は認められない。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>め、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 国土交通省は、地方整備局のP I O-N E Tの閲覧環境の整備を進め、その活用を図ること。 また、金融庁は、本庁及び財務局のP I O-N E Tの活用の拡大を図ること。</p> <p>ii) 消費者庁は、都道府県の法執行・指導監督担当部署におけるP I O-N E Tの閲覧環境の整備方針を明らかにし、その推進を図ること。 また、都道府県等の消費生活相談担当部署によって取扱いが異なる相談情報の提供の考え方の違いについて実態を把握すること。これを踏まえ、P I O-N E Tから得られる情報の提供に関し、標準的なルールを示すとともに、都道府県等に対し、当該ルールに沿った運営や消費生活相談担当部署から法執行・指導監督担当部署への相談情報の提供の仕組みの構築が行われるよう要請すること。</p> <p>iii) 金融庁、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省は、都道府県に対し、すでにP I O-N E Tの閲覧環境が整備されている場合にはその活用を図ることを要請するとともに、同環境が整備されていない場合には、①P I O-N E Tの閲覧環境の整備又は②上記ii)の仕組みの構築により法執行・指導監督担当部署におけるこれらの情報の活用を要請すること。</p>	<p>(国土交通省) 地方整備局等におけるP I O-N E Tの閲覧環境の整備については、国土交通省から消費者庁に対し依頼を行い、閲覧環境の整備を完了させるとともに、平成26年8月19日付けで各地方整備局等宛てに同システムの活用を図る旨通知した。</p> <p>(金融庁) 平成26年4月より、週1回、P I O-N E Tを閲覧し、消費生活センター等が受け付けた登録貸金業者に係る相談情報の確認を行っており、確認した情報は必要に応じ財務局に還元している。 財務局に対しては、勧告後直ちに、勧告内容を周知するとともに、P I O-N E Tの活用拡大を図り情報の収集を強化するよう指示した(平成26年4月)。また、財務局での活用拡大を図るため、新たに貸金業担当者専用アカウントの取得や操作マニュアルの作成、効果的な検索手法の還元等のフォローアップを実施した(平成26年5月)。</p> <p>(消費者庁) 都道府県の法執行・指導監督担当部署におけるP I O-N E T閲覧環境の整備方針及び都道府県等の消費生活相談担当部署における相談情報の提供方針の実態把握のため、平成26年12月に都道府県等に対してアンケート調査を実施した。当該調査結果を踏まえ、都道府県の法執行・指導監督担当部署におけるP I O-N E Tの閲覧環境は当面の間拡大しない方針とし、都道府県等の消費生活相談担当部署から法執行・指導監督担当部署へのP I O-N E Tから得られる情報の提供に関する標準的なルールを「都道府県の法執行・指導監督担当部署に対するP I O-N E T情報の提供に関する指針」(平成27年3月30日消費者庁消費者教育・地方協力課策定)において示した。さらに、同日付けの「法執行担当部局とのP I O-N E T情報の共有について」(各地方公共団体消費者行政担当課長宛て消費者庁教育・地方協力課長名事務連絡)により、相談情報の提供の仕組みの構築が行われるよう都道府県等への要請を行った。</p> <p>(金融庁) 都道府県に対しては、財務局を通じて、勧告内容を通知(平成26年4~5月)するとともに、P I O-N E Tの活用拡大を図ること等による情報の収集を強化するよう要請した。また、貸金業監督者会議(平成26年4~6月)において財務局より重ねてP I O-N E Tの活用等を要請した。</p> <p>(厚生労働省) 消費者庁において平成27年3月30日付けで策定された「都道府県の法執行・指導監督部署に対するP I O-N E T情報の提供に関する指針」を踏まえ、速やかに都道府県等への要請を行う。</p> <p>(経済産業省) 各地方経済産業局において、平成26年度にP I O-N E Tの閲覧環境が整備されている都道府県に対して</p>

勧告	政策への反映状況
<p>ウ 地方消費者行政活性化交付金事業の効果検証</p> <p>消費者庁は、地方消費者行政活性化交付金事業の効果的かつ効率的な実施を図るため、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 全体としての事業実施のねらいや期待される効果を明らかにし、効果把握のための指標を設定した上で、その効果を検証すること。</p> <p>ii) 特に、同交付金投入の割合が高い消費者教育・啓発に関する事業及び消費生活センター等の設置・機能強化に関する事業については、これらの事業類型ごとの目標を設定し、目標の達成状況を把握するための指標を設定した上でその効果を検証すること。</p> <p>iii) 都道府県等がこれらの交付金により実施する個々の事業の効果を把握・検証し、それを踏まえ同交付金の交付に当たって活用する仕組みを構築すること。</p> <p>エ 消費生活相談の的確な実施の推進</p> <p>消費者庁は、都道府県等における消費生活相談の的確な実施を推進し、その実施状況や効果を把握するための指標の一つとして「あっせん率」及び「被害回復額」を活用するため、国民生活センターと連携し、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 消費生活相談における「あっせん」については、「消費生活相談対応マニュアル」に沿った取組が的確に捕捉できるよう</p>	<p>利活用を周知した。</p> <p>今後、消費者庁において平成27年3月30日付けで策定された「都道府県の法執行・指導監督部署に対するP I O - N E T情報の提供に関する指針」を踏まえ、改めて、割賦販売法の指導監督業務に利活用するよう周知する。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>消費者庁において平成27年3月30日付けで策定された「都道府県の法執行・指導監督部署に対するP I O - N E T情報の提供に関する指針」を踏まえ、速やかに都道府県への要請を行う。</p> <p>(消費者庁)</p> <p>i) 平成26年度地方消費者行政の現況調査、都道府県推進計画等を踏まえつつ、全体としての事業実施により期待される効果等を改めて明らかにした上で、有識者からの意見聴取をするなどして、効果把握のための指標の設定及びその効果の検証方法について検討し、27年度前半を目途に効果検証を実施する。</p> <p>ii) 上記i)の取組とあわせて、事業類型ごとの目標及び目標を達成するための指標は、平成26年度地方消費者行政の現況調査、都道府県推進計画等を踏まえ、消費生活センター等の設置強化事業についても効果把握のための指標の設定及びその効果の検証方法について検討し、27年度前半を目途に効果検証を実施する。</p> <p>また、消費者教育・啓発に関する事業については、消費者教育の的確な推進に係る勧告(項目(2)キ)を踏まえ、今後検討していく。</p> <p>iii) 平成26年度地方消費者行政の現況調査、都道府県推進計画等を踏まえ、27年度中に予算の交付決定における仕組みを構築する。</p> <p>(消費者庁)</p> <p>平成27年3月30日付けで「P I O - N E T入力時における「あっせん」、「斡旋解決」の考え方等について」(各地方公共団体消費者行政担当課長宛て消費者庁消費者教育・地方協力課長名事務連絡。以下「考え方等」という。)を发出するなど、以下のとおり取り組んでいる。</p> <p>i) P I O - N E Tへの相談情報の入力が、「消費生活相談対応マニュアル」の「あっせん」の定義と整合性が取れているかについて点検を行い、「考え方等」で入力ルールを策定した。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>に、P I O-N E Tへの相談情報の入力・分類基準を策定すること。</p> <p>ii) 消費生活相談における「斡旋解決」、「被害回復額」等については、定義を明らかにするとともに、その基本的考え方や標準となる基準を示し、加えて、その考え方や基準に沿った取組が的確に捕捉できるように、P I O-N E Tへの相談情報の入力・分類基準を策定すること。</p> <p>iii) 上記 i) 及び ii) に沿った消費生活相談業務の運用が行われるよう都道府県等に支援・助言・要請を行うこと。</p>	<p>ii) 「考え方等」において、P I O-N E Tへの相談情報の入力における「斡旋解決」及び「被害回復額」について定義を明らかにした。「斡旋解決」については、その定義を踏まえた入力ができるように、入力ルールを策定し「考え方等」において明らかにした。なお、「被害回復額」については、定義に基づく現行P I O-N E T版マニュアルに沿った試行的な入力が行われているが、平成27年10月のP I O-N E T刷新において新たに「被害回復額」に係る入力項目が追加されるとともに、27年9月に「消費生活相談カード記載要領」が改訂されることとなったことから、現行P I O-N E Tでの試行状況を踏まえ、同記載要領において次期P I O-N E Tにおける入力分類基準を策定する。</p> <p>iii) 消費生活相談業務の運用が適切に行われるよう、「考え方等」において、「あっせん」及び「斡旋解決」に係る入力ルールを都道府県等に周知し要請を行うとともに、「被害回復額」については、現行P I O-N E Tでの適切な入力に資するよう平成27年2月6日に「P I O-N E Tへの救済金に関する入力（消費者行政の「見える化」）について【主な事例集】」を周知した。次期P I O-N E Tにおける入力分類基準については、平成27年9月策定予定の上記記載要領の配布にあわせ、要請を行う。</p>
<p>オ P I O-N E Tへの情報登録の迅速化</p> <p>消費者庁は、登録される情報の有用性にも留意しつつ、P I O-N E Tを活用した相談情報の共有、消費者への注意喚起及び事業者指導等の迅速化を図るため、次の措置を講ずること。</p> <p>i) P I O-N E Tが消費者への注意喚起及び事業者指導等の有効な情報源となっていることを踏まえ、P I O-N E Tへの登録に長期間を要している都道府県等に対し、登録の迅速化を要請すること。</p>	<p>(消費者庁)</p> <p>i) 平成26年11月6日に「P I O-N E Tへの早期登録について」（消費者庁消費者教育・地方協力課名事務連絡）を發出し、各地方公共団体の消費者行政担当課長宛てにP I O-N E Tの早期登録を要請したほか、26年11月から同年12月までに実施された都道府県等向けのP I O-N E T刷新に関する説明会において、都道府県等に対し、現行P I O-N E Tへの登録の迅速化を要請した。</p> <p>また、P I O-N E T刷新では、登録日数短縮のため、地方公共団体等の理解と協力を得て、入力項目の削減を実施するとともに、事業者名や件名といった一部の項目について、仮登録データとして他機関の閲覧に供する仕組みを導入するなどの方策を進め、平成27年夏頃に実施される新P I O-N E T操作研修等において、この仕組みを踏まえた一層の登録迅速化を要請する。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>ii) 国民生活センターの中期目標の一つである「P I O - N E T刷新後における相談受付からP I O - N E Tに登録されるまでの平均日数を10日以内に短縮すること」の達成に向け、消費生活相談カード記載要領の改訂等の同法人の業務運営の的確な管理を行うこと。</p> <p>カ 財産被害の通知制度の運用の的確化 消費者庁は、財産被害に係る安全法12条2項通知の有効性及び効率性の確保を図るため、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 安全法12条2項通知の活用状況と効果を検証すること。</p> <p>ii) その上でマニュアルの見直し、改訂を行うなど安全法12条2項に基づき通知すべき事項の一層の明確化を図ること。</p>	<p>ii) P I O - N E T刷新にあわせて改訂予定の「消費生活相談カード記載要領」について、平成 27 年 10 月までに国民生活センターと協議して結論を得て必要な改訂等を行えるよう、同センターの業務運営の的確な管理を行う。</p> <p>(消費者庁)</p> <p>i) 安全法12条2項通知の活用状況と効果について、勧告を踏まえて検証を行ったところ、当該通知に基づく情報の集約、分析を行った上で、国会等への報告、消費者安全法に基づく注意喚起の措置等に活用されている。また、事業者名公表の注意喚起を行った後には当該事業者に関する消費者の相談がなくなった事案があることなどから、その効果が認められることを確認した。</p> <p><活用例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全法12条2項通知に基づく情報を取りまとめ、「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」として、国会及び消費者委員会に報告。また、当該報告書は当庁ホームページに掲載して公表 ○ 消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、以下のとおり消費者安全法に基づく措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県等に提供するとともに、当庁ホームページに掲載するなどにより公表し、消費者への注意喚起を実施（平成25年度7件） ② 上記①の情報を関係府省や関係民間事業者に提供（平成25年度42件） ③ 多数消費者財産被害事態に該当し、他の法律に基づく措置がない場合（いわゆる隙間事案）については、当該事態を発生させた事業者に対して勧告を実施（平成25年度2件） <p><同通知による情報等に基づく措置の効果例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有料老人ホームの運営を装って社債募集をしている事業者に関する注意喚起の事案では、その3か月後には相談がなくなるなど、多くの事案で注意喚起後の相談件数が減少 ○ 平成25年12月に、代金を事前に払い込ませ商品を届けない通信販売事業者とレンタルサーバー契約をしている事業者に情報提供をしたところ、同事業者において当該契約を解除 <p>ii) 本件勧告後において、都道府県等に対して発出した注意喚起の周知文（「消費者安全法第 38 条第 1 項の規定に基づく情報提供について」（平成 26 年 4 月 18 日付け消政策第 130 号））から、当該勧</p>

勧告	政策への反映状況
<p>iii) 関係府省及び都道府県等に対して、上記の明確化を図った事項の周知を徹底するとともに、当該事項を踏まえた的確な運用を要請すること。</p> <p>キ 消費者教育の的確な推進 消費者庁は、消費者教育推進法の理念の下に、消費者教育を前面に立って実施する都道府県等が、消費者教育の対象者の属性や特性に応じ、効果的に消費者に対する教育・啓発を進めるために、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 関係府省と連携し、学校や見守り体制等の既存のネットワークも含め、関係する機関等の役割分担を明確にし、実施内容の充実や重点化を図るための方策を示すこと。</p>	<p>誘事例が通知すべき「消費者事故等の態様」を具体的に示す事例である旨を明記し、類似の事案等があった場合には、消費者庁に対して通知するよう要請している。</p> <p>また、平成 27 年 3 月 27 日に、以下の事項等について「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の改訂を行い、通知すべき事項の一層の明確化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全法 12 条 2 項通知の趣旨及び i) で検証した活用状況を新たに記載 ○ 「消費者事故等」の要件及び「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の解説をより詳細に記載 ○ 「消費者事故等の態様」について、新たに具体例を作成し、行為別及び商品別の一覧表に整理して記載 <p>iii) <関係府省庁に対する周知・要請> 平成 27 年 3 月 30 日に消費者庁次長から関係府省庁に対して要請文書（「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の改訂について（依頼）」（消政策第 131 号、消安全第 96 号、消費者庁次長通知））とともに改訂マニュアルを送付した。これに先立ち、次官連絡会議（平成 27 年 3 月 27 日）において、改訂マニュアルに基づいた的確な運用が行われるよう依頼した。</p> <p><都道府県等に対する周知・要請> 平成 27 年 3 月 30 日に、都道府県等に対して改訂マニュアルを送付して明確化を図った事項を周知するとともに、当該事項を踏まえた的確な運用を「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の改訂について（依頼）」（消政策第 132 号、消安全第 97 号、消費者庁次長通知）により要請した。</p> <p>(消費者庁)</p> <p>i) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成 25 年 6 月閣議決定。以下「基本方針」という。）において、国や地方公共団体の施策の指針のほか、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教職員、消費生活相談員、地域福祉関係者、その他の幅広い消費者教育の担い手の指針などを整理して、関係機関等の役割分担を示している。</p> <p>こうした中、消費者教育推進会議の小委員会である消費者市民育成小委員会、情報利用促進小委員会及び地域連携推進小委員会では、平成 25 年 12 月から基本方針で明示した「今後検討すべき課題」について段階的に検討を行っているところであり、勧告をも踏まえ、内容の充実や重点化を図るための方策を示すべく、更なる検討を行ってき</p>

勧告	政策への反映状況
<p>ii) 消費者教育推進基本方針の中間的な見直しに向けて、消費者教育施策の推進を図るための目標及び当該目標の達成状況を測るための指標を設定した上で、消費者教育推進法に基づく円滑な施策の推進が図られるよう評価・検証を行うこと。</p>	<p>た。平成 27 年 3 月には、これまでの議論を踏まえて「消費者教育推進会議取りまとめ」を公表し、一定の結論を得た。このうち、関係機関等の役割分担の観点では、消費生活センターについて、基本方針で示された役割である消費者教育の拠点化を実現するための機能や役割を、明確化した。</p> <p>また、消費者教育の推進における学校や見守り体制等の既存のネットワークも含めた関係機関等の役割分担の明確化については、当該「消費者教育推進会議取りまとめ」において、学校教育関係者、消費者団体及び福祉団体・福祉関係者のネットワークといった消費者市民社会の形成に参画する多様な主体の活動への期待という形で整理した。平成 27 年度以降も消費者教育推進会議で検討を行い、関係する府省とも連携しつつ、その機能と役割を明確化していく。</p> <p>ii) 消費者教育推進のための指標化については、基本方針において「今後検討すべき課題」として認識している中、総務省の調査も踏まえ、消費者教育推進会議等で議論を行い、平成 26 年度の「地方消費者行政の現況調査」より、調査項目（消費者教育・啓発・広報事業について効果測定的手段等を追加等）を見直した。</p> <p>平成 28 年度に予定している基本方針の中間的な見直しに向けて、消費者教育推進会議の議論や勧告も踏まえ、消費者教育施策の推進を図るための目標及び当該目標の達成度を測る指標を設定し、消費者教育の推進が図られるよう評価・検証を行う。</p>

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

3 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

ア 租税特別措置等に係る政策評価の点検

各行政機関が平成27年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）」に沿って設定した点検項目により、点検を実施した。対象とした政策評価は、税制改正要望時に送付を受けた11行政機関に係る144件であり、平成26年10月28日に点検結果を税制改正作業に提供するとともに、関係行政機関に通知し、公表した。

点検当初、133件の評価に課題を指摘し、各行政機関に補足説明等を求めた。補足説明等の結果、33件の評価について課題が解消された。指摘した課題のその主な内容は、下記(ア)から(ウ)のとおりである。

「有効性」、「合理性」及び「相当性」の観点別に見ると、「合理性」及び「相当性」については、点検過程においてなされた補足説明により相当数が改善され、これらの項目については、評価書及び補足説明において一定の内容をおおむね備えている。一方、「有効性」については、いまだ多くの評価書において分析・説明の内容に不十分な点があった。「有効性」は租税特別措置等の要否の判断に資する特に重要な情報であることから、今後も分析・説明の内容の更なる充実を図ることが必要である。点検において分析・説明が不十分であると指摘した評価書については、各行政機関が評価の修正・やり直し等を含め適切な説明に努めることが必要であるとともに、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書についても、必要に応じて更なる分析・説明が期待される。また、現時点において他の政策手段等の効果を大きく受けない測定指標の設定が困難で、租税特別措置等の直接的な効果を測るための事後検証の方法をあらかじめ明らかにしている評価書については、次回評価時に当該方法によりその効果を分析することが求められる。

(ア)「有効性」の説明に係る課題

<達成目標及び測定指標>

- 租税特別措置等によって達成すべき水準（測定指標が定量化されている場合は目標値）又はその達成時期についての説明が不十分である。
- 設定されている測定指標は、他の政策手段及び経済情勢の影響を大きく受けるものであり、租税特別措置等の直接的な効果についての説明が不十分である。

<適用数、適用額及び減収額>

- 租税特別措置等の適用数及び適用額の過去の実績について、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき把握される適用実態等に関する情報が分析された上で把握されていない。
- 租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、所期の想定と比較した説明が記載されていない。

- 不特定多数の適用を想定しながら、上位 10 社の適用額合計が 8 割を超え、租税特別措置等の適用額が特定の者に偏っていることについて、説明が不十分である。
- 租税特別措置等の適用件数の実績が極端に少なく（各年度 3 件以下）、その直接的な効果についての説明が不十分である。
- 租税特別措置等の減収額の将来推計について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠が明らかにされていない。

< 税収減を是認するような効果 >

- 租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。

(イ) 「合理性」の説明に係る課題

< 政策目的の根拠 >

- 租税特別措置等によって実現する政策目的が優先度や緊要性の高いものなのか判断する根拠（法律、政令、閣議決定等）について明らかにされていない。

< 所期の目標の達成状況 >

- 租税特別措置等により達成しようとした当初の目標がいまだ達成されていないにもかかわらず、その原因又は引き続き実施する理由についての説明が不十分である。

(ウ) 「相当性」の説明に係る課題

< 租税特別措置等の手段をとる必要性・適切性 >

- 租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることの説明が不十分である。

< 他の政策手段との役割分担 >

- 他の政策手段が現に存在している場合において、租税特別措置等との適切かつ明確な役割分担についての説明が不十分である。

イ 規制の事前評価の点検

各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」に沿って設定した点検項目により、点検を実施した。対象とした政策評価は、11行政機関に係る119件であり、平成26年6月25日に34件、7月18日に25件、12月16日に60件の点検結果を関係行政機関に通知し、公表した。その際、参考情報として規制の影響が及ぶ範囲を示す情報や、指摘した課題に対する補足説明を求め、点検結果と併せて掲載している。

点検当初、66件の評価に課題を指摘し、各行政機関に補足説明等を求めた。補足説

明等の結果、全ての評価について課題が解消された。指摘した課題のその主な内容は、以下のとおりである。

- 当該規制の対象となる要件を設定する際の根拠の説明が不十分な評価については、具体的に説明する必要がある。
- 費用の要素について、評価書に記載されている要素の他に発生又は増減することが見込まれる評価については、その具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。
- 費用と便益の関係の分析について、直接費用と便益を比較することなく規制が適当である旨が説明されている評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
- 代替案としてベースラインの内容が記載されている評価については、ベースラインと異なる適切な代替案を明示する必要がある。なお、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。
- レビューを行う時期又は条件が、規制の内容に応じて具体的に示されていない評価については、規制の内容に応じた適切な時期又は条件を設定する必要がある。

ウ 公共事業に係る政策評価の点検

(ア) 平成26年度の点検の概況

各行政機関が行った個々の公共事業に係る政策評価について、過去の点検結果や点検過程から把握した情報等に基づき、需要予測の方法等の観点を設定した上で重点的に点検を行った。対象とした政策評価は、3行政機関に係る15事業区分58件であり、点検結果を平成27年4月27日に関係行政機関に通知し、公表した。

当該点検では、15事業区分58件の評価書のうち、6事業区分18件の評価書について、30件の個別の指摘を行った。また、7事業区分については、費用対効果分析マニュアル等の改定等、事業区分ごとに共通する15件の指摘を行った。これらのうち、あらかじめ設定した観点到該当する指摘は、需要予測の方法についての指摘が2件（いずれも個別の評価書に係る指摘）、複数の事業区分が計上している同種の便益、費用等に係る算定方法についての指摘が3件（いずれも事業区分ごとに共通する指摘）であった。

指摘の主な内容は以下のとおりである。

<個別の評価書に係る指摘>

- 便益の算定に当たって、誤った数値や算定方法を用いている。また、費用の算定に当たって、誤った算定方法や計上漏れがある。

<事業区分ごとに共通する指摘>

- 現在、用いられている便益の算定方法について疑義があり、見直しを検討する等の必要がある。

各行政機関においては、個別の評価書に係る指摘に対しては、必要に応じて、評価書の修正を行う方針を示している。また、事業区分ごとに共通する指摘に対しては、i) 費用対効果分析マニュアル等の内容そのものに原因がある場合には適切な分析手法について検討する、ii) 費用対効果分析マニュアル等の運用に原因がある場合には、改善に取り組むなど、運用を徹底することとしている。

表1 平成26年度の点検結果（一覧）

（単位：件）

行政機関名	事業区分名	点検対象とした評価書の件数	個別の評価書に係る指摘		事業区分ごとに共通する指摘	
			評価書の件数	類型別件数（延べ数）	指摘の有無	類型別件数（延べ数）
農林水産省	国営かんがい排水事業	1	—	—	—	—
	国営総合農地防災事業	2	—	—	—	—
	独立行政法人水資源機構事業	1	—	—	—	—
	直轄海岸保全施設整備事業	1	—	—	○	3 ④：3
	農業競争力強化基盤整備事業	2	—	—	—	—
	農業水利施設保全合理化事業	1	—	—	—	—
	農村地域防災減災事業	2	—	—	—	—
	水産物供給基盤整備事業	5	4	5 ①：4（◆：1） ②：1	○	2 ④：2（★：1）
	水産資源環境整備事業	4	4	11 ①：10 ②：1	○	1 ④：1
経済産業省	工業用水道事業	11	4	5 ①：4（◆：1） ②：1	○	2 ③：2（★：1）
国土交通省	ダム事業	4	—	—	—	—
	道路・街路事業	4	—	—	—	—
	港湾整備事業	8	1	1 ②：1	○	1 ③：1
	住宅市街地総合整備事業	8	4	6 ①：2 ②：4	○	4 ③：4（★：1）
	都市公園事業	4	1	2 ①：2	○	2 ③：1 ④：1
合計	15事業区分	58	18	30 ①：22（◆：2） ②：8	7事業区分	15 ③：8（★：2） ④：7（★：1）

（注）1 「類型別件数（延べ数）」欄の①～④、◆及び★は、次のとおり。

①便益に関するもの、②費用に関するもの、③費用対効果分析マニュアル等の改定、④費用対効果分析マニュアル等の運用、◆需要予測の方法、★複数の事業区分が計上している同種の便益、費用等に係る算定方法

2 個別の評価書に係る類型別の指摘件数は、複数の指摘を行っている評価書があることから、評価書18件に対して延べ30件となっている。

3 点検の結果、指摘がなかった欄は「—」としている。

（イ）平成25年度の点検の概況

平成25年度の点検については、4行政機関に係る13事業区分133件のうち、9事業区分114件の点検結果を26年4月30日に公表（昨年度報告の対象）し、それ以外の4事業区分19件については、専門的な知見を要する案件が含まれていたこと等から、引き続き点検を進め、点検結果を26年12月25日に関係行政機関に通知し、公表した。

当該点検では、4事業区分19件の評価書のうち、2事業区分3件の評価書について、3件の個別の指摘を行った。また、4事業区分については、費用対効果分析マニュアル等の改定等、事業区分に共通する8件の指摘を行った。

指摘の主な内容は以下のとおりである。

<個別の評価書に係る指摘>

○ 便益の算定に当たって、誤った単価を用いて算定している。

<事業区分ごとに共通する指摘>

- 現在、用いられている便益の算定方法について疑義があり、見直しを検討する等の必要がある。

表2 平成25年度（平成26年12月公表分）の点検結果（一覧）（単位：件）

行政機関名	事業区分名	点検対象とした評価書の件数	個別の評価に係る指摘		事業区分ごとに共通する指摘	
			評価書の件数	類型別件数(延べ数)	指摘の有無	類型別件数(延べ数)
農林水産省	国有林直轄治山事業	3	1	①：1	○	②：1 ③：2
	民有林直轄治山事業	3	2	①：2	○	②：1 ③：1
	直轄地すべり防止事業	2	—	—	○	②：1 ③：1
国土交通省	道路・街路事業	11	—	—	○	③：1
合計	4事業区分	19	3	3 ①：3	4事業区分	8 ②：3 ③：5

(注) 1 「類型別件数」欄の①～③は、次のとおり。

①便益に関するもの、②費用対効果分析マニュアル等の内容、③費用対効果分析マニュアル等の運用

2 点検の結果、指摘がなかった欄は「—」としている。

(ウ) 平成25年度の点検における指摘に対する各省の対応状況

平成25年度の点検（平成26年4月及び同年12月公表）における指摘（個別14件、共通6事業区分）に対する各省の対応状況は、表3のとおりである。

個別の評価書に係る指摘については、指摘に基づき評価書の修正が行われた。

また、事業区分ごとに共通する指摘については、指摘に基づき、各省において費用対効果分析マニュアル等の改定や運用の徹底のための措置が進められている。

表3 平成25年度の点検における指摘に対する各省の対応状況（単位：件）

行政機関名	事業区分名	点検対象とした評価書の件数	個別の指摘を行った評価書の件数	各省の対応	事業区分ごとに共通する指摘の有無	各省の対応	
				評価書の修正		マニュアル等の改定等	運用の徹底
厚生労働省	簡易水道等施設整備事業	33	5	修正済み5	—	—	—
農林水産省	国営かんがい排水事業	14	—	—	—	—	—
	国営総合農地防災事業	1	—	—	—	—	—
	農業水利施設保全合理化事業	9	2	修正済み2	—	—	—
	地すべり対策事業	3	3	修正済み3	—	—	—
	国有林直轄治山事業	3	1	修正済み1	○	平成27年度早期に改定	対応済み
	民有林直轄治山事業	3	2	修正済み2	○	平成27年度早期に改定	対応済み
	直轄地すべり防止事業	2	—	—	○	平成27年度早期に改定	対応済み
	水源林造成事業	30	—	—	○	対応済み	対応済み

国土 交通省	ダム事業	19	—	—	○	対応済み	—
	砂防事業等	4	—	—	—	—	—
	道路・街路事業	11	—	—	○	—	対応済み
環境省	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業	1	1	修正済み1	—	—	—
合計	13事業区分	133	14		6事業区分		

(注) 点検の結果、指摘がなかった欄は「—」としている。

エ 目標管理型の政策評価の点検

各行政機関が行った目標管理型の政策評価を対象に、点検を実施した。対象とした政策評価は、17行政機関に係る296件であり、点検結果を平成27年3月27日に関係行政機関に通知し、公表した。

平成26年度は「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会了承。以下本項目において「ガイドライン」という。）に基づく取組の初年度であることを踏まえ、各行政機関における取組についての概観を得るため、「標準化・重点化」の実施状況を中心に点検を行った。点検結果の主な内容は、以下のとおりである。

(ア) 標準化の状況

- 平成26年度に評価を実施した全ての行政機関が、各行政機関共通の5区分により目標達成度合いを明示した。
- 一方、あらかじめ設定した測定指標と異なる測定指標を用いて評価を実施しているにもかかわらず、その理由が説明されていない、目標達成度合いの測定がガイドラインに沿って行われていないといった課題もみられた。

(イ) 重点化の状況

- 評価の実施時期について、約4割（17行政機関中7行政機関）の行政機関が、施策ごとに評価を実施する年度を定めるなど、評価の実施時期を重点化し、一部の施策を対象に評価を実施した。
- 評価の内容については、ガイドラインに基づく取組の初年度でもあり、目標達成度合いの測定に加え、踏み込んだ評価が十分に行われているとはいえないものの、①目標を達成しなかった原因を分析し、当該原因分析を踏まえて政策の見直し・改善の方向性が明らかにされている評価や、②達成手段が目標へ有効に寄与しているかについて、特定の場合（測定指標単位の目標達成度合いが150%超や50%未満の場合など）に、目標に対する実績がどのような要因（達成手段、想定外の外部要因など）により得られたのかについて分析を行う評価の枠組みを構築した上で、分析が行われている評価も一部みられた。

(ウ) 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保に関する状況

- 行政事業レビューにおける指摘を踏まえた事業（達成手段）の見直しの方向性や事業の効果を把握するための測定指標の見直しを明らかにするなど、政策評価と行政事業レビューとの連携を深める工夫を行っている評価がみられた。

(エ) 各行政機関における評価の質を高める取組の例

- 測定指標単位の目標達成度合いの判定及び政策分野単位の目標達成度合いの判定方法をあらかじめ明示するとともに、一定の基準に基づいて測定指標についての要因分析を実施するなど、定量的な評価の枠組みを構築している行政機関の例がみられた。
- 定量的な測定指標や、政策効果を把握できる測定指標への見直しを行っている行政機関の例がみられた。

これらの点検状況を踏まえ、今後の目標管理型の政策評価の実施に当たってガイドラインを踏まえた一層の評価の質の向上が図られるよう、今般みられた共通的な課題を各行政機関と共有した。共通的な課題の例は以下のとおりである。

1 目標達成度合いに係る要因等の分析

- 目標設定の妥当性や目標達成度合いに係る要因等を十分に分析。

2 達成手段が目標へ有効に寄与しているかの分析

- 達成手段がいかに目標の実現に寄与するかを事前に明らかにした上で、事後に当該想定を検証。
- 検証に当たっては、できる限り、以下のような分析を実施
 - ・ 目標に対する実績はどのような要因（達成手段、想定外の外部要因など）により得られたのか。また、要因ごとに実績にどの程度影響を与えたのか。
 - ・ 達成手段により得られた実績は事前の想定どおりか。

3 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保

- 行政事業レビューにおける指摘を踏まえて、どのような事業（達成手段）の見直しを行い、当該見直しが施策の目標設定や目標達成度合いにどのように影響するのかを把握するなど、政策評価と行政事業レビューとの間で情報等の相互活用を図る。

